

548-12

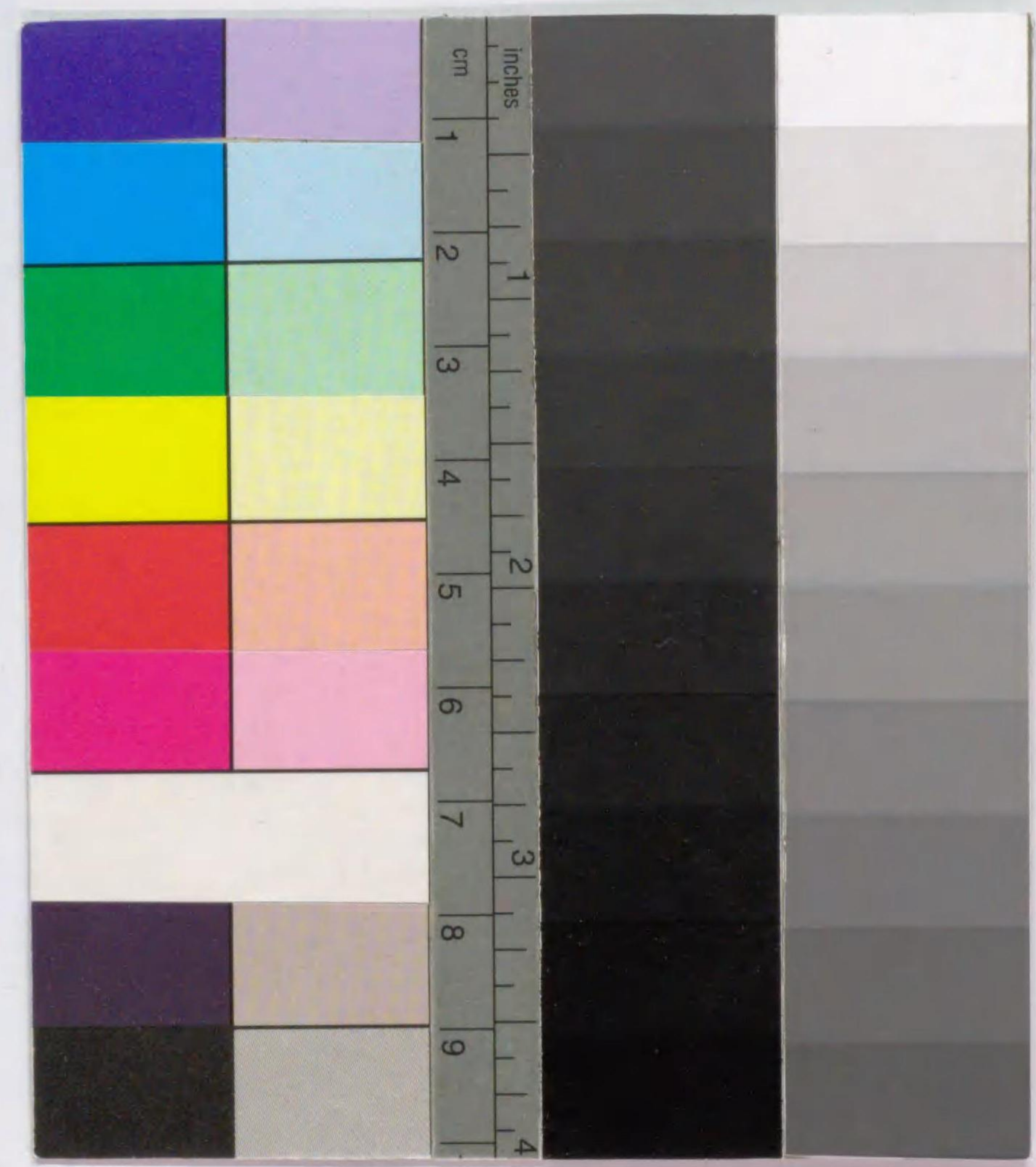


1200501506414


48

12

口  
複  
写

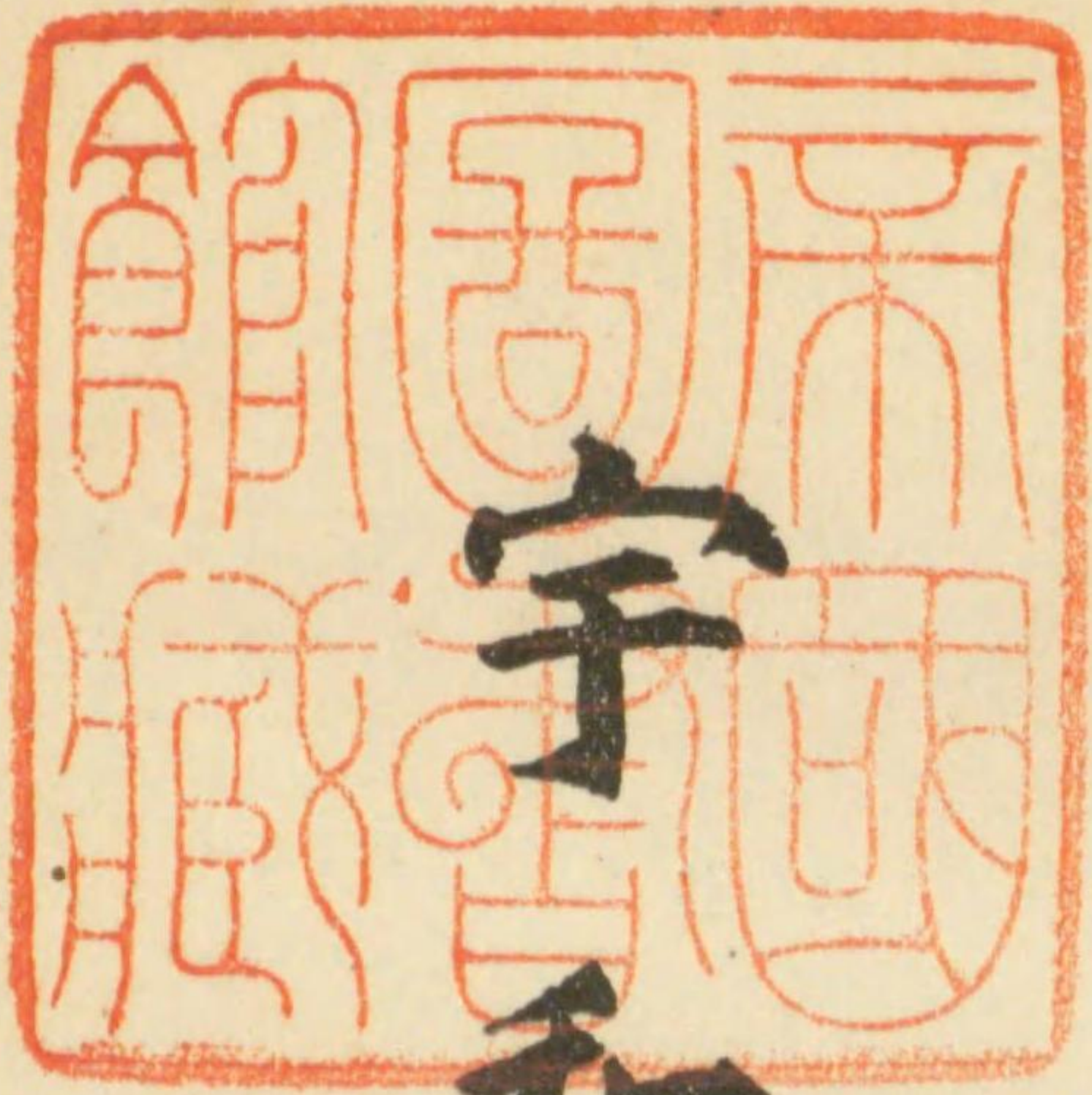








108R-33



宇和齋記 上卷

愛媛青年婦女協會刊行





## 凡例

- 一、本叢書の第一期刊行は十二冊をもつて完成す
- 一、伊豫における代表的文献の網羅に努めたるもなほ洩れたるもの多かるべし、第二期刊行の際に收採せんとす
- 一、語格假名遣振假名等は特別の場合の外正しきに従つてこれを訂正す
- 一、漢文およびこれに準ずるものには反点を附して讀誦し易からしめ體裁上差支なきものはまゝ讀下しに書き改めたるものあり、すべて句讀点を施す
- 一、原本の片假名も差支なき限りこれを平假名に改む
- 一、原本に存せし註釋書入れなどにして収録を必要とするものは多く小活字を使用し校訂者の註記増補等には○または括弧を附しその區別を明瞭ならしめたり
- 一、原本の蟲喰または讀み得ざるものは別本と照合して補填に努めたるも補填不能のものは□を挿入せり



この叢書の表紙にかへる泉貨紙は愛媛縣立工業試験場で漉いてそれに加工していたもので、泉貨紙はわが伊豫の國の特産品で天正年間以南豫の泉貨居士がはじめてつくられたものです。

### 解題

#### 宇和舊記

宇和舊記は宇和郡舊記とも謂ふ、宇和四郡に於ける郷土誌料の上乗なるものとす。宇和島藩士に井關又右衛門盛英（號徳相軒）あり、越智姓井門氏にして、其先は河野氏の家臣なり、其中祖を中務盛景と云ふ、宇和郡兼近村井關城に居る、故を以て井關氏を稱す、其子孫宇和島侯に仕へて令名あり、就中著名なるを盛英とす、盛英資性俊秀、博覽強記、學を好み典故に通ず、殊に史跡を探訪し、古事を考證するを以て終生の事業となす、天和元年、幕府の巡見使駒澤次郎左衛門、水野小左衛門、小田切喜兵衛の三士宇和郡に臨檢す、藩は盛英の地方の古事に通曉するを聞き、命じて郡記を録上せしむ、是に於て盛英嘗て私録する所の草稿を携へて、普く封内を巡歴探訪し、再び精査を遂げ、大に増修して一部を作成し、之を藩府に献ず、藩は又之を巡見使に致す、是れ此宇和舊記四冊なりとす。



其内容は、黒瀬殿、御莊殿、津島殿、板島殿、河原淵殿、北之川殿、野村殿、魚成殿、東多田殿、南方殿、萩ノ森殿の十一章に分ち、更に其領土内に於ける神社佛閣、城砦戰場、古跡墳墓、山水形勝、古木名花等の由來を叙し、尙文書記録、金石銘文、棟札經卷、書畫名什、傳記系譜等の事由を説き、之に加ふるに詩歌發句口碑傳説の趣味ある記事を以てす、而して旁證として東鑑、豫章記、清良記、土佐軍記、西國太平記、源平盛衰記、王代一覽記等を引用し、以て讀者の參考に資せり、書中往々著者の意見を加ふるものあるも、終始疑問的考證的にして、些の斷見に失せざるは、最も敬服に價ひする所なり。

本書は伊豫に於ける地誌中最古の編纂に屬し、且内容の整備したる点に於て傑出するものと謂ふべし、之を要するに、本書の價值はあらゆる材料を見聞に隨ひて採集したるにあり、本書の特色は卒直眞摯にして獨斷臆説に陥らざるにあり。聊か所見を記して解説に代ふ。

大正十五年七月下旬、松山市北京町、伊豫史談會事務所に於て

### 富水漁史 西園寺源透識

#### 宇和舊記の種類

一、金剛山本は宇和島市大隆寺の所藏にして、全部五冊を以て成る、黒瀬殿を以て一とし、御莊殿津島殿板島殿を以て二とし、河原淵殿北之川殿、野村殿魚成殿を以て三とし、東多田殿南方殿萩森殿を以て四とし、吉田古記を以て五とし、宇和舊記は宇和島藩の撰にして四冊なるが正しきなり、吉田古記（委しくは吉田領古社寺並古城跡之覺書と云ふ）は吉田藩の撰にして宇和舊記とは全く別本なり、然るを後に之を合して五冊とし宇和郡を一見せしむるに便じたるは金剛山本の特色と謂ふべし、尙此本の卷首には宇和郡領主の次第及西園寺家旗本十五將の記事を添加せり、這是概念を得る点に於て利益鮮しとせざるなり、又二冊の末に「貞享元甲子歲正月十二日ヨリ始八月廿八日寫畢、重賢」とあり、こは原本（天和元年成）に就て最初謄寫したるの記ならんか、次に「延享三乙亥三月中旬ヨリ始同五年戊辰三月三日寫焉、正登」と記せり、是れ正登が三年を費して複寫したるを知るべきなり、金剛山本は又正登本に依りて三寫したるものとおぼゆ、而して此本誤寫脱字頗る多し。



二、毛山本は宇和島市毛山正辰氏の所蔵にして都築姓信成の舊蔵なりしなり、龜龍麟鳳の四冊に分つ、龜には黒瀬殿を收め龍には東多田殿南方殿萩森殿を書し、麟には御莊殿津島殿板島殿を記し、鳳には河原淵殿北之川殿野村殿魚成殿を入る、此本錯簡亦多し。

三、櫻田本には「櫻田氏之藏書」の印あり、宇和島大夫の舊蔵なりしが、後巴賀壽氏の蔵に歸す、此本は序文と二の卷（東多田南方萩森）との二冊のみ存し、他を缺失せるは遺憾なり、しかし他本に見るを得ざる序文の存せしは幸と云ふべし。

四、吉良本は仁義禮智信の五冊を以て成る、今智冊を失ふを憾とす、仁には西園寺殿、義には東多田殿南方殿萩森殿、禮には中野殿深田殿土居殿有馬殿法花津殿、智には河原淵殿北之川殿野村殿魚成殿（今逸失）信には御莊殿津島殿板島殿を收容す、此本の特色は吉田古記を整理して中野殿外四領主に配當記載して禮の一冊を増したるにあり、尙他の冊に於ても往々増補したるものあり、而して冊末に「于時天保七丙申秋松田氏書寫之、土居氏通要主」又「元結木濱ノ町土居氏藏書」と署せり、故に本書は松田本に依りて謄寫したる宇和島土居通要の藏本なりしことを知る、今北宇和郡明治村吉良銀次郎氏の所有に屬す、本書も亦誤脱少しとせず。

五、今西本は北宇和郡吉藤村故の今西幹一郎氏の藏本を云ふ、全部四冊にして順序は毛山本に同じ、而して四（御莊津島板島）の冊末に寶曆丁卯三月宇和島の文學安藤知冬の跋文あり、こは他本になき所に

して本書の特色たり、しかし寶曆に丁卯の干支なければ錯誤なるべし。

六、愛媛縣廳本は、もと宇和島藩民政局の所有なり、其奥書に曰く「右民政局記録等は雖有之、未宇和舊記無之に付、此度全部出來、民政局。明治二己巳六月、鹿村覺右衛門六十一翁寫之」と以て其來歴を知るべし、本書四冊にして冊順は金剛山本に同じく、只五の冊を缺ぐのみ、而して此書錯誤多きこと他本に譲らず。

七、西園寺本は余の所有に屬するものを云ふ、本書は金剛山本に依りて五冊を寫し、尙吉良本の禮の卷を書添へ六冊を以て一部としたりものなり、本書の特色は以上の各本を以て校合したるのみならず、古文書金石文棟札等の原本あるものは、それに依りて訂正したるにあり。

八、以上の外類本多きも、大同小異なれば、今省略に従ふ。（昭和三年四月十二日三更 宮水識）



宇和舊記

目次

西園寺殿……………一  
 御庄殿……………七五  
 津島殿……………一一八  
 板島殿……………一四七  
 河原淵殿……………二〇九  
 北之川殿……………二三六  
 野村殿……………二六七

豫州宇和郡舊記序

予隨家大人而僑寓坂陽也、幾十有餘載、飽觀五畿之勝境、常接東南之名士、凡萬方之風化、殊鄉之民俗、莫不略傳聞之、居恒念古、所謂樂莫樂兮、新相知、良有以也、于茲井關氏越智盛用丈者、豫州宇和島之官士也、奉承候命、遠役於坂陽之候館、性素不凡、潛心篤志、深好古道、尤慕

本邦武家之禮法、隨予家大人受業、已有年、一日携書一秩、來謁於家大人、聞之、乃其祖考井關又右衛門越智盛英豪士之所編輯也、然為其書也、掇拾豫州宇和島典故人物事蹟、以集著、其善惡之迹、興衰之實、誠古昔之昏昏焉、千里之恣恣焉、悉明白如指其掌、苟欲通古今者、不可不讀此編矣、夫道之衣、被天下也、博矣高矣、大而八紘之表、小而毫纖之內、何適而不



由道也、而其實不離乎人倫、日用動息語默言語飲食之間、而一日不資之、則豈何以異夫犬羊哉、然人皆非生而知之者、必服膺古訓、膾炙史傳、而不追古人言行之跡、監歷代興廢之端、則終身不知道之不可須臾離、而遂不得窺教化之景象、望聖賢之門墻矣、蓋庸人之性也、陷氣習之偏、徒不喻好古進善之易、而彊務索隱行怪之難、貿貿焉莫之能適從、可勝歎哉、書曰、事不師古以克、永世匪所聞、噫、果孰能知之、信惟碌碌者而已矣、是故古者列國各有史官、掌記時事、皆所以垂跡於後世、使蚩蚩之氓、按是非、驗得失、而日進于善也、故雖著書、不規之於古昔、本中之於教化、則不足爲書、蓋物換星移、去古漸遠、文獻足徵者尤鮮矣、獨詳著上世之淳風、叙古人之實蹟、可使懷古催感慨者、其惟是書乎、竊聞井關氏元井門氏、其先出自伊豫皇子、而河野氏爲同姓、後年居於宇和郡井關城、故以命氏、盛

英豪士、乃其後裔也、奉仕宇和嶋牧

伊達遠江侯、其爲人也、誠心質行、敏而好古、常公退之暇、俯思人物之移、仰歎歲華之催、每逍遙於鄉里、載馳載驅、周咨諫往事、宵思晝繹、詳以知邊界之治亂興亡、爲平日之業、蓋深計遠慮、以願應公事之急、爲忠績之一端、固一代非常之儒士也、天和元年辛酉、奉

台命、駒井次郎左衛門、小田切喜兵衛、水野小左衛門三士爲上使、巡察到伊豫州、是時

伊達侯之臣松浦六左衛門某、衛護東武之侯館、於是、小田切氏令松浦曰、

伊達侯之封疆、古寺名社等、不<sub>レ</sub>論<sub>下</sub>賜

御朱印、與<sub>レ</sub>不<sub>レ</sub>賜、逐一督<sub>レ</sub>之、筆記舊事、以可<sub>レ</sub>進呈、松浦以言之於伊達侯、侯嘗傳聞盛英之慕古蹟、博識邦內之典故事、實乃賜



命曰、汝嘗好古、詳知字和郡舊事、宜悉筆其所聞於書而獻之、盛英不意應公選、乃新校定之、鱗次羽集、勒成一書、分爲四卷、凡惣計三百餘葉、繕寫以獻於官府、此舊記四卷乃是也、予展讀之、忽興慕蘭之懷、未嘗不臨文感歎、嗚呼、不思記事如此委曲詳悉、實叩兩端盡之、卷舒再三、愕眙而殆忘寢食、凡字和郡歷代之盛衰、侯伯之興亡、城邑之變、名山大川之記、及古寺靈社之錄、班班全備、無不析、無不傳、嗟夫勝地奇遺、于古、不相沒、而事故傳□□然、若寶鏡之圍萬象、而品彙莫不昭昭乎其中也、于以稽今通古、勵俗摩風、詎不偉與、蓋自其不變者而觀之、則草木每春必華、日月經世常駿驅、自其變者而觀之、則東海之水變成桑田、歷陽之都化爲魚鼈、土地猶然、矧又世閱人而爲世、人晚晚而去來、夫讀此編者、慨然豈有不思其祖考、欲嘗禘之、視其墳墓、欲封溝之者乎、烏虜、豪士之心、出其類、拔

其萃、洞視古今、愍惻盛衰、可謂深有志於拯頽風者矣、予殊憾世移時異、而不得一展良覲、實以悵焉、然此書豪士所手自筆之草稿、乃盛用丈之叔父、井關德兵衛盛政受之、藏之於蘭室、十襲以爲傳家之珍、然正德二年壬辰二月初七丑時、字和嶋自

伊達侯執事櫻田氏之宅背、火劫俄起、飄風怒號、街衢大回祿、此時盛政之家園、亦忽被風火一燎、彼舊記草稿、及祖先傳家之名籍珍記、悉罹煨燼、而隻字不殘、嗚呼、噫嘻、時耶、命耶、豪士之功勞、一朝委焦土焉、固可歎哉、於是、盛用丈深痛恨、慨然大嘆祖考之遺筆難再得、寧欲求其舊文於字和嶋、書寫之、以償其遺恨、然遠役仕於坂陽、遙隔雲山、且公事蟬冗、遂不果、享保九年甲辰、幸奉公事、偶趣於字和島、公勤之暇、求得彼舊記之別書、乃欣然託毫於其良朋松本孫七郎、布施留右衛門、賀來



幸右衛門三士、膽寫之、遂復其舊文、已竣公事、携書而回、帆於坂陽、一日持來、既於家、大人者、乃其書也、嗟乎、世慕古追遠者之廢也久矣、詢其所、以不行之故、咸曰、我等小人、豈何及、釋古盛哉、井關丈能獨步當世、而適遵祖武、上天借奇緣、傳家之寶、典絕而復續、祖考之功業、湮而復明也、爲其厲也可謂至矣、蓋慎終追遠、此二者人道之極致、而天下之要務、莫先於焉、凡雖禽獸皆不能無情、鳥鳥猶有反哺其母之情、況人者萬物之靈、而備四端之心、擴而以充之、則皆可日遷善遠非、以得入其惠也、然則慎骨肉之終、追祖先之遠、豈得止哉、大凡耳之所聞、目之所視、而思從之、此人情之常也、故下愚之甚者、遂醉夢於耳目之利欲、而未知所以覺、或適知之、而暴棄從之、古今之通病也、是故無貴無賤、棄義趨利者、紛紜于其間、奚翅遺慎終追遠、從而辱祖蔑親、黜世塵家、反目腆顏、曾無愧畏、甚矣教化之衰

也、若使此輩解此事、讀此書、則彼慷慨激烈、乃將少有奮起于茲焉、豈又非風化之一補乎、問者井關氏來謂予曰、四時代御、陰陽交化、後年恐失此書之所由生、乃欲使子孫永識其傳、盍請序之、嗚呼、如予馬牛襟裾、奚能足勒英士之高志、叙其由哉、再三辭之、不敢允、不得止、遂述所聞、敢綴鄙言、以應其請、羞下雕篆小伎、不稱君子之高義、而殆不免狂斐踰僭之罪矣、

昔

享保十年龍集旃蒙大荒落林鐘之吉

八田源朝國謹選於坂陽北濱僑居

○此序文他に比較校合すべきものなし、故に錯誤あるも訂正するによしなし



宇和舊記 上卷

西園寺殿之事

豫州宇和郡旗頭之事

一松葉城主、清華的々、後西園寺藤原氏公廣卿也。

此松葉城は、下松葉村にあり、岩瀬城とも云、後は黒瀬城を捨へ移住し給ふ、是は松葉町にあり、今の卯之町なり。

一公廣卿御先祖、西園寺前相國實氏、落飾して常盤井入道と號す。

四條院御宇、嘉禎二年丙申二月廿二日、巳酉、伊豫國宇和郡事、止薩摩守公業きみなり法師領掌、所被付于常盤井入道太政大臣家之領也、年來彼禪閣雖被望申之、公業先祖代々知行、就中遠江椽橋遠保、承勅定討取當國賊、是純友以來



居ニ住當郡一令レ相ニ傳子孫ニ事年久、無レ咎而不可レ被ニ召放ニ之由、頻以愁歎、御沙汰難レ顯ニ是非、無ニ左右ニ爲レ不レ被ニ仰切ニ之處、去比禪閣御書狀、重參着、此所望不ニ事行、似レ失ニ老後眉目、於ニ于今者、態令ニ下向ニ可レ被レ申ニ所存ニ之趣、被レ載ニ之、御下向之條、還依下可レ爲ニ事煩ニ間、可レ有ニ御管領ニ之旨、今日被レ仰ニ遣于彼家、可號陸奥入道理之許云々と、東鑑にある由。

此時より、代々西園寺家當郡主として子孫繁昌せり、就レ中公良卿と云ふ人、當國靜謐之爲に、永和二年御下向、松葉城に住給ふ事、年久し、子孫相續、家傳の系圖など紛夫したる故、爰に委細あらはしがたし。

一十九代實充卿御時、黒瀬山へ城を引せらるるとて、繩張迄にて逝去、其子公家代に黒瀬調ひ移住し給ふ、其子公高東多田瀬戸あすか城にて、鉄砲に當り死去、此時家來上甲治部も打死、弘治二年に來村より公次宇和へ御越にて、世を被レ爲レ繼の時、法華津の福嚴寺を御使僧として上京の處に、達ニ 叡聞ニ西園寺少將公次と被ニ成下ニの由、其子公宣其子公廣と申の由。

又一説には、實充卿御時、松葉村黒瀬に住給ふ、故に世舉りて黒瀬殿と申す、實充卿嫡子公高と申は、土州長宗我部、大洲宇都宮と云合せ、東多田村瀬戸口迄責入給ふの處、爲ニ防戦ニ飛鳥城へ詰かけ、一戰の節討死し給ふ故、世繼無レ之に付、來村來應寺住持は、實充御一家たる故、令ニ還俗ニ西園寺家被レ爲レ繼之由、是則後西園寺藤原公廣卿なりといへり。

如レ此兩説ありと雖も、世は廿代、年は三百五十年、威を南海の山に振ひ、光りを西海の浪に浮べり、誠に目出度御家なり、此時節の事にや、小早川隆景より披露狀あり。

一今度公廣初而掛ニ御目ニ申承本望に候、誠に御方々御事、數年被レ成ニ御辛勞ニ殊に此方御入魂之段、無ニ忘却ニ候、彌貴殿長久可レ得ニ御意ニ候間、毎事御馳走肝要に候、猶期ニ後喜ニ候、恐々謹言。

十一月五日

隆景 (書判)

久枝又左衛門尉殿御陣所



○天正十三年の十一月五日の書狀なるべし

又長曾我部元親より披露狀あり

一貴殿御書謹而拜上候、仍御國鉾楯靜謐之始末、藝州爲御入魂之旨、併御安泰之基、尤以目出度候、向後之儀、大野方同意可仕候、御下知之段、乍遠遠相應之儀、不可存別事候、就中隨御條數封御使大藏令申談候間、可然様御取成可爲本望候、猶自是可申上候條、御一方中御吹舉可畏入候、恐々謹言。

六月二日

元親 (書判)

久枝又左衛門殿

三善三河守殿

一河野豫章記に花見山の城を攻給ふ時、西園寺衆、山方衆、相加之間、其勢雲霞の如し、同十一日大空城を、正岡六郎左衛門尉忍を入れて打落す、同十三日の夜、宍艸入道父子、若黨六人自害す、國人等六十餘人籠ると雖も、或は降參し、或は没落し畢ぬ、同七月十七日に、花見山の城降參とあり。

○本件正平廿三年に屬す又花見山は福角村にあり大空は一に岩子山と云ふ齊院にあり

一高野山上藏院豫章記に云、河野通直討死の事、貞治四年宮方は正平廿年、菊池方を打ち立ち、高田の人々を案内として、佐伯に押移る、翌年豊前小倉に渡り、今塔の軍に打勝、其後宮懸城を大友攻らるる、通直好みなればとて、後攻をし給ふ、然共終に勝負決せざる間、互に和睦をしてぞ事畢んぬ、其後菊池戸次の城を攻ける、其時通直は伊豫國宇和の西園寺へぞ歸り給ふ、其比通直の一族には、今岡通任が舍弟、村上義弘兄弟、正岡六郎左衛門舍弟、久枝二神十郎左衛門、大内兄弟、中務丞、淺海、重見、中西、弟得能越後守、土居、富岡の弟、池内越後守、山内筑前守、中川十郎純阿兄弟、西園寺一族、永長大概新兵衛尉、一家都合其勢六百餘引率して、屋代島へぞ着給ふ、去程に當國返忠の者共降參して、屋代島に渡ること雖、通直其逆忠を許さず、却て刑を加ふ、諸義弘思ふ様は、此勢にて中々叶はじと思ひつつ、鎮西に馳下り、三万餘人駆儲け、手勢合て三万五千餘騎にて、新居倉淵やき拂ひ、道前分大方河野の手に入、降參の人數を相加へ、道後湯月城へ打



立、大空城今岡乗取、惠良城は村上乗取、道後分大方討取、國中以上十三ヶ城は通直の手に入たり、然る所に、吉岡佐志久原の戦ひに、返忠の者あり、故に通直討死し給ふ、其時河野一族九分迄は討死す、西園寺も同討死し給ふ、桂峯道昌と云は通直の法號なり、妹御姫二人御座す、一人は西園寺殿の御臺、一人は得能右馬助が室也、息男二人、長子は龜王丸、次男は鬼王丸、各幼稚の比より、將軍義滿○鹿苑院殿也父祖の忠功を思食けるにや、常に御憐愍親切也と有よし。

○茲に在る西園寺は、西園寺公俊のことなり、其墓周桑郡吉岡村佐志久山（佐々久山とも云）に在り、綠泥片岩を立て墓標とす、里人之を青石様と云ふ、瘡を病むもの之に祈れば平癒すと稱し、患者の詣るもの多し、公俊の位牌は、通直と共に同村警用山善光寺に在り、其文に曰く、西園寺殿俊峯道英大禪定門（裡書）清華素流宇和松葉の城主西園寺公俊公の御事、康暦元己未十一月六日曉天、佐志久山に於て自害し給ふ、俗に青石と云ふ

一昔は知行なごも何貫文と云ひて、何百石と云事なし、然る所に、天正十五年秀吉卿御時、檢地被<sup>ニ</sup>仰出<sup>一</sup>候て、東卅三個國は、竿大將に長東大藏太輔正家、西卅三個國は、淺野彈正大弼長政なり、此時西國寺領も高石極るなり。則ち

一高十萬貳千百五十石餘、十七郷、貳百七十三村有り。

内

○松ノ庄、高五千九百壹石五斗六升、浦里廿二ヶ所。

正木、板尾、小山、廣見、上大道、中之川、城邊、滿藏、綠、長月、和口、平城、長洲、摺木、柏、左右水、内海、成川防城、深泥、須之川、平山、外海、内沖の島、卯來島あり。

○沖の島卯來島後土佐に屬す、左右水今増都とかく

○岩藤郷、高四千卅三石三斗貳升六合、浦里六ヶ所。

高田、上畑地、下畑地、大道、御代之川、下灘。

○岩松郷、高千三百九十三石五升八合、里分三ヶ所。

岩松、御内、山財、内に<sup>おろし</sup>嵐邊あり。

○清光郷、高貳千四百壹石七斗六升五合、浦里五ヶ所。

秀松、楨川、岩淵、内に芋地谷あり、野井、近家。○秀松は後増穂と改む



○來村郷、高五千八百七十七石六斗一升貳合、浦里十一ヶ所。

祝森、來村、内稗田、寄松、宮下、河内、坂下津、石應、小池、小濱、蕨、平浦あり、九島、東三浦、西三浦、上波、下波、喜多灘、蔣淵、戸島、日振島。

○稗田は後保田と改め、上波は後遊子と改む、三は吉田領の符なり

○板島郷、高三千四百六十四石四斗九升五合、浦里七ヶ所。

○毛山、光満、高串、下村、内須賀浦あり、中間、柿原、大浦

○毛山は後の丸穂なり

○立間郷、高三千七十石貳斗貳合、浦里八ヶ所。

奥浦、白浦、南君、立間尻、鶴間、深泥、立間、喜佐方。

○成妙郷、高壹万五千貳石七升壹合、里數廿三ヶ所。

奈良、北川、牛之川、芝、中之川、永野市、近永、宮ノ下、土居中村、曾根、戸雁、末ノ森、追目、無田、石原、清延、成家、國遠、是房、能壽寺、黒井地、大藤、則。

○百姓分郷、高四千百拾四石四斗貳升、里數十貳ヶ所。

元宗、河ノ内、小澤川、金銅、中野中村、波岡、田川、大内、古藤田、土居垣内、澤松、兼近。

○吉藤郷、高三千三百八十四石八斗、里數五ヶ所。

告森、瀬浪、内深田、吉浪、是延。

○黒土郷、高壹万三千八百四拾七石六升九合、里數卅一ヶ所。

松丸、樫谷、上家地、延野々、次郎丸、中之川、廣見、下大野、中尾坂、清水、松ノ森、畔谷、大宿、西野々、上河原淵、川上、窪、小松、延川、蕨生、吉野、小倉、父之川、日向谷、上大野、目黒、興野々、岩谷、奥之川、鑰山、小西野々。

○後代樫谷は富岡、次郎丸は豊岡、松ノ森は生田、上河原淵は上川と改名せり、又中尾坂は下大野に合せらる

○周知郷、高七千貳百七十六石七斗五升壹合、里方廿九ヶ所。

河西、白河ヶ谷、弘田、鳥鹿野、藏村、内に白髪あり伊豫路川、高瀬、平野、片川、



次ヶ川、野村、阿下、藏良、前石、釜之川、中通川、鑰之緒、野井之川、窪野、土居、下相、伏越、古市、中津川、河津南、鷹之子、長谷、林乘、魚成、内田野々、長谷、男河内、今田あり

○後藏村は松谷白髭の二村に分る、伊豫地川は富野川に、白河谷は四郎谷に改む、又河西は四郎谷に、弘田、鳥鹿野、林乘は、松谷に、次ヶ川は片川に、前石は阿下に、伏越中津川は古市に合せらる、又男河内は魚成より分れたり

○柳郷、高千四百七十一石七斗八升壹合、里方七ヶ所。

遊子谷、坂石、釜之田、栗木、西、相川、横林。

○後相川は惣川に、横林は豫子林に改めらる

○永長郷、高六千九百卅五石貳斗貳升七合、里數廿一ヶ所。

明間、下川、皆田、伊南坊、伊賀上、鬼ヶ窪、明石、新城、松葉、下松葉、上松葉、神領、久枝、野田、小野田、永長、高山、法花津、俵津、深浦、渡江。

○後年伊南坊は稻生に、松葉は卯之町に改む、又神領は卯之町に合せらる

○山田郷、高貳千八百拾石四斗六升、浦里貳ヶ所。

山田、鞍貫浦内里分は七、浦分は三

○後山田は、山田西山田に分る

○岩野郷、高壹万五千六十壹石一升七合、浦里卅八ヶ所。

郷内、上岩木、下岩木、小原、清澤、馬木、柰所、田苗、眞土、坂戸、伊崎、中村、平野、窪、常定寺、鴨、大江、東多田、河内、岡山、伊延、津布理、影之平、釜之倉、若山、中津川、布喜之川、河舞、國木、牛名、田浪、古藪、安土、朝立、有網代、有太刀、皆江、鷹濱。

○後代上下岩木、及田苗眞土各合して一村となる、伊崎窪平野は中村に合せられ田野中村と稱す、馬木は清澤に、河舞牛名田浪は五反田へ合せらる

○保内郷、高壹万五千八石七斗七升貳合、浦里四十三ヶ所。

日土、喜木、須川、宮中、兩家、枇杷谷、鼓之緒、磯崎、伊方、二見、九町、三机、三崎、河之石、向灘、八幡濱、大平、高野地、今長谷、津梅、平地、野田、川之内、上郷、下郷、松尾、北茅、南茅、矢篋町、栗浦、八代、舌間、合田、



五反田、加室、穴井、馬目安代、二及、垣生、河名津、上泊、周木、喜木津、廣早。

○後ち宮中は宮内の字に改む、兩家、鼓之緒、枇杷谷は、宮内に合せらる、加室は下泊と、馬目綱代は眞綱代と改めらる

十七郷、貳百七十三ヶ村。

都合高拾万貳千百五拾四石三斗八升六合 内七万貳千百四十六石七斗一合、宇和島領。三万七石六斗八升五合、吉田領と分れたり。

一岩瀬城を松葉城に被<sub>レ</sub>改事は、西園寺家は何れの時か不知、御代を爲<sub>レ</sub>繼らるの時、祝儀として幕下の諸侍被<sub>ニ</sub>召出<sub>一</sub>能有<sub>レ</sub>之由、其時御杯の臺に松の葉、嵐につれて飛び來りとまり申由、是を御覽して、西園寺被<sub>レ</sub>仰は、かやうの折節、盃に松の葉のとまりたる事、誠に十八公、榮霜後露、一千年、色盃中深し、目出度奇瑞なりとて、松葉城と被<sub>レ</sub>改之由申傳るなり。

○朗詠集源順之語、一千年色雪中深さあり、本文盃中と改めしは打興じたるなるべしと或書に在り

一其後松葉城を黒瀬山へ被<sub>ニ</sub>引移<sub>一</sub>事は、度々九州勢被<sub>ニ</sub>責寄<sub>一</sub>に付、用害はよきと雖、續く城なき故、久枝城の近所に、黒瀬とて大山あり、此山城郭に可<sub>レ</sub>然とて拵、西園寺居城と定給ふ、其節商人町も黒瀬城の下へ引申なり、此所は鬼ヶ窪の内也と雖、松葉城の町引來り申故、則ち松葉町と名付たり、依<sub>レ</sub>之鬼ヶ窪在所は、町の上下にある也。

一松葉町度度火難有<sub>レ</sub>之故、名を卯之町と被<sub>レ</sub>改、是は慶安四卯年たる故なりと云へり、又或僧の云たる由は、火難にて名を改めば、水邊に便り有鶉の字可<sub>レ</sub>然となり。

一黒瀬枝城に、とびがす城、我合城、岡城。護摩が森城、土居城とて古城あり、何れも卯之町の内にあり。

○一本に岡城は鬼城とあり、宇和郡記には、黒瀬城、鷗巢城、我合城、鬼が城、土居城とあり、岡城は鬼城の誤なるべし

一清泰山光教寺、本尊釋迦如來、無年貢畑一反壹畝八歩あり。



禪宗、開山明遠和尚、時代不知、昔は川向の谷に有、炎燒以後寺地を今の所へ替たり、元の所を、今に光教寺谷と云ふ也。

中興就宅和尚、寛文二寅年遷化と有之故、万治年中に被替候哉、確と不知、再中興全法首座代に、今の卯之町へ普請の由、都合三度目也。

一後西園寺殿見桃完悟大居士、天正十五丁亥十二月十一日に御遠行とあり、是公廣郷の位牌なり。○公廣の墓大洲法花寺に在り

一高野山過去帳に曰く「天正十五年十二月十一日、心月廣雲居士、西園寺藤原朝臣公廣、取次兵頭又助明石寺過去帳又引」之に依て考ふるに前記の法名は追諡なるべし

一明石寺過去帳に曰く

後西園寺羽林俊山勝公(何某の法號なるを知らず)

一又曰く、上之坊別當三十五代尊榮法印者、後西園寺實充卿之躰也、西園寺實充公之姫、法名妙殊院實相光容大姉(墓あり)知行百貫但今千石と云事也。

一歴名土代に曰く、從五位下豫州西園寺藤實光永祿三年七月十八日、同日左少將、同八年出家と、以て實光(實充)が永祿三年に從五位下に叙し、左近衛少將に任ぜられ、永祿八年に入道したるを知るべし。

し。

一言繼卿記に曰く、永祿八年五月七日癸卯三條黃門來儀、西園寺於三條亭、明後日和歌會張行、可來之由被示之、豫州の西園寺號松葉上洛、近日於大德寺落髮、彼入道招請云々、可罷向之由返答。九

日乙巳午時、西園寺三條亭へ罷向、又一首可詠之由有之間、當座に讀之、未下刻始、人數西園寺左府、四辻亞相、予、冷泉民部、三條黃門、四辻新相公、甘路寺頭辨、豫州之松葉入道五十六歳 松巖齊紹景

等也、各着烏帽子直垂、先冷麵、吸物鯛にて一盞有之、次短冊置之、次冷泉、被取重之、次講頌有之、讀師民部卿、講師頭辨、發聲四辻亞相也、十五首也、次はう飯、吸物、食籠、臺物等にて盃三出了、唱歌被讀音曲等有之、及大飲、乘燭戌刻各令同道歸宅了、予和歌題夏草露、秋述懷等也。

暮て見む茂る河邊の夏草に、螢ぞ露の色をそへぬる。

いかにせば我身ひさつも四の國、二の島に名をもしられん。

實光の入道したるこゝ歴名土代と符合す、實光は永正七年庚午の生さみゆ。

一權大納言言繼卿集に曰く、

永祿八年五月九日、於西園寺左府亭、豫州松葉入道(實光)

くれて見む茂る河べの夏草に、螢ぞ露の色をそへぬる。

右實光の歌と見ゆ。(富水追記)



一 西園寺家幕下衆

御庄殿、津島殿、板島殿、河原淵殿、北之川殿、魚成殿、野村殿、中野殿、深田殿、土居殿、有間殿、法花津殿、東多田殿、南方殿、萩森殿。

一天正十三曆乙酉卯月、秀吉公御舍弟羽柴美濃守秀長と、三好孫七郎秀次とを大將として、四國を攻めしむ、長宗我部元親以下皆降参して、四國平均之時、公廣も身をせばめ、九島鯨浦願成寺に居住し給ふとなり。

清良記には、天正十五年十二月十一日郡内戸田駿河守の亭にて公廣も切腹し給ふとあり。○郡内は大洲なり

一 四國平均の後は、小早川隆景當郡主たる故、黒瀬城をも被預け置一度之由にて、本知居屋敷無相違可被宛行之由、久枝又左衛門方へ申來ると雖も、請合なき故、公廣殿より書狀あり。

其方居屋敷并知行冊貫分相添可被遣之由、從隆景被仰出候由、肝要に候、早々被請付候て可然候、尙巨細之段、福成寺に申候、恐々謹言。

七月十八日

(公廣華押)

久又參

尙々役錢相調可上候、此廿日比に用、右福成寺も可申上候と申合候。件之通故、隆景よりも本知之通申請、黒瀬城堅固に相守被居となり。

○天正十四年の文書ならん

一天正十五年の秋戸田三郎四郎後に民部少輔と號す、伊豫半國の守護として入部之節も、隆景の時の如く、被頼度候由にて、又左衛門方へ知行の印判を出せり。

豫州宇和郡永長郷久枝村内以、貳百石令扶助訖、永代全可被知行狀、如件

天正十六年九月日

戸田民部少輔勝隆 (書判)

久枝又左衛門ごのへ

一 藤堂和泉寺領主の時、松葉町に三瀬六兵衛と云ふ名主あり、其身利發なるもの故、十六万石の名主頭、尤横目役をも被云付故、此者の下知に隨はざる者なし、夫により、毛利家と内通し、泉州をなきものにし、其身も榮花にはこり、名を大名



分に残さんと企る所に、壁に耳とや、藏村に六兵衛縁の兄弟に三瀬七兵衛と云者の下人久七と云ふ者聞付、藤右衛門と云ふ者にかたりぬ、この藤右衛門、即時に大洲へ罷越、右之段々訴人仕候由、かの七兵衛聞付、妻子並に舍弟勝八引連、未明に藏村を罷出、松葉町へ参り候へば、六兵衛方には、法事にて出家衆數々居られ、朝齋あさき之粥の時分の由、其内にはや大洲より大勢被<sub>レ</sub>越候て、六兵衛方へ被<sub>二</sub>申渡<sub>一</sub>は、此度老中より被<sub>二</sub>仰付<sub>一</sub>候は、其方手前人質を出し申様にこの儀に候間、早々人質被<sub>レ</sub>出候へと被<sub>レ</sub>申由、其時六兵衛申は、是は存も不<sub>レ</sub>寄儀候、前廉母と娘を出し置申上候に、又々人質と被<sub>レ</sub>仰事難<sub>二</sub>心得<sub>一</sub>儀に候と申故、代官被<sub>レ</sub>申は前かごの儀は、兎もあれ角もあれ、此度は何れも人質取に被<sub>レ</sub>遣候上は、早々出し申様にと被<sub>二</sub>申付<sub>一</sub>候へども、何分にも不<sub>二</sub>罷成<sub>一</sub>由申に付、其段老中へ可<sub>二</sub>申聞<sub>一</sub>とて被<sub>レ</sub>出時、兼て約束の事なれば、六兵衛家に火を掛け、大勢亂れ入候へば、かの出家衆、袈裟も衣も取敢へず、ちりぢりに逃げ被<sub>レ</sub>申由、偕六兵衛と、七兵衛一家の者共、酒藏に取籠り申由、此酒藏は瓦葺にて、二重扉なり、所々に矢狭間をき

り、寄手を目の下に見て打申故、近邊のつき臼を取寄、是を楯にして、藏へしより、大竿にて藏の瓦をつきおとさんとする所をば、七兵衛弟の勝八、鉄砲の上手にて、楯の外へ見へし拳などをふつと打をりなご仕故、中々寄手も叶はじとや、六兵衛方へ互に矢留と斷致し、休み申内、大洲より力石是兵衛、中西門兵衛此兩人を大將として、雑兵三百人馳せ來り申故、晩の七つ過に、大筒を以て北の破風より南の破風へ打ぬき申由、藏の内にも随分働くと雖、最早藥放し切たる故、俄にえんせう杯取出し、すりつぶして放し見ると雖も、二三間程先へぶすぶすと云ひて行く迄にて、役には立不<sub>レ</sub>申候、其上彼勝八も鉄砲に當り、相果申故、彌力なく、女子共を切殺し、酒桶に打込打込申由、兎角する内夜に入、寄手は二重三重に取巻、一人も洩らさじと守り居たるよし、藏の内の者共は、何卒切ぬけ可<sub>レ</sub>申とて巧み出し、焼きつまりの廊下の瓦を、ぐわらぐわらどつき落さるゝ音に、寄手も驚き散り散りになる所を見合せ、心を一つにして切て出申由、六兵衛は後ろの河原にて鍵にてつき留らるゝ由、其外の者は落行申由にて、方々追手を掛ら



れたり、儲藏の内へ亂れ入、妻子下人等の死骸を被<sub>レ</sub>見届<sub>レ</sub>の時、桶の内より女の聲にて申様、我は六兵衛下女也、皆皆切殺し被<sub>レ</sub>申故、早く桶の底にはいり、だまり候て命を助かり申候、哀れ御助け被<sub>レ</sub>下候へと申出る由、其段大洲へ被<sub>レ</sub>訴候へば、女のはかり事には、珍しきとて、一命を被<sub>レ</sub>下由、此時の死人寄手も卅六人六兵衛方も卅六人の死人有<sub>レ</sub>之由。

一彼六兵衛縁の兄弟三瀬七兵衛は、家來太郎兵衛兩人、藏の内よりは容易く忍び出、五七日も過て、藏村の峰を大洲へ通り申時、藏村の百姓行逢て申様、各御兩人は只今落られ候歟、飯米も有間敷候、是に持合せ候とて、白米一升出し申由、夫より大洲、新屋、内の子、出淵迄落行申所に、運の極にや、彼地にて被<sub>レ</sub>捕、大洲へ被<sub>レ</sub>引牢舎仕候内、牢番杯に酒を爲<sub>レ</sub>吞、だまして、此首がねを少し直し給はれと云へば、酒の上故、脇差指ながら立掛り申故、牢の内へ脇差の柄入申を、七兵衛拔取腹を搔切候て、太郎兵衛も腹切候へと投出し候へ共、首がね被<sub>レ</sub>指置<sub>レ</sub>候故手不<sub>レ</sub>届候て、足にてかき寄候はんとする所を、牢番やがて外より取かへし、直

ぐに貳人ながら欠落致し申由、聞えければ、先太郎兵衛は引出し首を被<sub>レ</sub>刎<sub>レ</sub>由、彼牢番にも追手の者參由聞えければ、とても遁れまじとや、中途にて兩人ながら自害仕候由。

一彼七兵衛出淵にて被<sub>レ</sub>捕、詮議の時、藏村峰にて飯米貰ひ申事白狀に依、彼百姓も大洲へ被<sub>レ</sub>召取<sub>レ</sub>、是も死罪の由。

一同人下人に熊と云者あり、年十八、七兵衛供致し、六兵衛酒藏に籠り居申に付、妻子下人共切申時、熊も切捨可<sub>レ</sub>申様子故、熊申は、脇差を一腰御貸被<sub>レ</sub>下候へ、御供仕切りぬけ可<sub>レ</sub>申と申に付、二尺一寸の脇指をくれられ候故、抜候て打かたぎ、何れもと一所に被<sub>レ</sub>出申時、後の溝を飛申とて顛び、脇指の先を土の中へ打込申候、其上を敵三人迄飛越申が、味方と存候哉、又は死人と存候哉、其通に致し置、六兵衛仕留申河原へ參り申候、其跡にて起あがり、溝につき下り候へば、下にて傍輩に行合、伊賀上へ參り、彼傍輩親類所に五六日も隠し置き、土州へ走りぬけ、彼地にて山伏になり、玉藏院と申候て、其以後立販り、白髮村に住宅



せし内、委細語り申とて、予に告たり。

○幸脩録卷上慶長五年八月の條に曰く「時板島茲民、爲敵誘作亂、力石治兵衛良連、往禦之、中銃而死、賊勢頗振、留主將士以謀平定、梟首二百餘人」蓋し此事件と同一なるべし

伊賀上村

一大龍山齒長寺、本尊千手觀音也、天台宗、畑一反四畝廿六步無年貢地あり。

世俗の咄には、田原又太郎忠綱の守本尊の由、忠綱西國方へ落下り、深く山の奥へ閉籠り臨終し給ふと云、是今の齒長峠の一本木の有奥の谷の由、忠綱世の人に變り、齒長き故、寺の名も坂の名も、齒長と名付たりと云へり。

一東鑑、治承年中の事とや、足利又太郎忠綱、雖令同意于義廣、野木宮合戰敗北之後、悔先非耻後勘、潜籠于上野國山上鄉龍奥、招郎從桐生六郎許數日蟄居、遂隨桐生之諫、經山陰道赴西海方云々、是末代無雙勇士也、三事越人也、所謂一其力對百人也、二其聲響十里也、三其齒一寸也云々、是を見る時は、世俗の語傳へも筋なき事にはあらし。

○東鑑卷之二八丁目治承五年閏二月廿五日の條

一齒長寺緣起とて有、是は元應二年庚申、開山理玉和尚、本尊千手觀音なり、夢想の告ありて、明間村水井手より、和尚堀り被出候由、是又面白し、治承年中より、元應元年迄百卅年餘と見えたり、彼忠綱死去之後、草顏淵の巷に滋り鎖し、雨ふる寺の樞をうるほすのみならず、佛も埋れ居給ふを、和尚の夢に見えさせ給ふも、是又一の奇妙也。

此水井手の事は、前は淵にて、それを渡り、其上に穴あり、四五間程ははいられ候へども、夫より奥は狭くして入られざるよし。

一開田善覺禪門と云ふ者あり、從西園寺家五千餘貫の所領を預り、郷々に入て代官し、致所務故、惡逆無道の事も自然は有べし、然らば其業報の程をおそろしく思ひ給ひ、立間郷所領たるに依り、立間村にて大光寺と云寺を、元徳二年庚申秋建立し、理玉和尚を開山の祖と被仰の由、又齒長寺へも、香典料足一千疋、開田より沙汰せらるゝの由。



一西園寺公廣卿より寄進狀とて寫あり、本紙はなし。

○書判「袖印」

右齒長寺者、孝謙天皇勅願寺、依<sub>レ</sub>爲<sub>二</sub>西園寺家之氏寺<sub>一</sub>、舊領永長郷之内、成俊名、立花、船津下地、元者拾參貫所領也、今度本寺依<sub>二</sub>長老紹空上人並住持慈範大德訴訟<sub>一</sub>如<sub>レ</sub>元齒長寺之寺領而付申處也、仍如<sub>二</sub>本所<sub>一</sub>御寄進造立護摩堂可<sub>レ</sub>被<sub>レ</sub>致<sub>二</sub>御祈禱<sub>一</sub>也、爲<sub>レ</sub>其返付申所也、不<sub>レ</sub>可<sub>レ</sub>有<sub>二</sub>子子孫孫相違<sub>一</sub>、依爲<sub>二</sub>後日<sub>一</sub>寄進狀如<sub>レ</sub>件。

享德二年癸酉卯月八日

齒長寺住持昌宗上人

西園寺中將公廣○之は後の追記なり

□○此處切除きあり華押「袖印」ありしものと見ゆ

右齒長寺者、庄内伽藍之最初、圓頓戒場六箇寺之根本也、依<sub>レ</sub>之西園寺本家、尊敬之精舎、等妙寺末寺隨一之名藍也、然間、當家之氏寺現存祈願寺、依<sub>レ</sub>

爲<sub>二</sub>近年寺家失墜<sub>一</sub>、堂舎建立之上者、寺家並寺領無<sub>二</sub>一處相違<sub>一</sub>可<sub>レ</sub>有<sub>二</sub>知行<sub>一</sub>旨、爲<sub>二</sub>後日<sub>一</sub>寄進狀如<sub>レ</sub>件。

享德貳年酉卯月八日

齒長寺住持昌宗上人

西園寺中將公廣○之は後人の追記なり

○此二通の文書中「西園寺中將公廣」を署したるは後世の竄入なり、又後者の袖印を切取たる痕あり、此二ヶの缺點のため之を偽書と見らるゝは遺憾なり。

一齒長寺縁起の作者、沙門寂證、十三の年、開田善覺禪門と、元弘三年に與村居津より小船一艘に乗じて、上京の時、七月十四日明石浦に着、かの人丸の事など云あへるを聞侍りて詠めり。

「ほのぼのと明石の浦を眺めけん、昔の人のことを見る哉」となんありけり。

○與村居は法花津浦に在り

一地福寺、本尊地藏、天台宗、開基不<sub>レ</sub>知、山號なし、畑九畝廿歩無年貢地あり。

伊賀ノ上古城之分

西園寺殿之事



一立野城、是は大洲うばかい殿持と申傳之由。

一かご城、是は松本右京と云人被<sub>レ</sub>居之由。

一ごまが守城、是は宇都宮關兵衛と云ふ人被<sub>レ</sub>居之由。

一伊賀城、是は今藤右京進と云ふ人、被<sub>レ</sub>居之由、是は四十八藤の内と申傳るよし

明石村

一源光山明石寺、是は嵯峨天皇御宇弘仁十三年壬寅、弘法大師一夜建立の由也。

畑六反九畝十八步無年貢地あり。

一本尊千手觀音、國土に佛師なし。

一脇立二十八天、四天王、運慶堪慶の作の由。

一地藏堂。

一薬師堂。

一熊野十二所權現。是は仁明天皇御宇、承和三丙辰年、從熊野勸請之由。

一能登守殿の弓一張、矢一筋、今にあり。

一翁の面、是は從熊野勸請の時參るよし。

一此寺を「あげし」寺と云ふこと、昔十八九なる女の、大石をいただき、道を歩み

行かる所に、夜既に明ければ、捨置かるゝの由、則其所しらわうと云所なれば、

石を白王權現と奉崇の由、彼女は觀音の佛力と見えたり、詠歌に、

さくならく千手不思議の力にて、大盤石もやすく上げ石』とあり、然らば上石

寺と書くべきか。

一六十六部の廻國ひじりに、頼朝房とて法華經を此寺にも被<sub>レ</sub>納筒銅にて書付杯も

彫付ありしを見侍ると云ふ人あり、依<sub>レ</sub>之彼寺へ入其由を尋ぬれば、さには非ず

經墓とて後の山に有とて教へけり、是を見れば壺のわれ杯多し。

一彼頼朝房六十六部の功力の故を以てか、生れ替りの時、天下の將軍と成し時、三

間四面の阿彌陀堂建立の由、其時より源光山と文字を被<sub>レ</sub>改の由、初は現の字の

由。

一後鳥羽院御宇、文治元年の事にや、頼朝、時政を以て奏聞せられければ、諸國の



総追捕使たらんと請、法皇許容せらる、是より頼朝諸國に守護を立、庄園に地頭を置、六十餘州皆武家の下知に隨ふと、王代一覽記に有由、此時節に、源光山も建立にや。

一明應三年甲寅正月廿五日、聖護院門跡二品道興法親王、邊路の砌、被<sub>レ</sub>遊<sub>レ</sub>置<sub>レ</sub>て札あり、文字不<sub>レ</sub>見。

一寛永十五年十月、嵯峨大覺寺門跡二品空性法親王、四國邊路修行の時、此寺に一宿、假屋の前に櫻あり、六日前より木の下計雨ふり、御立迄七日降申由、尤花も咲といへ共、是は小春の時節なれば、世に珍しからず、雨の降<sub>レ</sub>こと奇妙なりとて、時雨の櫻と名付給へり、供奉の連歌師玄陳の發句に、

空に知らぬ雨や櫻の下時雨

となん、自筆の短冊此寺に被<sub>レ</sub>殘置<sub>レ</sub>の由、今に有、彼櫻は上の坊門前に今にあり。

○此短冊散逸したるも後發見したりと云ふ、玄陳は里村氏、連歌を能くし、又書を能くす、紹巴の孫、玄仍の男、泉州堺に住し、法眼に叙せらる、寛文五年正月五日死す、年七十五、同人は天正十九年の生れ

也、此寺に來りしは、四十八歳の時なるべし

一此時觀音へ御初穂として、大覺寺宮より白銀一枚被<sub>レ</sub>上の由。

一弘法大師入唐の節、守本尊の由にて、半月不動尊當寺に有、此繪の裡書「弘法大師御筆半月形不動也、永和二年丙辰正月日、西大寺四室惠苑之奉<sub>レ</sub>修補、文明十六年甲辰八月日、河州丹比郡布恩寶泉寺常住、右此本尊者、弘法御入唐之時、御守本尊に而秘藏、不<sub>レ</sub>可<sub>レ</sub>有<sub>レ</sub>比類<sub>レ</sub>住持沙門空悟八十五歲六十六度」とあり。

一傳教大師御影像一幅あり、昔當寺一山の坊主大師講仕候折節、客僧來て是何事の會合ぞやと問、坊中件の通答ければ、我も人數に加り本尊寄進せんとして、傳教の御影を書せ給ひて行方不<sub>レ</sub>知に失給ふ由、是則ち傳教たるべき歟といへり。

一弘法大師御筆、紺紙金泥の經の残り少あり。

一十六善神繪一幅、唐筆の由。

一熊野本地繪一幅、筆者不<sub>レ</sub>知。

右の繪共、年久敷箱の内に打込、虫の巢とのみなり捨り有りしを、修補の施主あ



り、箱入にして、鑰をば庄屋へ被預け置、參詣の衆望も有之時は、庄屋出合候てをがませ申也。

奉<sub>三</sub>再修復、十六善神、不動、傳教、熊野本地、延寶四年丙辰三月日伊達氏拾遺宗利朝臣、家士豫州宇和島住加藤市右衛門尉正元。

一 劔壹振、右同人の寄進。

一 觀音堂建立棟札。

奉<sub>三</sub>再興<sub>二</sub>千手觀音堂一字、金輪聖皇、天長地久、御願圓滿所。

大檀那、從四位下行拾遺兼遠江守伊達氏藤原宗利朝臣。

惟時寛文二十壬子載林鐘吉祥日敬白。

源光山明石寺

(裡書)

南無堅牢地神與諸眷屬、

南無五帝龍王侍者眷屬、

奉行、生國 備中松山住、淺尾十郎兵衛光次。

奥州會津住、志賀吉右衛門忠吉。

武州江戸住、小川源五右衛門重正。

大工、宇和島住、村上新之丞重久。

小工、和州住、古女野文右衛門森忠。

一 奉<sub>三</sub>再興<sub>二</sub>仁王門、藥師堂、地藏堂、十二所權現堂。

此棟札も前に同じき故、不<sub>レ</sub>及<sub>レ</sub>載<sub>レ</sub>之。

一 明石からかさ松とて、明石寺の東に有<sub>レ</sub>之、先年宮様御詠歌ある由、失念、其内聞合書付可<sub>レ</sub>進候。

一 明石寺に十二社權現あり、此前に松六本あり、此松風景有、大方砂物のごとく、偕々花形見事相見え申候、毎年烏羽白一番ひ、此松の枝に留り、其内法會あり、洗米等置候へば餌ばみ熊野へ參り候由、不思議の事共也。

一 此寺に能登守殿弓矢有<sub>レ</sub>之由申傳也、是は此處に十二坊あり、其坊頭に大門坊能登と申傳、大刀強弓引也、其由緒故有<sub>レ</sub>之別紙に記す云々。



一丙辰霜月小原氏時重此寺へ參詣有て、詩歌あり、時雨櫻と云名木有り。

題明石寺

明石寺邊雲氣晴、社頭歷々路平兮、

古今神佛方便妙、貴賤同憐時雨櫻。

時雨の櫻の下にて雪のふりかかりければ

はなの雫紅葉の露の頃ならで、雪も時雨の櫻なりけり。

一豫州宇和島源光山明石寺十二坊之根元者、從<sub>二</sub>役<sub>一</sub>行者<sub>二</sub>當道五代之祖子<sub>一</sub>、聖護院御門跡壽永、天平六年御勸請被<sub>レ</sub>成候以來、御末寺罷成候、役<sub>レ</sub>行者四十三代、聖護院御門跡道與親王、四國九州御廻國之砌、明石寺被<sub>二</sub>聞召<sub>一</sub>及<sub>二</sub>御寄進<sub>一</sub>被<sub>レ</sub>遊<sub>二</sub>御碑傳<sub>一</sub>被<sub>二</sub>立置<sub>一</sub>候、並御自筆之御判木被<sub>レ</sub>爲<sub>二</sub>殘置<sub>一</sub>候段、今以明白也、依<sub>レ</sub>之兒嶋五流之輩、代々碑傳立置候、彼是以、上之坊家、重々謂有<sub>レ</sub>之山伏に候間、向後寺相續仕候様、可<sub>二</sub>相守<sub>一</sub>之條如<sub>レ</sub>件。

長床大先達

寛文五年八月日

報恩院隆澄 (判)

宇和郡

上之坊

一弄月山明光寺、本尊如意輪觀音、禪宗、開山曲韻和尚、時代不<sub>レ</sub>知、畑五畝廿一步無年貢地あり。

昔は明向菴と云ひしが、正眼院住僧節岩和尚、上の如く被<sub>レ</sub>改<sub>レ</sub>し由也。

一明石村の内に笹城とて古城あり、伊南坊境にあり。

一同ぬか城とて古城あり、是は鬼が窪境にあり。

此兩城の城主不<sub>レ</sub>知。

皆田村

一信田城とて古城あり、此城主宇都宮三河守定廣と云人也、枝城にいまか城、岩村城、ひよたきの城、ほばしら城あり。

一清良記には、皆田三郎兵衛親頼とあり。

西園寺殿之事



一寶満山慶寶院、本尊薬師、天台宗、開基不知、畑壹反四畝十四歩無年貢地あり。  
一寶藏寺と云ふ古寺あり、本尊大日也、山號不知。

伊南坊村

一圓光山釋迦院、本尊釋迦如來、天台宗、開基不知。

下川村

一おそごえの城、陣の内城とて古城あり、城主不知。  
一法安寺と云禪寺あり、山號もなし、本尊も觀音なりしが、七八年以前に盗人に被し取しとて、只今は本尊なき由、畑五畝無年貢地あり。

明間村

一明間村に本城とて古城あり、此城主戸塚川兵頭關兵衛友綱と云ふ人、此先祖藤右衛門、じよなん、玉宇、關兵衛と續き申由也。○板ヶ谷太郎左衛門、惣四郎は其末なり云  
一板ヶ谷より明間へ行く坂中に風穴あり、涼しき事云はん方なし。  
一清良記には赤濱右近太夫法綱とあり。

一前石村庄屋手前に有書付一寫

於今度明間爲忠節、十貫分之事、被仰付候、全可有知行一者也、仍而執達如し件。

永祿十年七月吉日

康政 (印判)

明間兵部尉殿

○康政は土佐一條家の一族ならん

一此村に佐藤左衛門佐と云人あり、初は河西村に居申由、此左衛門五男に彌助と云有、其子に作左衛門と云者あり、此者の手前に佐藤の紋の書付あり、故に爰に記るす。

一佐藤家系圖○紋出羽國住、雄勝郡之住、山令郡、佐藤庄司家系圖。

元忠 (在判)

保元元年丙子彌生十二日

花見車之紋、庄司太郎、奥州信夫郡金原掃部殿

一右佐藤の紋、古は只車の兩輪計にてありしを、佐藤先祖、一節奈良の都に在京あ



りし時、大和國菅原と云所にて、男子一人誕生す、されば彼菅原と云ふ所は、天神の御始りなるに依て、梅の紋を被<sub>レ</sub>下、則車の飾と仕、花見車と世に廣むるよし。

一佐藤の先祖、生國は奥州の外濱、龍王の末孫、土御門院日の本の將軍とて日域に肩を較る人あらじとなり。

一日本七十代帝、後冷泉院御宇、源氏伊豫入道頼義の嫡子、八幡太郎義家、奥州へ御下向有て、安部安任御退治し給ひし時、佐藤元祖六万餘騎を催し、氣仙閉伊へ出張し、八幡殿へ忠功し奉り、終に貞任宗任を責亡し、御歸洛之由。

一佐藤の元祖、御館權太郎、清衡に右の武功に依り、奥州五十四郡の守護を給ふ事安堵の御狀拜領之由。

一出羽國佐藤庄司と申は、彼外濱に有<sub>レ</sub>之龍王の末孫、是も同じ奥州名取信夫に出張し、八幡殿に忠功仕により、出羽十二郡永代安堵仕事。

一佐藤の一家、豫州に數多有<sub>レ</sub>之事は、驕る平家を追討として、源九郎太夫判官義經はうくわん

を大將軍として、壽永治承元曆の比、日本八十二代の帝、後鳥羽院の勅定に付、攝州一ノ谷、大手搦手、鴨越、雀の松原、みかげの森、四國讃岐八島、水島、檀の浦の戰の節、伊豫國判官殿御直領たるにより、佐藤の一家伊豫國の奉行を蒙る故、在々所々に有<sub>レ</sub>之事也。

一又賀茂の明神、佐藤の守神たる事は、此國へ向ふ時、京賀茂川を渡る時、賀茂の大明神矢筈にのりて、流れ向ひ給ふ事を請し奉り祝申、代々守り奉り、則其名を賀茂左衛門と奉<sub>レ</sub>號の由。

元久元甲子彌生吉祥日

出羽國秋田住庄司太郎 (在判)

一此卷物本紙、藏貫村三角屋敷と云ふ所に被<sub>レ</sub>居人、取參よし、其以後豊後へ持參の由、彼作左衛門語れり。

一壽量山西福寺、本尊阿彌陀、禪宗、開基不<sub>レ</sub>知。

一明間の此川筋に、虎符の竹多し、筆の軸に用<sub>レ</sub>之。○虎斑竹

一世に語り傳ふるは、明濱と高山と名付替りたる云へり、字面をおもへば、替り



たるが定説なるべし。

高山村

一高山牛と札を書て、牛の頭に付る事、農人の業也、此故を問ふに、高山堂山の城主、修理太夫正綱と云人、金剛寺より夜半計に歸らるゝ時、小坊主に逢へり、是何者ぞとて取て押へ害せんとし給ふ處に、我は是海童也、助けたまへ、左あらんに於ては、御子孫繁昌日常農民耕作の爲に飼置る牛に、高山牛と札を被付候へながく守らんとこの約を定め、命を助けりと云へり、此時よりの事と也、今は高山牛も病難遁れ難き歟。

一高山堂山城主は、藤原朝臣宇都宮長雲、其子修理太夫正綱、其子左近尉充綱、其子助太郎後無人と云。

一上棟賀茂下上大明神、貴船大明神、再興建立、本願先大檀那、藤原朝臣修理太夫正綱、同庶子左近尉充綱、當大旦那癸丑助太郎

神主薬師寺治部、小浦三郎左衛門、能頭菅氏左馬太夫、尊能前常住惣奉行、同

遷宮醴泉寺主翁祝田僧

于時永祿十年丁卯菊月九日良辰

一此正綱事、土州長宗我部三間岡本城を攻ける時、打死し給ふよし、追悼の詩あり

夫高山修理太夫正綱公、豫土防戦之砌、三間表岡本城籠居焉、戦軍動天地、

嗚呼悲哉、正綱公、忽戦死矣、予嗟歎之、綴野語一章、述文武兩道、以奉

追悼彼遠別云一哂

伏乞

一如扒

消還霜雪夢中人、落葉今如失色身、

防戦抽譽文武道、功名可惜臥龍臣。

一如尊老奉和韻礎、飯元如月眞公禪定門奉献手向爾云。 一持

閻浮三十有餘人、一夢覺來今此身、

忽入西方是如月、爲君輕命作眞臣。

一土佐軍記に、天正七年二月、久武内藏介大將として、伊豫宇和郡三間郷岡本城、



忍寄所に、岡本城主岡本土佐守、高森の城より聞付馳歸り、土居清義城より出て土佐勢と闘ひける所に、久武内藏介、佐竹太郎兵衛、山内外記三人の大將討死する、諸勢下々迄、大勢討るゝとあり、此時の事なるべし。

○清義一本に義清とあり、清良のことなるべし。

一高定山金剛寺、本尊阿彌陀、禪宗開山岱雲和尚、御影像あり、箱の書付に永正四丁卯年三月とあり。

### 新城村

一新城に昔寶泉庵と云寺あり、此本尊阿彌陀なり、彼庵退轉の節、本尊失させ給ふ故、方々尋ねと雖、行方不レ知の處に、又何方ともなく、飛歸らせ給ひて、古寺の跡に立給ふを、今の威徳坊に移し置也、然る處に、藤堂泉州國替の時、新城村給人中西門兵衛と云人、彼佛を上方へ持參の心掛にて取持せられ、長濱より乗船の時、類船は纜をとき出ると雖も、彼舟計、數日湊に日數を送り給ふ、船頭いと不審に思ひ、船中を捜し見れば、阿彌陀あり、詮議すれば、有の儘に白狀し給ふ

により、沙門を頼新城村へ守り戻したりと云、彼舟は順風に帆を揚げ、早く上着するよし、船頭かたりし。

### 常定寺村

一常定寺村の内に、梶山城、よしをか城、龍の口城、伊崎越城とて古城あり、城主不レ知。

一永安山常定寺、本尊藥師、禪宗、開山回塘和尚也、是は虎關和尚の弟子也、曆數三百年餘に成、應永時代なり、畑一反六畝廿歩無年貢地あり。

一昔は十二坊あり、地藏堂、本覺庵、童子庵、養子庵、目池庵、清水庵、山本菴、清師菴杯云へり、残りは不レ知、菴地は所々にあり。

一西園寺大檀那にて、寺領田三ヶ所永代被レ付之由、位牌の裡書にあり。

後西園寺殿見桃宗悟大居士、公廣卿御法名也、天正十五年十二月十一日。  
うららに

天正六年田三所、爲ニ先祖ニ常定寺爲ニ寺領ニとあり。



一東英禪師、四月廿一日遷化位牌あり。

うらに

五百文の田所二所、合一貫文の在所、永代買置事、常定寺爲<sub>二</sub>牌田<sub>一</sub>者也。

一銀底禪師、正月三日遷化位牌あり。

うらに

下五反田四百文の處、爲<sub>二</sub>牌田<sub>一</sub>と有り。

一乾室和尚、永祿七甲子六月五日、多野常定寺諸山に開けるとあり、是れ中興か。

一鏡岳禪師、天正十壬午五月廿三日遷化、位牌あり。

うら書に

豫土兩州一乱以後、普請礎草屋土、其外新添、如<sub>二</sub>古帳<sub>一</sub>、佛殿建立、米百俵五貫文也、月次之儀永代相違有間敷者也。

一治月和尚、寛永二年四月廿四日遷化。山門、佛殿、客殿、鎮守、庫裏、衆寮、風呂、再興有之處、天正十四年に破滅、廿年中絶して慶長十一年に建立。

一林藏の壇と云所に一字一石の經塚なごあり。

一虎關和尚肖像自贊一幅、文字不<sub>レ</sub>見、延寶年中に東福寺に持參之處、自<sub>二</sub>本寺<sub>一</sub>修覆書付あり、軸の書付「常定寺開山虎關和尚自贊像自<sub>二</sub>本寺海藏院<sub>一</sub>修飾焉」

一回塘和尚肖像一幅、性海和尚贊、箱は大守より軸の書付「常定寺回塘和尚像從<sub>二</sub>本寺海藏院<sub>一</sub>裝飾焉」

窪 村

一窪村の内今城とて古城あり、此城主不<sub>レ</sub>知。

平 野 村

一平野村の内本城とて古城あり、此城主雅樂と云人の由。

一同所に丸山城とてあり、枝城歟。

伊 崎 村

一伊崎村の内、伊崎城、十貫瀧城、徳森城、龍口城とて古城あり、城主不<sub>レ</sub>知。

中 村



一中村の内松森城とて古城あり、是は西園寺殿の番城にて、上甲治部と云ふ人居らるる由、後は石州と云ふ。

一白花山中山寺、本尊千手觀音、禪宗、開山錢山選公禪師也、年來三百年程に成るべし、中比西園寺御連枝住持の時、百貫寺領被<sub>レ</sub>付之由、此僧年頭の御禮に、松葉城へ御出候時、大洲宇都宮へ内通有<sub>レ</sub>之とて、西園寺より被<sub>レ</sub>爲<sub>レ</sub>討之由、此時野田村の者取分働奉<sub>レ</sub>絶命<sub>二</sub>故<sub>一</sub>、益彼岸の念佛、無<sub>レ</sub>懈怠<sub>二</sub>野田村の者つとむる由。

一不動尊の裏に、當寺住持宗旭、大佛師藥師寺法眼、天文十五年丙午四月、住持令林と有、彩色の時と見えたり。

一慶長十一年再興、是は奥州二本松意伯上人、六十六部廻國の時、發起の由、棟札あり。

豫州宇和庄多野村、白花山中山禪寺佛殿、奉<sub>レ</sub>再興<sub>一</sub>、本願奥州二本松産意伯上人、同行重圓坊、意教坊、大工者多田村七右衛門也、殊御給人衆、並大小檀那、致<sub>レ</sub>進一紙半錢<sub>二</sub>以<sub>レ</sub>諸人所<sub>レ</sub>集功力<sub>一</sub>如<sub>レ</sub>是成就者也、當寺富貴、兒孫繁昌、御武運長緣吉利。

惟時慶長十三曆戊申二月中旬、意伯上人敬白。

奥山彌五左衛門殿、長澤勝左衛門殿、宇都宮平助殿、雲松寺住持令林、庄屋上甲久兵衛、上甲傳三郎、上甲久右衛門、醫者宗民入道。

裡に、

千年丹頂鶴、萬歲綠毛龜、萬歲々々、萬々歳、是時藤堂和泉守殿拜地之時也。

### 野田村

一はちが森城とて古城あり、此城主は松田左兵衛督と云人の由。  
野田伊賀上卯町久枝の境目にあり。

### 野田村



一野田山蓮妙寺、本尊藥師、天台宗、開基不知。  
昔は大寺の由、今に二王堂大門の跡あり。

小野田村

一 小野田村の内に大城とて古城あり、此城主不知。  
一 千手山極樂寺、本尊千手觀音、此堂は山田村にくにぎ長者と云人被居之由、養老二年建立之由修驗住す、三十九代相續の由、熊野十二所權現あり。

○棟札あり信否如何

久枝村

一 船岡山常樂寺、天台宗、開基不知。  
本尊阿彌陀、此蓮花座に「文明九年丁酉二月日宰相江暖定善也」とあり、其外の字は見えず。  
一 久枝山松岳寺、本尊觀音、天台宗、開基不知。  
昔は慶徳院とも云ふ。本尊觀音、無年貢田三反三畝拾貳歩あり。

一 寛文八申年新正月と云事はやりて、誠の正月の如く祝へり。其時久枝村長七と云者、彼正月を祝はんとて、焼物に木の根をほりに大窪臺と云ふ所へ參り候て、一畝二畝掘り候へば、かねの音仕り候故、深く掘り見候へば、鉾五本掘り出し申候本より此處の近所に山王の社跡有之候故、是は山王の御ほこたるべしとて、則ち御正體にかのほこを致し、ちいさきほこらをかまへ、毎年九月十五日祭禮のかたぎ仕のよし○此後にも銅鉾掘出したりと云ふ、現に鉾一本存し、本多眞喜雄氏保管す。

神領村

一 三嶋阿彌陀、九重座の書付。  
大藏山三島大明神、並三所權現御地如此、天文廿二年癸丑閏正月吉日、神領村住人左衛門太夫充次。  
天長地久、御願圓滿、天下太平、國土安穩、守護所、多田直綱丁丑、嫡子辛丑、歳十三、三男御天下午年土性實充、御祈念所。

○多田直綱は永正十四年丁丑の生にして三十七歳なり、嫡子は天文十年辛丑の生れにして年十三なるべ



し、三男は生年知れず、西園寺實充は午年土性なり、永正七年庚午土性の生なる乎、然れば天文廿二年には四十四歳なり、生年言繼卿記と符合す。

一 神領三島金幣の書付

(表) 豫州宇和庄永長郷、大藏山三島大明神守護所。

大願主西園寺公次、並宇都宮藤原貴綱卿子孫之所。

(裡) 諸人願力、諸願成就、皆令満足、如件、本願於當社主宮太夫充次、永祿十二年己八月吉日良辰敬白、十方旦那祈誓。

一 御神輿

奉寄進、文龜元年八月廿一日、大願主、民部少輔、刑部次郎。

一 三島大明神は、永長郷氏神也、上伊豫大三島を勸請申時、俵津浦へ御船着、夫より神領大藏山宮所に定、京都吉田殿より左衛門右衛門とて太夫貳人御下し被成、左座右座と分神の取行ひ仕候、毎年八月廿一日には、社人共塩ごり取に俵津浦へ參候、神の御船着申所を宮崎と名付たる由、西園寺家當國下向の後は、氏神と

被奉崇故、誠に神は人の敬に依て威を増とやらんにて、日々日に新なり、神領村壹宇社領に被付之由、社僧は大藏山神宮寺たり、然所に城下に神宮寺とて同天台宗有之由にて、神久寺と被改の由也、田三畝七步畑八畝廿八歩年貢なしの地あり。

一 奉注於三島大明神、新御寄進田、在所神領村松窪一反、當此田自只今彼岸初日之神役仕候者也、時西園寺殿藤原朝臣公廣、並代官宇都宮左近太夫興綱、御武運勝利、子孫繁榮、一天太平、四海靜謐、專祈仍如件。

永祿十二年己巳二月吉日

神主左衛門太夫敬白

裡に

此年の御弓箭、豫州者河野殿太將、其字來島殿村上出雲守、並平岡大和守、如郡内被取出候、既不及落居、安藝衆以加勢、土州衆鳥坂被詰候、其後詰ニ、多田南方堺、正月ヶ森被取候、則其城へ土州衆被懸切候、土州衆倒、第一者、各被打死數不知候、道後衆、松葉衆、勝利不及申候、其御弓矢ニ一命被



進衆、貴賤爲<sub>レ</sub>弔彼岸初日神役、得<sub>二</sub>御上意<sub>一</sub>仕者也。

此時の事にや、河野通宣より感狀。

今度鳥坂之城、土州衆取詰候之條、爲<sub>二</sub>後卷<sub>一</sub>對陣申付候之節、敵仕懸之處、抽<sub>二</sub>軍忠<sub>一</sub>御働御高名之儀、誠無<sub>二</sub>比類<sub>一</sub>候、此等之趣、公次へ申入候、彌粉骨可<sub>レ</sub>爲<sub>二</sub>肝要<sub>一</sub>候、恐々謹言。

二月七日

通宣 (書判)

久枝右近太夫殿

此公次事、弘治二年に來村より宇和へ御出の由、多野中村の者かたりぬ。

○宮水云郡内城主宇都宮豊綱、河野家に敵對し、土州の援兵を鳥坂城に籠らしめ、大に戰ふ、河野家は援を毛利氏に乞ふ、毛利氏は吉川元春、小早川隆景の二將を以て之を應援せしむ、二將は永祿十一年四月長濱に上陸し、郡内城を破り、尋て鳥坂城を居る、其翌永祿十二年春彼岸、前年戦死者の菩提を弔ふため、此舉ありしものとおぼゆ。

久枝村

一久枝城、又水が森共云、久枝卯之町境に在り、此水が森と云事は、黒瀬城へ水を汲故なり。

此城主宇都宮越前守有綱と云、墓所久枝の内片山と云所に有、其子久枝又左衛門尉興綱と云、尤居屋敷もあり、この先祖大般若經六百卷書寫し、一家爲<sub>二</sub>菩提<sub>一</sub>神久寺に被<sub>二</sub>納置<sub>一</sub>、代々修復、弘治二丙辰年迄は、無<sub>二</sub>退轉<sub>一</sub>修復も相續之處に、越前守以後は亂世となり、時節到來と見えて、此家も民間に下りぬ迄の体に移り替る故、彼經も虫の巢とのみ成し事百廿年也、此越前守曾孫又右衛門尉定綱と云人有、廢れたるを興し、絶えたるを繼とも云べきにや、彼神久寺の經を搜し出し、不足の經を書加へ、修復結構すと雖、一人ならず是す、むる功德誠に奇妙也、弘治二年も丙辰、延寶四年も丙辰、時なる哉。時なる哉。

○定綱延寶四年に此經を四度の修補をなしたるなり、案するに五度目の修補ならん、右或經の末に興綱弘治二年に四度の修補をなすと記しあればなり。

一清良記には、久枝又左衛門弘綱是は宇都宮黨なり公廣執事其子實綱と有り。



一棟上奉、彌陀如來佛殿造營之住持理鏡上人、並本願鏡傳上人、立願成就意趣者、乙戌護持法主、癸巳歲息災延命、佛神納受、御願者信心施主、拂三千凶万里外、七福持、眼前鎮安樂、不聞病患名、一期自在、榮樂勝人、蒙讚人倫、極天下身分程、德保松柏之齡、殊者、當處諸人安平、每年諸作地味增長、畝々町々、旱魃洪水無愁、一粒万倍、慶賀令開授給、仍如件。

永祿八年乙丑二月九日

鏡傳敬白

大工、明石兵部、宗右衛門、助右衛門。

○右佛殿造營の件を下松葉村の部に收めたるあり、暫く疑を存す

下松葉村

一龍王山滿慶寺、本尊阿彌陀、天台宗、開基不知。無年貢地、田廿步、畑二反廿六步あり。

昔は築地の有奥の谷に有よし、則滿慶寺谷と今に云へり。

此寺に人丸繪有、西園寺參詣の時御覽候て、隨分よき繪のやうには見え侍れども被遊候由、此繪正保年中迄は有たる由、今はなし、定て住持かはり目に散失たるにや。

一滿慶寺客殿、本尊觀音、臺座書付、大和國龍蓋寺大願主也、伊豫之國宇和隈所郷とあり、隈所は隈前なるべし、然らば「くまさき郷」なり。

一奉注春日五社、新御寄進田、在所神領村松窪壹反、當此田、自只今彼岸初日之神役仕候者也、其時之西園寺殿藤原朝臣公廣、並代官宇都宮左近太夫興綱、御武運勝利、子孫繁榮、天長地久、御願圓滿專祈、如件。

永祿十二年己巳二月吉日

神主左衛門太夫敬白

○此うら書は神領村三島大明神新御寄進田の文と同じき故に畧す

一大清水とて往還の道下にあり如何なる日照り年とても、此水のきる、事なし、尤冷きこと云にたへず、乍去近年は山の上に松生茂りたる故にや、其昔のやうに



はなきよし。

上松葉村

一上松葉村天天堂棟札。

恭惟、天滿大自在天神神社、暑往寒來、已久及大破刻、後西園寺連枝藤原朝臣公廣、爲武勇之願、造營之、依此信力、怨敵退散、莊内豊饒、萬民歡樂、四時無一点之災、八節有大來之悦者也。

天正十二年甲申八月十六日

公 廣 (書判)

奉行宇都宮又左衛門、宿大惠寺住持、

大工藤原大學、小工左衛門、

此書付公廣殿御自筆無疑故、今は大惠寺に被納置の由也。

一松觀山大惠寺、本尊阿彌陀、天台宗、開基不知、畑一反二畝十九歩の無年貢地あり。

昔は西園寺の祈願所にて、御朱印地も數々有之處に、火事の時焼失申候由。

永長村

一永長村の内大森城有、是は郷内の城主三善左衛門春澄出城の由、

一永長山常居寺、本尊地藏、禪宗、開基不知、畑八畝廿壹歩無年貢地あり

一大守秀宗公、元和七年の比にや、永長にて御詠歌、

永長に入れたる布のおりよさや、はばの廣きにたちぞわづらふ。

御詠歌の御挨拶山家清兵衛被仰上候由、又一説には、御自筆の短冊庄屋に被下由故、拜見之望むと雖も、無之由なり。

○御年譜徵考に曰く正保二年、秀宗様御病身に付、江戸に御届被成、其後爲御鷹野御下り被遊宇和永長村に極月廿五日迄も御逗留被遊候得共、御歸城之被仰出も無之に付、御近習より御歸城可被遊旨申上候時に、左の通御詠歌被遊、「永おさにいれたる布のおりよさに、はばが廣くてたちかれぞするし。

山田村

一山田村の内、峯の城、此城主三善左衛門佐春範と云ふ。



大森、大先森、成城、松の城、城樂、是は枝城なり。

一明神御正体裏書に、正和二年開眼、藤原定嗣、

一奉<sub>レ</sub>掛御正体一体、永和五年五月廿六日、願主越智氏女、越智爲重、

山田はさま

一上棟、大旦那戊戌春範公、三善氏山田之内峽間村在所安全所、殊者熊野三所大權現、新再興、願主越智右衛門太夫内役彈正云人、鍛治大工造營人々、國土安穩、

斯曆永祿十二己巳霜月吉日良辰敬白、奉<sub>レ</sub>移沙彌老翁中元僧、

うらに

奉<sub>二</sub>新造<sub>一</sub>神頭三所權現、本地藥師觀音、期節福智圓滿、武運長久、諸人豊饒、諸願成就、皆令満足、

君か代は千代に八千代にさざれいしの岩ほと成りて苔のむす迄。

○三善春範は天文七戊戌年の誕生にして、當時三十二歳なるべし

一寶鏡山善福寺、無年貢畑五畝十三歩あり。

山田藥師の事緣起に、天平年中天下悉疱瘡はやり、就<sub>レ</sub>中當國宇和郡の人民多く死す、其時郡主貞春大に悲歎せし處に、一日白衣の神人來て告る事有、貞春告に隨ひ、行基法師を招請して、長三尺餘の藥師の尊像を、三七日の内に彫刻し奉り、何れの山か是ならんと云、行基の云七日以前より南の嶺上に紫雲たなびけり、是藥王立處の靈瑞ならんとて、行基と貞春相俱に、嶺上を尋登るに、耳順の翁にあへり、彼老翁の告に隨ひ、貞春數百人を催し、嶺上を平げ、堂を建立する事、天平八丙子年也、諸方異域のもの、是を聞て參詣すること蟻の如し、夫より三百餘年を過て、左中將光義朝臣と云人、當郡守たり、此長子兩眼共に失ふ、父母深く悲み、藥師如來の寶前に參籠する事一七日也、所願満足して、双眼忽に得て明也、兩親歡喜甚し、依<sub>レ</sub>之再興の望有と雖も、地景存分ならざる故、何處か勝地あらんとて、自ら境地を尋、長谷部貞久と云者に命じて、此堂を建立し給ふ事三月なり。

維時延久二庚戌年奉<sub>レ</sub>遷<sub>二</sub>藥師如來於今境<sub>一</sub>云々とあり。



一清良記に山田備前守治元、其子治法、其子治信とあり、薬師の縁起に有る貞春よりつづきたれば春の字たるべし。

○富水曰く清良記は故らに名を作りたるもの如し、三善家の名乗は無論春の字なり、貞春より續きたるや否やは大に疑はし。

一王代一覽記に、聖武天皇御宇天平七年夏より冬に至る迄、豌豆瘡もがさと云ふものはやりて、病死するもの多し、行基菩薩の國々廻りし時、橋堤道場を立と有、是を聞時は薬師の縁起殊勝なり。

一西峰山地藏寺、本尊地藏、開山不知、

一日生山光明院、本尊大日、開山不知、

一福德寺と云ふ古寺の跡あり、本尊観音、今は地藏寺へ奉移由なり、山號なし、是七観音の内なり。

郷内村

一郷内村烏付城の城主、三善三郎左衛門尉春澄と云、御兄弟に春房と云ふ人あり、

枝城に宮の森城あり。○善家の系には鳥月城とあるあり

一謹奉<sub>ニ</sub>上棟<sub>ニ</sub>伊豫國、宇和郡、隈前郷、紫金山、西林禪寺、本尊阿彌陀如來、寶佛殿一字再興之事、聖壽無疆、無量壽佛、我國呈<sub>ニ</sub>昇平之嘉瑞<sub>一</sub>、宗枝露<sub>ニ</sub>繁榮之禎祥<sub>一</sub>、興隆佛法、的々傳々、茲氏山門鎮靜、爲<sub>ニ</sub>榮盛武運子々孫々善家担門繁昌<sub>一</sub>、大檀那、三善朝臣春澄、本願主防州沙門善守、當住持比丘釋氏宗宥、寄<sub>ニ</sub>進水田一段<sub>一</sub>、于時天正四年丙子霜月廿二日 敬白、

鍛治藤原勘解由丞、大工藤原與作、小工同左馬助、

一紫金山西林寺、本尊阿彌陀、禪宗、開基不知、田五畝畑一反四畝五歩の無年貢地あり。

春澄菩提所也、墓所あり、法名自性道因居士、

慶長十捌癸丑十月廿一日 春澄寂とあり。

一春澄は文武兩道に達したるにや、先祖孝忠大禪定門十三回忌の時詩あり、

奉手向靈前

春澄公

西園寺殿之事



孝忠不<sub>レ</sub>意失<sub>二</sub>威風<sub>一</sub>、十有三年如<sub>二</sub>夢中<sub>一</sub>、  
冬日雪消成<sub>二</sub>河水<sub>一</sub>、月光影裏裏<sub>二</sub>長空<sub>一</sub>。

献和

祖雲

六出花時起<sub>二</sub>幸風<sub>一</sub>、十三年忌刹那中、  
思量總是邯鄲夢、無位真人空合<sub>レ</sub>空。

和

久公

英雄先去現<sub>二</sub>霜風<sub>一</sub>、孝子吟章水墨中、  
如<sub>レ</sub>在香花虔備處、雲晴雪興滿<sub>二</sub>真空<sub>一</sub>。

和

與雲

夢耶非<sub>レ</sub>夢夢<sub>二</sub>松風<sub>一</sub>、四大分離離別中、  
却是靈光應鏡國、一聲寒雁入<sub>二</sub>真空<sub>一</sub>。

一春澄西林寺の葵の花盛を見侍りて和歌有、祖雲へ送らる、時詩あり、  
主君之居館者、前者湖水、後者青山、西者明月、東者居城、此富四景、左右有<sub>四</sub>四

時不變之松、與長祝保<sub>二</sub>八千歲<sub>一</sub>之椿、庭者彌氣色多、坪者栽<sub>二</sub>延壽之菊<sub>一</sub>、腋者清水湧出涼<sub>レ</sub>人哉、君万機之餘、朝者于<sub>レ</sub>斯題<sub>二</sub>龍田之楓<sub>一</sub>、夕者于<sub>レ</sub>斯懸<sub>二</sub>心高間之月<sub>一</sub>、寄<sub>二</sub>思於志賀之浪<sub>一</sub>矣、寔是一代之風騷主也、何也、琴詩酒之友、皆我等生<sub>二</sub>同心<sub>一</sub>、只當世之風乎、然共、有花夷亦洛與獨打咏慰<sub>二</sub>神意之處<sub>一</sub>、不<sub>レ</sub>意日之先入<sub>二</sub>西林精舍<sub>一</sub>來則見<sub>二</sub>庭前之葵花盛<sub>一</sub>、被<sub>レ</sub>遊<sub>二</sub>一首和歌<sub>一</sub>賜<sub>レ</sub>予、此花寔奇特哉、傾<sub>レ</sub>陽向<sub>レ</sub>陰、知<sub>二</sub>霖雨之節<sub>一</sub>花也、因<sub>レ</sub>之從<sub>レ</sub>得<sub>二</sub>蜀葵之名<sub>一</sub>以來、人皆翫<sub>レ</sub>之、歌者自<sub>レ</sub>讀<sub>二</sub>菅家江家之風<sub>一</sub>以來、世皆傳<sub>レ</sub>之、其菅氏也、江氏也、嗚呼何人、敢嘉尚乎哉、可<sub>二</sub>戲斯興<sub>一</sub>、君者予英且也、從<sub>二</sub>了角之歲<sub>一</sub>風流也、君子也、或時對<sub>レ</sub>花詠<sub>二</sub>和歌<sub>一</sub>、或時對<sub>レ</sub>月勤<sub>二</sub>六藝<sub>一</sub>、剩學<sub>レ</sub>文則彷彿<sub>二</sub>宋朝子瞻<sub>一</sub>、運<sub>レ</sub>籌則依<sub>二</sub>稀漢家張良<sub>一</sub>、文武兼並、近代難哉、寔濁世烏鉢、藝苑龜鑑也、僉曰、千人英、萬人傑矣、兒童知<sub>レ</sub>之、走卒知<sub>レ</sub>之、今茲天已夏之半、秀士來而問<sub>レ</sub>予、其節他<sub>二</sub>出圓福山寺<sub>一</sub>不<sub>レ</sub>侍<sub>二</sub>歌席<sub>一</sub>、故不<sub>レ</sub>加<sub>二</sub>人數<sub>一</sub>、遺恨多々也、予飯來而見<sub>二</sub>書窓案頭<sub>一</sub>者、有<sub>二</sub>一封書<sub>一</sub>披而卷<sub>レ</sub>之卷而懷<sub>レ</sub>之、誠是秀士芳翰也、手者濺<sub>二</sub>紫雲之露<sub>一</sub>、薰誦之中有<sub>二</sub>一首之歌<sub>一</sub>、其詞言也、翻<sub>二</sub>蜀江之錦<sub>一</sub>、其



書法也如崑山之壁、是吾所欲也、可愛可賞、何賜如之乎、不知所以謝、欲和之、不蓄老孔回之遺風、每字恍惚、頗似蒙尾、併不顧雌雄之安否、坩魚網漫、綴樗材一章、奉呈上楨戶玉床、以前篇拾和歌之字、招嘲哂者乎。

伏望

祖雲

一首和歌予落手、主君風雅有誰無、  
綠陰深處詠葵語、樽酒携來應進吾、  
見說歌吟能尙馨、大和言葉有丹青、  
葵花隱裡君來砌、千紫紅粧古寺庭、  
一寶珠山西善寺、本尊阿彌陀、天台宗、開基不知、田五畝四步、畑六畝六步、無年貢地あり。

一淨土寺、本尊阿彌陀、今退轉。

一本願寺、本尊阿彌陀、今退轉。

一明護院、本尊觀音、退轉す。

一金剛山般若寺、本尊觀音、當寺も退轉し本尊は西林寺へ移す。

一清良記には熊前尾張守治住とあり棟札に相違。○清良記の名は正しからず

津布理村

一金剛山高福寺、本尊阿彌陀、脇立不動毘沙門、開基不知、禪宗、田八畝五步、無年貢地あり。

岩木村

一船岡城とて古城あり、城主不知。

一三瓶大明神、開基不知、棟札もなし。

一此宮に一切經書本あり、大分損じたり、今は僅計あり、其奥書に、

康應元年五月十日 曇芳書

同 十月八日 願主祖尺

明德二年十月十日 如本

同 三年仲秋 執事正椿



同 四年三月

執事良方

應永七年二月廿九日書了

大願主秦朝臣權守持義

同 廿五年三月三日

崗山僧

昔年秦朝臣權頭持義公、應永七庚辰稔、權與於斯大藏經、而即尊藏當國豫州宇和郡岩野鄉三瓶大明神、從其以來月久歲深、廢散者二千十于<sup>?</sup>時郡之刺史從四位下行拾遺兼遠江守伊達姓藤原朝臣宗利公、悲其廢却、命郡代定綱、令造大匱、二三采輯納之、所謂經典所在之處、即爲有佛若尊重弟子、然則功德何彊、

延寶九辛酉年九月吉日、箱之上に海藏經函六之内とあり

岩本村

一 靈岩山安養寺、本尊阿彌陀、禪宗開基不知、畑壹反九步無年貢地あり。

此寺に大般若經あり、奥書、

文明十年戊戌暮冬十三日 伊豫州宇和莊岩野鄉靈岩山安養禪寺常住也とあり。

文明第十四壬寅霜月十五日 光珍五十四書。

文明十五年癸卯正月十日 光珍五十四書。

文明十九天丁未六月日 玉窓書之。

○前三項は吉良本を以て補ふ

三〇五、應永十四年丁亥十二月四日 曇芳書。

三〇六、應永十四年丁亥十二月六日 曇芳書。

三九六、應永十五年戊子二月五日 曇芳書。

○前三項は原本に依りて補ふ

一 明月山勝光寺、本尊阿彌陀、禪宗、開基不知。畑七畝廿五步無年貢地あり。

一 龍石山龍福寺、本尊觀音、今は山伏居住の由、七觀音之内。

一 東光山神宮寺、本尊藥師、今は寺もなき由。

小原村

一 上城、中城、下城とて古城あり、是は清澤御所出城之由。



一真言山瑞山寺、本尊地藏、禪宗、開基不知。

小原清澤の境目

一 小原城、此城主西園寺御一家たる故、世に清澤御所と申也、假名實名不知、末葉に松田覺助と云人あり、墓所清澤村にあり。

○松田覺助は、宇和島西園寺公成の祖先なりと聞く

清澤村

一 清水山觀寂寺、本尊觀音、禪宗、開基不知。

○當寺に銅劍二口あり

坂戸村

一 坂戸村の内丸岡城とて古城あり、此城主は西姫と申女之由、是は西園寺實充の御息女也、公廣と云合せ、西園寺家被<sub>レ</sub>爲<sub>レ</sub>繼之處、西姫を子細は不知、公廣手打にせんとせし處を、家來の者共みとがめ、京都へのぼせ置申よし、其後とかく主の筋目と申は、此西姫なり、呼下し置可<sub>レ</sub>申とて、家來一同して、則坂戸の丸岡

と云所へ出城を構へ、かの西姫を置奉り、主君とあがめまゐらす由也、年來はしかと不知。

○富水曰く丸岡城は西姫城とも呼べり今に井残り居れり。

一 無量壽山福樂寺、本尊阿彌陀、禪宗、開基不知。○佳作の毘沙門木像あり

一 坂戸村の内橋本城、福之森城、小城、龜の甲城とて古城あり、城主不知。

一 牛石とて、往還の道の上に大きな岩あり、此岩に牛のふみ跡、子供の足跡などあり、牛のふみ跡慥に有故、牛石と云ふか。○今破碎す

鴨村

一 鴨村の内松の城、庄屋所の前にあり、賀茂城とて大江村境目にあり此城主不知。

一 泰平山圓福寺、本尊藥師、禪宗、開基不知。

大江村

一 大江村の内大江城とて古城あり、是は西園寺の番城にて、松葉城より番人替り替り参よし。



○城山の中腹に古き墓標あり

田苗村

一田苗村の内西の城、ほこが城、兩城ながら城主不知。

一等覺山妙法寺、本尊阿彌陀、禪宗、開基不知。

○今東圓山、亀甲氏の古き五輪塔あり。

眞土村

一眞土村の内沖の城、此城主上甲筑前守、同氏市之進と云也、公廣卿より知行の書付あり。

○土居構にして田圃中にあり。

(花押西園寺公廣)

四百文大の田 百文あな田

已上五百文

元龜三年壬申二月吉日

久枝又左衛門尉興綱

上甲筑前守殿

(花押公廣)

天正三年正月十一日

上甲傳兵衛尉

宜任

市之進

奉

宇都宮又左衛門興綱

一こもち城とて古城あり、上甲筑前守の枝城なり。

宇和舊記在別錄、併記于此册、

伊豫州宇和郡古領主之事

朱雀院御宇、天慶年間、遠江守橘遠保、日振島海賊純友討伐之勳功に依て、宇和郡の地を領す。嘉禎二年二月廿三日、西園寺實氏公に、從北條泰時及沙汰爲所

西園寺殿之事



領。

永和二年、公良始て下向、居于松葉城、至公廣二十代、經三百五十年。

西園寺殿。

戸田民部少輔。

天正十五年、宇和喜多十六萬石領之、同十六年、淺野彈正檢地、文祿三年民部氏病死。

藤堂和泉守高虎。○初め佐渡守

文祿三年、今治を合せ廿萬石領之、慶長七年藤堂氏自分檢地、同十三年伊勢へ交代。

富田信濃守知信。

慶長十三年戊申、宇和郡十萬石領之、同十八年癸丑、御改易になる、以後又藤

堂へ其跡被<sub>二</sub>相續<sub>一</sub>。○藤堂氏御預り也

伊達氏。

元和元年乙卯以來領之。

### 西園寺家旗下城主

御庄殿 勸修寺兵庫守基明、

五千九百石、城邊本城、

津島殿 津島越前守通孝、

壹萬石、高田釋迦ヶ森、

板島殿 後西園寺中將宣久、

六千六百石、板島丸串城、

河原淵殿 渡邊式部少輔教忠、

一万六千五百石、松丸川後森城、

北之川殿 紀式部卿親安、



三千石、窪野三瀧城、

魚成殿 魚成豊後守通親、

九百六十石、魚成村龍ヶ森、

野村殿 宇都宮左近尉乘綱、

二千石、野村白木城、

東多田殿 宇都宮石見守宣綱、

三千七百石、東多田下木城、

南方殿 攝津豊後守實親、

四千九百三十石、五反田元城、

萩森殿 宇都宮彦右衛門尉房綱、

七千八百十八石、八幡濱萩之森城、

法華津殿 法華津播磨守法延、

四千二十三石、法華津本城、

有馬殿 有馬肥前守能親、

四千七百六十石、戸雁金山城、

土居殿 土居式部太夫清良、

二千六百五十石、宮下大森城、

深田殿 竹林院右衛門佐公明、

二千石餘、是延一の森城、

中野殿 河野新藏人通賢、

五千三百八十石、澤松高森城、

右拾五人知行割合高八万石也。

餘貳万石、西園寺公廣公藏入り也。

天正十三年乙酉、爲三國征伐、木下美濃守秀長、三好孫七郎秀次、渡海、小早川隆景豊後より渡海、伊豫三十万石隆景へ被下。此時、西園寺幕下悉城を開き、降参すと云ふ。







一清良記には、兵庫頭基任、其子左馬頭基章と有り。  
一高五千九百石餘、松ノ庄内不殘知行す、又千石、土佐領之内、宇須々木村にあり、是は小山村境目也。

一兵庫頭、名字を勸修寺と申由云傳也、是に不審あり、尤左馬頭一家を御莊の守護とも極め難し、綠村新左衛門手前に有書狀に見えたり、其寫

就今度京都不慮之儀、不圖下國候、其方へ直可渡海之處、依無便船、當國下着之事に候、餘遅々間、先一筆令申候、其御處へ可然様、萬事馳走之段頼入候、委曲此者申合候也。

十月十四日

御莊左馬頭とのへ

花押 ○一條兼定ならん

此文言の内に、其御所へ可然と有、是を思へば、西園寺殿の御事歟、又は勸修寺殿末流の御衆御在城にて、左馬一家は執權人たるべき歟。

○此花押を見るに、梶谷文書一條兼定の花押と同一に見ゆ。

一御莊殿居城は、本城と云、城邊村にあり、枝城六ツあり。

大森城 城邊村にあり

今木城 同所にあり

鳶巢城 同所にあり

綠城 みごり村にあり

猿越城 板尾村にあり

新城 此新城は土佐之内宇須々木村にあり、大深浦小深浦錦樺と云小名あり千石の在所のよし

○宇須々木村は、今の宿毛町の一大字也、大深浦小深浦錦樺も其大字なり、昔は宿毛を宇須々木村と云ひしにはあらざるか。

一土佐軍記に云、宇和郡御莊越前守と云人、御莊、里城、猿ヶ越、新城、綠城、五ツ持大身の人也、猿越ノ城は、土佐宿毛より道程三里、宿毛城主は長曾我部右衛門太夫と云、又吉宗と云ふ所より猿越まで道法五里、吉宗城主十市備後守と云、此者智謀にて猿越の城を乗取、右衛門太夫程近に居て、備後守に越されたる事無



念に思ひ、緑城を三日後に行掛り、無二無三に乘取、元親是を聞て、越前守は大身也、十市備後に加勢せよとて、桑名彌次兵衛、光富權之介、幡多郡より組頭四人、都合一萬千餘騎にて押出す、新城に籠る人々是を見て、明て越前守居城へつぼむ、尤里城の人数も一所に籠る故、土佐勢度々責寄すると雖、城内多勢なれば勝負つきがたし、右衛門太夫被<sub>レ</sub>申様は、越前に付城して我等に御渡しあれと望ければ、桑名も光富も尤と同心して、越前守居城より拾五丁隔て城を拵らるゝ時侍分は毎日鉄砲軍して、下々には堀をほらせ塀柵櫓を立る、日數廿一日にして付城出來すれば、右衛門太夫に城を渡して、桑名光富は土佐へ歸る、幡多郡衆は三組宛番手にして残る、是は越前大身の人なれば、用心の爲と聞えたり、右衛門太夫は二月上旬より、明る正月半迄在城なりければ、越前守も數度のせり合に退屈して、人質を出して降參せらるゝとあり。

一此越前守と云人は、權之太夫殿の事歟。

一西國太平記にも、本城、里の城、緑の城、猿越の城、新城五ヶ所は、御莊越前守

が所帶也、十市備後守堅くはかつて降參させけりとあり。緑城を誤りて緑の城と書くと見えたり。

城邊村

一三嶋大明神、御庄殿ヨリ社領三十貫附申由。

棟札寫

上棟奉<sub>ニ</sub>造立<sub>ニ</sub>三嶋御社、大願主<sub>法眼承賢</sub>奉行妙仙大徳、于時永正二年乙丑十一月

十五日、神主和氣昌吉、大工四郎兵衛藤原吉富。

一諏訪大明神。御庄殿ヨリ社領五拾貫附申由。

棟札寫

上棟奉<sub>ニ</sub>再興<sub>ニ</sub>造宮事、特者領主承賢<sub>辛</sub>子息助賢<sub>亥</sub>當願主能寛<sub>壬</sub>能憲<sub>申</sub>信女息災延

命祈處、

于時永正三丙寅曆三月十七日

造營奉行大法師增泰、並神主與市、大工藤原能富、瓦大工太郎右衛門、筆者與



禪寺主盟直心叟。

○承賢は寶徳三年生にして五十七年なるべく、助賢は延徳三年生にして十六なり、能寛は寛正三年生にして年四十五なり、能憲は長享二年生にして十九歳ならん、承賢等は勸修寺氏か。

一上棟奉<sub>ニ</sub>再興<sub>一</sub>造宮事、特者領主兵庫頭藤原冬顯<sub>癸未</sub>子息左馬頭定顯<sub>辛丑</sub>信女<sub>壬午</sub>息災延命祈處爲<sub>ニ</sub>自願<sub>ニ</sub>神徳増長<sub>一</sub>也。

于時永祿四辛酉曆卯月五日

神主吉五太夫、大工新左衛門、瓦大工五郎左衛門、筆者興禪寺主盟楚觀、行年七十六書<sub>レ</sub>之。

○冬顯は大永三年の生にして三十九歳、定顯は天文十年の生にして二十一年、信は大永二年の生にして四十歳なるべし、信は冬顯の妻にはあらざる乎、而して冬顯、定顯等は勸修寺氏ならん。

一愛宕山大權現、御庄殿ヨリ社領三十貫附申由。

棟札寫

上棟奉<sub>ニ</sub>勸請<sub>一</sub>愛宕山權現、大檀那藤原朝臣左馬頭基詮、嫡子基賢、願主上岡玄

番允、法名貴山常胤居士、當山開基權大僧都覺存法印、

○基賢は權ノ大夫なり

于時永祿七年甲子九月吉日

大工森下新左衛門、

鍛冶三嶋岡太郎左衛門。

一兵庫頭と左馬頭とは代々相續の名と見えたり、同名にて名乗の替りたるあり。

一清良記に、左馬頭兵庫頭は上家になりし時は、聳の九條大納言殿を便り京着とあり。

○基賢の墓は外海久良の一木庵にあり

一禹龍山眞寶寺、本尊阿彌陀、智恩院直末也、御庄中淨土宗の本寺也、御庄殿より

寺領五拾貫附申由、畑壹反十八步無年貢地あり。

開基本願人定尋和尚、開山心寂上人大和尚、位牌の後に永仁三年三月三日とあり

○寺院録には烏龍山とあり又城邊村宇城山に在りとあり

一眞寶寺末寺、

御莊殿之事



遍照山來迎寺 平城にあり、

東漸山金光寺 右同、

西海山正覺寺 内海中浦にあり、畑壹畝あり、

小倉山寶福寺 左右水村にあり、畑三畝廿七步あり、

草林山常寶寺 中ノ川村にあり、

大報山金藏寺 岩水にあり、畑貳畝あり、

光明山智惠光寺 緑村にあり、畑七畝廿二步あり、

海立山延命寺 内海の平山にあり、畑壹畝十二步有、

長尾山安專寺 長月村にあり、畑四畝壹步あり、

法王山安養寺 板尾村にあり、畑三畝廿七步有、

覺滿山禪林寺 滿藏村にあり、畑貳畝八步有、

法性山正覺寺 宮ノ下にあり、畑貳畝十七步有、

○寺院錄に曰く、紫雲山來迎寺平城貝塚にあり、東漸山金光寺平城長ノ岡にあり、光明山智惠光寺綠字

春日沖にあり、海立山延命寺内海平山にあり、西海山正覺寺内海村大字内海中浦にあり、長尾山安專寺御莊村大字長月字一木にあり、小倉山寶福寺綠僧都村大字僧都字中村にあり、法皇山安養寺一本松村大字増田字徳原にあり、草林山常寶寺同村大字中ノ川字タテミチに在り、覺滿山善林寺同村大字滿藏字ハマにあり、大報山金藏寺、法性山正覺寺は寺院錄になし、今は廢寺となりたり、金藏寺は東外海村岩水に在る庵なり、正覺寺は同村深浦にあり

昔は土州領の内三原八郷、尤宿毛淨土の寺々も、此眞寶寺末寺にて、年中二度づゝ、佛祖忌に出家衆被レ參候處、寛文十一年の御改に、諸國一ヶ國切と被レ仰出に付、其以後不レ參候由、但眞寶寺大破の節、他國の末寺は替りたる歟。

一長野山少林寺、本尊地藏、ウラニ正和三年甲寅二月十五日、入佛安座現住知元とあり。

御庄殿二代目位牌所、寺領五十貫之由、兩度炎焼に付開基不レ知、禪宗也。

左馬守位牌とてあり、後には隱岐守とも申たるにや、

前隱州大守結巢成公大禪定門、

但命日は七月十七日と云傳ふ、村中打寄施餓鬼念佛今に勤む。



○吉良本に曰く、是山崎隱岐守尙純位牌也、嫡子民部少輔二代御庄御出申卒去、三代式部代引拂、則ち御城式部丸に居住、後今の所へ移る此説正しとおぼゆ、山崎は伊達家の家老也。  
貴山常胤居士、是は家老上岡玄蕃允位牌の由。

平城村

一 遍照山來迎寺、本尊阿彌陀木佛、淨土宗、

○寺院錄に曰く、紫雲山、字貝塚に在り、又眞寶寺末

開山稱阿上人、大和尚、康永三甲申六月九日、

來迎寺殿贈大法師宏賢法橋尊、

此寺に法華經、華嚴經、大集經、大品經、涅槃經あり、紛失のものあり。

右五部大乘經書寫之素志者、大檀那治部卿法眼定椿等、伏値先妣理阿禪定尼一

十三回忌辰、願縮日而屈請淨侶、俾箇五部大乘眞模書、而報答生平乳哺養之

育之恩德者也、

永享六甲寅年、大檀那、當莊居住、奉三寶弟子、孝子治部卿法眼定椿、執筆比

丘玄保聰怡等也。

一 平城山觀自在寺、本尊藥師、脇立阿彌陀觀音、眞言宗。

○長瀧本宇和郡寺院錄に天台宗とあり、元此地方延曆寺の莊園なれば天台宗たるの理由あり、寛永十五年大覺寺宮宿泊せられし時より眞言宗となりしものにはあらざる乎。

一 弘法大師一夜建立之七堂伽藍之由、度々炎焼して今は藥師堂計なり、弘法歸朝平

城天皇大同元丙戌年より延寶九年迄は八百七十六年、入定以來八百四十七年なれ

ば、此寺も久しき事と知るべし、般若櫃一合あり、寄進且那滿藏加賀守、並大工

森下左近進、天正十肆年二月九日とあり。

○此櫃今なき

一 嵯峨の大覺寺宮、弘法大師の跡をしたひ、寛永十五年十月初に此寺へ參詣の時、

白銀壹枚被<sub>レ</sub>上之由。

一 奉<sub>レ</sub>再建、平城山本堂一字、金輪聖皇、天長地久、御願圓滿祈禱處、聖主天中天、

迦陵頻伽聲、哀愍衆生故、我等今敬禮。

郡主從四位下行拾遺兼遠州刺史藤原朝臣伊達氏宗利公造進焉、



維時延寶六年戊午三月吉慶日、住持沙門榮勢、

奉行人、岡谷治部右衛門尉俊次、證人中村平之丞勝重、原安太夫政重、篠田彌太

右衛門良重、大工村上新、丞重久、小工甚右衛門、八右衛門。

右の堂大守より建立有之處に、延寶三卯年二月炎焼の時、十二神の内貳体計殘

申候、其以後又建立故、棟札寫置なり。

一八幡宮、開基不知、但永仁三乙未年正月建立の由、願主不知。

一山王宮、御庄殿建立とは雖開基不知。

○社趾は廣くして高燥形勝の地なり、往古は本社なりと云ふ、祠前の部落を馬場といふ

一東迎山金光寺、本尊阿彌陀木佛、淨土宗、開山淨憶和尚、二代蓮社惠秀尊老、文

正元丙戌年十月六日と有り。

○寺院錄に曰く、平城字長岡に在りて、智恩院末、東漸山金光寺とあり

一此寺に般若經あり、奥書康永三年甲申秋靈山寺買得、相傳之住持、拂子印倅五十七歳とあり。

一赤岸山興禪寺、本尊十一面觀音 金佛、禪宗奈良谷末寺也。

○寺院錄に御莊村大字平城字貝塚に在りて龍澤寺客末とあり

開基は、叡山より代官に赤岸殿と云預僧下着の時、建立故赤岸山と云、應仁元丁亥年の由、開山直心宗柏大和尚なり、又一説に赤岸殿法名法眼宗祐庵主と云よし、笹山佛の臺坐の書付を見れば信用し難し、畑四畝廿歩無年貢地あり。

一此寺御莊殿位牌所之由、

香雲院殿李參祐蓮大居士

天文五年八月十五日

勸修寺兵庫頭殿○基明か

心源院殿色翁宗賢大居士

元龜三年九月二日

勸修寺左馬頭殿○基證か

顯徳院殿能山祐賢大居士

天正十六年四月廿日

勸修寺權之太夫殿○基賢か

一くぞうとて剃髪のものあり、名を丹後但馬なご、云、是を尋るに、昔比叡山より



祈禱坊主を、せんちやう先祖のもの召連れ下り候て、永月山觀起寺にて祈禱致候  
則寺地は今の庄屋敷の由也、其時は十二人有之由、然らばくぞうと云文字は  
供僧と云べき歟。

一興禪寺末寺

長能山少林寺 城邊にあり、

見流山觀音寺 みごりに有り、

溪澤山本願寺 長洲にあり、畑三畝拾九歩有り、

望海山法性寺 柏村にあり、田壹畝有り昔は妙泉寺と云、

峰維山大林寺 福浦にあり、畑廿歩あり、

佛光山法元寺 廣見に有り、畑二畝廿九歩あり、昔は寶光庵とも又法弘共云ひし

由。

長月山安住寺 長月にあり、院とも云、畑五畝貳歩あり、

白玉山觀喜光寺 正木村にあり、畑三畝廿七歩有り、

孤圓山如意庵 家串へのくしにあり、畑廿五歩あり、  
神通山乘願寺 摺木村にあり、畑壹畝拾九歩有り、

○南宇和郡寺院錄に曰く、廓然山少林寺城邊字不老にあり、佛光山法眼寺一本松村大字廣見字ムカイ山  
にあり、圓通山本願寺御莊村大字長洲字新坂にあり、長月山安住寺同村大字長月字光專寺にあり、白翁  
山觀喜光寺一本松村正木本村にあり、望海山法性寺内海村大字柏字家串にあり、神通山乘願寺御莊村大  
字菊川字ユノ元にあり、江海山大林寺西外海村字福浦にあり、佛海山泉法寺内海村大字内海字家串にあ  
り、右泉法寺は如意庵の改名にはあらざるか。

一御庄の四ツ字の四ヶ寺と云ふあり、

觀世音寺 笹山にあり、

觀喜光寺 正木村にあり、

觀自在寺 平城村にあり、

知惠光寺 緑村にあり、

外に興雲禪寺と云有て、五ヶ寺と云説あれ共何の村共知難し。



永月村

一玉壽庵、寺破滅故、安住寺へ諸道具參由、本尊石佛也、畑貳畝廿八歩無年貢地あり。

綠村

一綠村の内鳥の巢山と云所あり、名鷹出たり、百合若大臣の被<sub>レ</sub>爲<sub>レ</sub>飼候て則綠丸と名付られたる由、此鷹おちて後、此所に、綠丸の宮とて社を建られたると云跡有、此山二三十間四方程なる小き山也、尤岩瀧もあり木も有山の廻りは畑の由。

正木村

一たうげ城、ひその城、此城代不知、御庄殿番城の由。

○此村の庄屋夜門戸を閉づることなし、故に世俗戸立てずの庄屋と呼ぶ、而して盜人の入ることなしと云ふ、

篠山之事

一篠山開山は、用明天皇御宇の由、中絶あり、其後光孝天皇御宇より山又繁昌致候

平城村興禪寺慶果和尚御取立之由、尤山の且那は御庄津島と申傳候、其時より勸進牒初るなり。

一笹權現、往古正木村庄屋助之允先祖の家へ飛來らせ給ひ、庭に御立被<sub>レ</sub>成候由、夫より佛の峙と申所へ移し奉り、夫より一の王子と申所へ移し奉り、夫より今の彌山へ奉<sub>レ</sub>移之由申傳候、尤助之允臺所口の大戸今に立る事ならず、不淨の者入來れば其儘氣を失ひ申由、

一彼山の腰を引廻したる道筋あり、此道より上を蓮華座と云ふ、頂上に矢筈池有、麓に拂川とて垢離取川あり、但三所より參詣の道あり、何れも拂川あり、權現堂、天狗堂、鐘撞堂、邊路屋、觀世音寺と云寺あり、正木村の方へ降り一の王子と云ふ堂あり。

正木村にて田壹段六畝廿貳歩、横川村にて田壹段四畝六歩無年貢地有り。

一篠山觀世音寺、觀音堂脇立書付寫左之通、

謹奉<sub>ニ</sub>彫造<sub>一</sub>豫州觀自在寺、御庄篠山神宮寺本尊、左不動明王、大願主赤岸山興



禪寺住持比丘宗諗 (判)

大檀那法眼宗祐和尚、奉祈當來作佛者也、

于時應仁三年己丑六月十八日

敬白。

右本尊毘沙門天王也、書付右に同し。

一此観音は十一面、行基菩薩御作なり。

一観音堂鰐口書付之寫、左之通、

豫州篠山観世音寺鰐口

宗祐置之。

寛正七年二月十八日

○此鰐口は徑六寸、厚二寸六分の銅製にして、今正木の歡喜光寺に在り、又観世音寺は維新の際廢せられたるものなり。

一權現堂鰐口書付の寫、左之通、

與州御庄之篠大權現寶前

宗祐置之。

寛正七年丙戌二月十八日

○此鰐口は徑八寸六分五厘、厚二寸一分五厘ありて、銅製なり、元祿十年二月篠山神社再興の時、屋梁に在りしを發見して宇和島藩に引上たるものなり、今伊達侯爵家の所有に屬せり。

一權現は春日御作、脇立彌陀薬師也。

一観世音寺撞鐘書付左之通りなり、

豫州観自在寺、御庄篠山観世音寺當住也、

敬白、

于時正長二天己酉十月十八日。

一篠山大權現爲三再興、金子十兩殘置候條、早々建立尤に候、以上

寛永十四年四月十三日

高野山上生院融譽 (判)

観世音寺

正木村太郎左衛門

一此書付は、上生院四國遍路の刻、篠山へ參詣被<sub>レ</sub>申、權現堂大破の体被<sub>レ</sub>及<sub>レ</sub>見、爲<sub>二</sub>再興<sub>一</sub>金子殘置かるゝ時の書付寫也。



一天狗堂は、慶長十五年、知藏主と云住持建立之由、然る所に、前將軍家綱公御代明曆二年九月上旬より土佐御領下山村庄屋新之丞、深覺と云弟子坊主を引入、彼篠山堂寺共に土佐領之由偽、地内に張番を居置、宇和島領より數代勤來社法等押掠狼籍の仕形故、万治元年十月江戸へ下り、寺社御奉行へ、別當正善、神主正木村助之允目安を以申上候處、扱に被<sub>レ</sub>成相濟候、書付之寫、

此度御扱之趣

一笹矢筈之池より峰續き、麓にては横の尾を下り、土州より申古歌の如く、正木川分、伊豫土佐の境にて御座候、古來よりの證據權現堂寺に有<sub>レ</sub>之、撞鐘罎口之銘佛の臺座の書付等に至る迄、何れも豫州御庄の笹山と御座候、尤權現堂寺共に豫州向に御座候、近來の證據には、只今の權現堂寛永十四年豫州より取立同十六年に成就仕候、右之通新古共に慥成證據御座候段、松平美作守様へ御相談の上、土佐方へ一々被<sub>レ</sub>仰通被<sub>レ</sub>得<sub>レ</sub>其意之由承及候處、御扱之儀に候故、境御立被<sub>レ</sub>成候儀、被<sub>レ</sub>成にく候間、兩國の持山に御究可<sub>レ</sub>被<sub>レ</sub>成候旨、奉<sub>レ</sub>得<sub>レ</sub>

其意候、

一西小川平勿論、右申候通川分伊豫領にて御座候得共、是も依<sub>レ</sub>御扱<sub>レ</sub>土州へ被<sub>レ</sub>遣、爲<sub>レ</sub>三代地<sub>レ</sub>川向土州之内東小川平豫州へ可<sub>レ</sub>被<sub>レ</sub>遣候由、奉<sub>レ</sub>得<sub>レ</sub>其意候、  
一神主助之允儀從<sub>レ</sub>古來<sub>レ</sub>神主の筋目證據分明に候處、此度御扱にて山の惣仕配は先規之通、自今以後も助之允仕筈、神主之儀は土州より新敷御出させ可<sub>レ</sub>被<sub>レ</sub>成候由、其段者御扱之儀に候間、兎も角もにて御座候、自<sub>レ</sub>古來<sub>レ</sub>土州方に神主無<sub>レ</sub>之、彼山豫州より仕配仕候段は、今度土州方より被<sub>レ</sub>申立候棟札にても無<sub>レ</sub>紛儀に候、別當之儀は不<sub>レ</sub>申及<sub>レ</sub>、從<sub>レ</sub>豫州<sub>レ</sub>今迄の通居置可<sub>レ</sub>申事、  
萬治二年十一月四日

此内に有土州よりの古歌と云は、

籬、矢筈、正木川分、松尾坂、もくづ、濱中、蘆はをりのり。

覺

一笹權現堂彌山伊豫土佐兩國可<sub>レ</sub>有<sub>レ</sub>御用候、依<sub>レ</sub>斷此上神主從<sub>レ</sub>土州、別當は從<sub>レ</sub>



豫州可<sub>レ</sub>有<sub>二</sub>御居<sub>一</sub>候、此外法式可<sub>レ</sub>爲<sub>レ</sub>如<sub>二</sub>先規<sub>一</sub>之事、  
一豫州之内正木村庄屋助之允儀、自<sub>二</sub>往古<sub>一</sub>代代笹權現由緒有<sub>レ</sub>之由、大檀那可<sub>レ</sub>爲<sub>二</sub>頭人<sub>一</sub>之事、

一西小川平榜<sup>はうじ</sup>示境迄土佐領へ、此代地として、東小川平の内にて右の坪數、宇和島領へ可<sub>レ</sub>有<sub>二</sub>御渡<sub>一</sub>之事、

右今度土州領宇和島領境目出入に付、美作守より出羽守へ頼入、被<sub>レ</sub>致<sub>二</sub>相談<sub>一</sub>扱を以て、如<sub>レ</sub>斯相濟申者也。

萬治二年己亥十一月十五日

松平出羽守内伊藤彌兵衛

松平美作守内塩見小兵衛

戸塚助太夫

伊達大膳太夫様御内

鈴木仲右衛門殿

伊藤與左衛門殿

松平土佐守様御内

野中 伯耆殿

淡輪四郎兵衛殿

如<sub>レ</sub>斯一枚宛兩方へ渡るよし、但土州へ渡る書付は土佐衆を前に書由、

笹山出入落着以後、鬮取にて兩國より御建立の堂宮寺の書分、

一權現堂、但三軒宮ながし作、三ツ堂構、大間四尺貳寸、屋根小曾木葺也、

一同拜殿、但貳間に參間、高さ八尺五寸、屋根小曾木葺、四方屋根作也、

一天狗堂、但貳間四方、高八尺五寸、ひじき作、屋根は方形、棟ふくはら小曾木葺也、但大間御拜付きざはしあり、

一寺、但四間に拾間、板葺なり、ひさし一間に八間分あり、

一寺前石垣、長三十三間折廻し、高さくりの下八間、中にて六間、遍路屋の下四

間半、平にして六間餘也、但野づら石なり、

右五ヶ所豫州より、



一 觀音堂、但三間四面、三つ堂作り、高壹丈貳尺、大間六尺三寸、屋根小曾木葺也、御拜殿は大間分にあり、  
一 一の王子堂、但貳間四方、向は三間にわり有之、  
一 鐘撞堂、但壹丈四方、二重にして下は門なり、  
一 遍路屋、但貳間に四間、  
一 觀音堂と寺の間に廊下、貳間四方、  
右五ヶ所土州より建立なり、  
一 棟札寫

奉<sub>三</sub>再興<sub>二</sub>篠山權現堂一字、金輪聖皇、天長地久、御願圓滿處、從四位下行侍從兼遠江守伊達氏藤原臣宗利、

奉行人、星彌市兵衛吉次、小島甚之丞重長、大工村上新之允重次、小工土屋孫左衛門正吉、

從四位下行拾遺兼土佐守松平氏藤原朝臣豐昌、

奉行人、國澤源左衛門元重、梶浦孫之允正勝、大工木村理左衛門廣次、小工能瀨次郎左衛門吉家、

うらに

南無堅牢地神、與諸眷屬、南無五帝龍王、侍者眷屬、  
當寺住持法印權大僧都榮真、正木村庄屋助之允、楠山村庄屋仁兵衛、

寛文十庚戌年九月吉祥日

殘る堂の棟札も如<sub>レ</sub>此故不<sub>レ</sub>及<sub>レ</sub>記<sub>レ</sub>之、

一 土佐より建立棟札の寫、

奉<sub>三</sub>再興<sub>二</sub>篠山觀音堂一字、金輪聖皇、天長地久、御願圓滿處、從四位下行侍從兼土州刺史松平氏藤原朝臣豐昌、

奉行人、國澤源左衛門元重、梶浦孫之允正勝、大工木村理左衛門廣次、小工能瀨次郎左衛門吉家、

從四位下行拾遺兼遠江守伊達氏藤原朝臣宗利、



奉行人、星彌市兵衛吉次、小島甚之丞重長、大工村上新之允重次、小工土屋孫左衛門正吉、

裡書右同前、残る棟札も文言同前故、不<sub>レ</sub>及<sub>レ</sub>記<sub>レ</sub>之。

一四國修行の僧、笹山に參詣して論所の跡落着以後、堂宇建立の段々尋搜て、笑種を綴る由堂にある故記<sub>レ</sub>焉、

遠上層巒天地寬、無量景象滿<sub>二</sub>心肝<sub>一</sub>、止<sub>レ</sub>爭列國封疆所、堂宇巍々持<sub>二</sub>兩端<sub>一</sub>。

兩國層嶺古梵宮、神祠佛閣聳<sub>二</sub>晴空<sub>一</sub>、望通北斗星辰上、俯見南溟霧海中。

當面山光含<sub>二</sub>日月<sub>一</sub>、無心雲影隔<sub>レ</sub>西來、地靈清淨非<sub>二</sub>人世<sub>一</sub>、暫遠<sub>二</sub>高堂<sub>一</sub>立<sub>二</sub>午風<sub>一</sub>。

又一如と云僧のよしにて詩あり、

四州一嶋聳<sub>二</sub>虚空<sub>一</sub>、百洞相環蟠<sub>二</sub>此中<sub>一</sub>、南見衆生濟度海、北移仙子步行崇、

篠山不盡滿池水、楨嶺追吹深谷風、佛法僧聲神力鳥、觀音變化指<sub>二</sub>圓通<sub>一</sub>。

一天狗堂尊、十二天繪像、千手觀音繪像、

此三稜寛文中に、當寺住持法印權大僧都榮真寄進之、

内海村

一由良權現開基不<sub>レ</sub>知、本地は太通智勝佛、阿彌陀、觀音の由申傳る也、四十年餘以前に炎上致す時、不<sub>レ</sub>殘燒失仕候由、廿四五年以前、下灘浦名主堂の形に致置之由、

柏村

一柏坂と云所にかなわ松と云大木あり、根一本にて三本に分れたる故なり、依<sub>レ</sub>之坂の名もかなわ坂と云由、今の世の人かなふ坂と云は誤なるべし、  
一大守宗時公此沖を乗船の時、御詠歌あり、

伊豫の國柏のせとと云ならはし侍る所を、舟に乗りまかり過る時、つかうまつりける、

嵐吹く柏のせとを漕くれば、沖の小嶋に鷗むれ居る。

摺木村

一摺木村に作左衛門と云者あり、此曾祖父に尾崎藤兵衛とて、平城村永野岡と云所



に住宅せし時、新城に於て防戦の時、近藤三河守と云大將をば討取、小嶋右近と云大將をば生捕にする由、語り傳へあり、其時の感狀、

今度新城戦功無比類之旨、神妙之至、近日彼地御進發之條、可有御褒美者也、依執達如件、

八月七日

康政 (書判)

尾崎藤兵衛尉殿

一爲御加持、壹貫分御出し候者也、

天正三年八月吉日

(書判)

藤兵衛尉

加持持在所

一壹ヶ所 和口溝之上、 三百

一ヶ所 八ツはち、 六百

一ヶ所 長尾野同上屋敷畠 百

以上壹貫文

天正三年十月吉日

(書判)

尾崎藤兵衛尉

御給

一ヶ所 くら田、 四百

一ヶ所 梅の木原、 百五十

一ヶ所 おく田、 百七十

一ヶ所 たうせん田、 三百

一ヶ所 やしき、 百

一ヶ所 溝の下、 百

御莊殿之事



- 一一ヶ所 一貫田、 貳百五十
- 一一ヶ所 畠さきの下、 六十
- 一一ヶ所 五反田、 百五十
- 一一ヶ所 谷のおく十介分 三百
- 一一ヶ所 長洲、 五十

天正十五年正月吉日

尾崎藤兵衛尉殿

御庄權太夫基經 (書判)

- 一一ヶ所 はせ杉の木の本、 五百
- 一一ヶ所 國廣分、 四百
- 一一ヶ所 長月柿木田、 四百五十
- 一一ヶ所 同柿木の下、 貳百
- 已上壹貫五百五十

永祿十三年二月吉日

(書判)

兵衛次郎

但是は藤兵衛おさな名のよし

一此康政の事、西國太平記に土佐一條殿末流に右中將阿波守房基の子權中納言康政と云あり、長宗我部元親國人等談合して、康政卿を追出し、豊後國へ送りける、是は大友宗麟の聳たる故、豊後へ渡海、則宗麟より扶持を與へていたはり給ひけり、其後康政豊後を忍び出、伊豫國へ渡り、御生みしやうと云所に行、干戈を起し、譜代の浪人共驅集めて、土佐國へ打入、元親に隨ひたる小城三ヶ所攻落し、引取て伊豫國戸嶋と云所に居住す、法華津の城主播磨守則延と云人、康政をいたはり養ひけるとあり。

右之感狀は此時の事なるべし。

○西國太平記の記事は一條兼定を康政と誤りたるもの如し。

深 浦

御莊殿之事



一曾我大明神と云宮あり、是は多賀大明神を云誤りたるにや、

○素鷲神社と同一ならんか、

一萬福寺、真宗、本願寺の末寺なり。

○寺院録に、東外海村字深浦真宗本願寺末、當日山萬福寺とあり。

沖島母島

一徳法寺、真宗、右同。

同小矢ノ浦

一淨専寺、真宗、堺の真宗寺なり、今は本願寺末寺成よし。

鷓來島

一真教寺、真宗、右同。

沖之島

一沖の島の内廣瀬地子永樂三百文宛取來事、

文祿年中高麗陣の時、土佐領主長曾我部、宇和島領主戸田民部少輔在陣の内、土

州廣瀬庄屋助左衛門と云者罷越、時節幸と存、郡合川より南土佐分に船の上場無之候、伊豫領の廣瀬を御借被下候へかして願上に付、長曾我部と民部少輔相談の上、以後證據の爲として上の如く定置かる、由、其後藤堂泉州富田信州領主の時も先代の通故、今以相違無之由、

沖之島出入之事

一正保二年國々より繪圖上り申時、鈴木次太夫萩原仁左衛門彼島に渡り境目被改之節、土佐領廣瀬庄屋與三右衛門新右衛門と云もの出逢申故斷申達、宇和島領分之繪圖調申候、然る所に正保三年秋廣瀬庄屋助之允と云者、廣瀬の境目郡合川を越し、此方借し地の内の大川を境、姫島はきれと境と云、其後の姫島山の内に又境を立、理不盡成儀申掛るより、双方口論初るなり。

一正保四年に土州より幡多の郡奉行前野彌五兵衛、廣瀬庄屋助之允召連、宇和島城下へ被越、鈴木次太夫、檜垣助三郎、沖之島庄屋六之進、茂左衛門、外海庄屋惣左衛門召連出合、互に境目申戦あり、されたと申所に至りて、たうとうの假



名づかひの事迄詮議ありとなり、然れ共、山分は土佐より望申通に宗時公被<sub>レ</sub>仰付、獵場の儀は先規之通、當領より仕筈に埒明申處、其後廣瀬境目より遙廿四五町宇和領へ越し、白岩と申所を海境と僞を申、魚獵を妨げ、釣道具迄おさへ取事毎度也。

一慶安三年の春しりなし尾の山へ、土佐領柏島の者火を付、宇和領蘆の山中迄黒く焼申故、斷候へば庄屋源五郎蘆の山谷間の田地迄土佐領と申越候、此蘆の田は、母島の禪福寺の寺領田にて、古來より作り來り申事也、冬より蘆の濱安代迄土佐領と申掛、磯獵海草桶道具迄押へ取也、窪浦の者は此網代を以て渡世を送申のみならず、役儀勤來事に候、就<sub>レ</sub>中富田信州以後御藏所になり申時も、前代之通公役御勤仕候事也。

一承應二年十一月、土佐領廣瀬庄屋源五郎大勢を引連、山境を越、宇和領廣瀬より遙山中へ踏入、中尾と云山のうね通、蘆の田頭まで數十町の間竹木を伐はらひ、新道を付申故、斷候へば、先規よりの境目道と申也、同十二月に古來よりの境目

道と新道の間に枝道を四ヶ所付申候故、又付届致候へば、右同前に申候、依<sub>レ</sub>之土居與兵衛殿土佐殿へ御相談の上新道に相極り、此道禁足の筈に被<sub>レ</sub>仰付候處、土佐領の者曾て不<sub>レ</sub>致<sub>レ</sub>承引、剩へ庄屋源五郎彼新道へ罷出、山の所作仕者共の道具杯押取、今に數人新道往來仕事也。

右之通年々口論有<sub>レ</sub>之に付、沖の島庄屋百姓共江戸へ罷下、御訴可<sub>レ</sub>申上旨土州方へも申遣し、明曆二年の春江戸へ罷下、木形繪圖を以御訴申上時の書付の寫し、

伊豫宇和島伊達遠江守領沖之島

庄屋六之進謹言上

一土佐伊豫兩國の境目に沖之島と申處御座候、彼嶋の内に母嶋、小屋之浦、窪浦、右三ヶ所は伊豫宇和島領、又廣瀬と申一浦は伊豫土佐兩國へ懸り申所にて御座候此島古來より海山の境は、北の方の海邊に蘆びしやしの岡、おりのりと申はへを境にて、夫よりしりなし尾と申山を登り峯を分、境目古道通りに、ゑぼしどり、桃の木のごう、寺屋敷、木おちのもと、ごうめん、佛のごう、鋤拔のごうと申處



より、西へ下り、右廣瀬在所之内境目筋濱へ出、郡合川と申川境目にて御座候、右之境より南は土佐領、北は伊豫宇和島領にて御座候、此所より沖に姫島と申小嶋あり、此嶋南のはなのきれとより沖へ壹里餘瀬つづき御座候、此瀬はづれ沖の海境にて、古來より伊豫宇和島領より所作仕候、右境目之川より北、伊豫分の廣瀬に古へ網一帖に前網代をひかへ、村君百姓住居仕候、然る處に彼村君相果候付、網退轉仕、連々百姓共小屋の浦へ引移し明地に罷成候時節、土佐長曾我部殿より、宇和島領主戸田民部少輔殿へ御所望にて、右伊豫領の廣瀬を土佐へ御借被成、其給に永樂三百文宛于、今此方へ納所仕、土佐の百姓居住仕事、

一寛永二十年の春、琉球の大使一艘楫柱を折、東南の沖より風にはなされ、右ひしやこ蘆のをりのりの所へ流寄申候に付、則番船を出しつなぎ置、宇和島城下へ早々注進申候へば、奉行人を被指越船中を改、其舟地方へ漕せ被申候、其節豊後に爲御横目川勝丹波様、渡邊孫助様御座被成候故、注進仕、御指圖を以、薩摩迄送り申事。

箇様之事共數ヶ條書付指上申處に、双方木形相違仕候故、下圖致し双方出合誓紙の上木形一に仕、追て罷下訴申様にと被仰付、互に下國致候、同三年酉八月双方奉行人役人庄屋百姓沖之島へ出合、九月に誓紙を仕、十月より仕役を初め、萬治元年戌九月迄に繪圖木形成就仕、十月に双方申合せ、江戸へ罷下言上仕候處、落着之儀、同二年五月被仰付、御裏書之繪圖一枚宛双方へ被下置頂戴仕候、其寫、

伊豫土佐兩國之沖ノ島姫島境目、併網代等諍論有之候而、穿鑿之上落着之段、双方へ申付之條々、

一伊豫土佐地方の境榜示はへより、沖の島蘆のをりのりを見渡し、蘆の峰へ登り北峰より大峰へ掛り、峯通ぬへるばへに至、夫より弘瀬の在所へ川を分、濱は幕打はへ迄、繪圖の如く、伊豫土佐の境を相定也、是は土佐の方より差出之證文之面に相任候也、又幕打はへより姫嶋のきれとうを見渡し、南は土佐分、北は伊豫分たるべき事。



一 弘瀬前の安代之事、伊豫之内に相究也、然れ共、前代以來土佐弘瀬より網獵仕來上は、彌可<sub>レ</sub>爲<sub>レ</sub>如<sub>二</sub>前々<sub>一</sub>但白岩より東にて伊豫より不<sub>レ</sub>可<sub>二</sub>網獵<sub>一</sub>事。

一 姫島されとうより南は土佐の地に相極也、雖<sub>レ</sub>然前代以來伊豫より網獵仕來上者、彌可<sub>レ</sub>爲<sub>二</sub>其通<sub>一</sub>事、

一 蘆の網代の儀、土佐の内に相究也、然共豫州窪浦より網獵仕來上は、先例の如くたるべし、併窪浦母島古屋の浦より長濱大小島まで釣獵之事、又大和山にて柏島より木を伐る事、是又双方可<sub>レ</sub>爲<sub>レ</sub>如<sub>二</sub>先規<sub>一</sub>事。

一 豫州地之内、土州弘瀬へ借之事、木落が峰より見こが谷を限り、境可<sub>二</sub>相定<sub>一</sub>事右之條々堅可<sub>二</sub>相守<sub>一</sub>也、因<sub>レ</sub>茲繪圖之表境目朱筋引之所に加<sub>二</sub>印判<sub>一</sub>双方へ一枚宛渡<sub>レ</sub>之訖、若於<sub>レ</sub>令<sub>二</sub>違背<sub>一</sub>者、可<sub>レ</sub>爲<sub>二</sub>曲事<sub>一</sub>者也。

源左衛門  
藏人  
次左衛門  
○名字は曾御勅定奉行  
○伊丹右同  
○舟越御町奉行

萬治二年己亥五月十二日

備前  
阿波  
河内  
美濃  
豊後  
伊豆  
○神尾右同  
○板倉寺社奉行  
○井上右同  
○稻葉御老中  
○阿部御老中  
○松平御老中

前將軍家綱公御代也。

右之御書附繪圖、双方被<sub>二</sub>召出<sub>一</sub>六月四日頂戴仕候、外に口上にて被<sub>二</sub>仰聞<sub>一</sub>分、白岩内にて釣獵は、伊豫より仕筈に被<sub>二</sub>仰付<sub>一</sub>候、大和山にて柏島のもの木伐せ申時は、如<sub>二</sub>先例<sub>一</sub>一切手持參申筈に被<sub>二</sub>仰付<sub>一</sub>候、其上諸事御書附之通、先規の如く獵場仕候得と御定御座候、此段土佐伊豫扶持人地下人互に承り候、土佐より出申扶持人地下人書附、

源五郎名代に出申扶持人、市右衛門、扶持人濱田仁右衛門、入交勘右衛門、江口



市左衛門、宗田武右衛門、弘瀬地下人與兵衛、甚兵衛、柏島地下人少左衛門、廣岡村庄太夫。

伊豫より出申人數

沖之島庄屋土居六之進、外海浦庄屋三浦助太夫、沖之島地下人五良左衛門、甚兵衛、惣吉、外海浦地下人四良兵衛、彌右衛門、惣吉、外海浦先庄屋惣右衛門、扶持人渡邊平右衛門。

右之通六月四日罷出承り候よし。

一蘆の田四反六畝拾九步 畑壹反拾參步

此二口、萬治二年之落着之時、土佐分に成る也。

一沖之嶋木形の時、双方出合、誓紙の人數、

土佐奉行人

衣斐金左衛門、片岡武右衛門、于島喜六、安積次良作、西山七良左衛門、淡輪四良兵衛、

同役人

中村彌五右衛門、岩田七右衛門、柳瀬兵右衛門、江口市左衛門、下文市右衛門、北原市右衛門、小島甚右衛門、下村作右衛門、北代彦之丞、入交勘右衛門、濱田仁右衛門、宮田武右衛門、

町間見 徳久吉右衛門、

繪書 千屋半兵衛、村上專助、

竿打 四人、大工四人、又二人加る、

庄屋三浦源五郎、小間目三浦藤右衛門、地下百姓甚兵衛、與兵衛、柏島少左衛門、地下百姓新右衛門、喜兵衛、三良右衛門、三浦庄吉、地方正太夫、左兵衛、道達、

宇和島奉行人

檜垣助三郎、望月八郎左衛門、山内久右衛門、松本源五兵衛、清家兵左衛門、帳附役人 岡長左衛門、松本理兵衛、佐藤奥之助、井關喜兵衛、渡邊平右衛門、



繪書 長谷川源七、福住半左衛門、

町間見 眞吉甚左衛門、

竿打 四人、大工四人、又後二人加る、

庄屋土居六之進、澤近忠兵衛、外海助太夫、地下百姓八兵衛、庄右衛門、外海四良兵衛、藤兵衛、井仲彦之丞。

一此時土佐衆罰文を書きて、兩國奉行人役人列座見物する故、赤面してか、牛王六枚書をこなひて、七枚目に又候哉神罰冥罰の冥の字を明の字に書申由、其時庄屋六之進申は近頃珍敷文字被遊候、最早牛王の用意もなきと相見え申候まよ、血判可仕候由申候得ば、彌赤面のよし、此元にては牛王一枚にて調中々首尾能由なり、

右繪書福住半左衛門は大坂もの、六人扶持に日に三匁づつ費備にて下り申よし、此者法券と云もの出し申候、木形のもどつきに成候よし、境の古歌に

篠矢筈榎木川分け松尾坂、もくづ濱中蘆は下り乗り。

一外海の内、脇本浦榜示ヶ落、伊豫土佐の境目なり、此石の上に白檀の木あり。

一又大洲境磯崎浦鵜の落と云所にも白檀の木あり、今は枯たり。



# 津島殿之事

## 高田村

一 津島殿居城、初は高田村釋迦が森、後は岩松てんが森と云城なり、其頃の城主は越前守通孝、安藝守通繁、彌三郎通顯、後越後守と號、如是續き來る由、何れも越智氏なり。

一 高壹万石、岩松郷岩藤郷清光郷來村郷の内にて知行す、尤前は祝の森の内かひの森城にも被居のよし。

一 高田八幡宮の御事、

昔高田の内とをちかはんたが森と云所へ飛來らせ給ふ、夫より下谷松峠と云所へ御移り、夫より得壽と云所へ御移り、其以後妙泉寺住持只今の所へ御社を移し給ふ由、夫より祭禮の時、妙泉寺住持代々出會申さるゝの由。

## 神田寄進狀の寫

寄進、石藤郷内八幡神田事。

一 合壹段者、得壽名内、大野新田、毎年八月十五日御神樂田。

右致三丁寧之勤行、可奉祈天下泰平所願圓滿庄家安穩者也、仍寄進之狀如件、

德治二年九月十一日

右馬助三善朝臣散位 (花押)

敬白、八幡大菩薩、願書事、

右之趣、當御領内爲三敷地、津島三ヶ郷内廻候大鷹取せてたびまし候はば鷹を手にかけ候て、後十日より内に、遂參詣、百番笠懸、並御百度悅御神樂可仕候、且神は人間之敬によて増威候、人は神之德をもて所願成事候之間、抽信心立申上願書如件

嘉曆三年九月廿六日

平家盛敬白 (花押)



敬白、八幡大菩薩御寶前立申大願事、

右立願意趣者、爲越智俊氏之心中所願成就皆令圓滿御領内平安作、者今年中於御寶前、御神樂千度參詣可仕候、仍立申大願狀如件。

曆應貳年十一月三日

越智俊氏敬白

おとくまに讓渡田畠之事。

一八幡宮の霜月申ノ神田貳反小。

一畠とりいより上下貳反。

一長畠壹反、

一長畠ノソラ親ノ作みなゆづり候。

一宮ノサコ。一長畠ノ田壹反。

一神主。一河向ノ畠貳反。

一ノツト。

一よこみちより下あさじり半分。

一おとくまそよりやうたるべき事。

一宮へいできたらんする物をば、おとわうと、おとこせに、三分一をとらすべく候。

右彼讓狀之旨にまかせて、きやうだいの中において、いらんさまたげあるべからず候、仍爲後日之狀如件。

天授四年戊午十月八日

光家 (花押)

八幡之地内いづりわたす事實也。

田一反大くぼいでのした。

安内之畠一反、ひやうへ太郎に、

並に田一反よひのもうし田なり。



應永廿九年壬寅十二月十七日

續次 (花押)

津島八幡寄進狀之事

田

- 一所岩松八百之下地 五郎ざゑもん分、
- 一所岩藤五百之下地 五郎ざゑもん分、
- 一所代之内百之下地 五郎ざゑもん分、
- 一所つつみ木百五十の下地を、御神樂御ひざつき神用途六十四文、畢竟百五十の下地を、三百六十四文の分に、寄進申處也、
- 右此分をもつて、堅く御社の修理、並御祈禱を專致申さるべく候。

寛正三年壬午十二月三日

高田宮壽丸 (花押)

八幡若大夫に渡

八幡宮へきしん奉申候在所之事、

一所五百文常光寺之西、

大永八年二月十八日

津島彌太郎實俊 (花押)

○以下三通の文書原本を以て増補

かろすみやくつき人々の事、

合十石内

おなに大夫 二石、

ひよし大夫 二石、

とくす 三石、

やすなみ 三石、

右このぶんをかいは候、あいつくりともに、さたせられ候べく候。

正和二年九月五日

かくれん (花押)

津島殿之事

一二三



八幡神主員家申島事、

右當社一號御子如<sub>レ</sub>申者、號案乏左右、爲<sub>二</sub>妙見之左右内<sub>一</sub>之由申<sub>レ</sub>之、然而指無<sub>二</sub>支證<sub>一</sub>歟、神主如<sub>レ</sub>申者、號五葉之釣庭名字無<sub>二</sub>其隱<sub>一</sub>、何俄爲<sub>二</sub>妙見之左右内<sub>一</sub>之由申<sub>レ</sub>之哉云々、仍糺明候處、員家申狀無<sub>二</sub>異論<sub>一</sub>者歟、然者早四至堺、任<sub>二</sub>先例<sub>一</sub>員家領知不<sub>レ</sub>可<sub>レ</sub>有<sub>二</sub>相違<sub>一</sub>下知如<sub>レ</sub>件。

正平十六年十月六日

資俊 (花押)

.....  
おとわうならびにをとこせ讓渡田島之事。

一所 八幡宮二月ノ朔申ノ田壹反、

一所 岩松ノイデノ下ノ田大、

一所 島、城より下河ひらまで、

一所 島、宮ノ前中河原、

一所 屋敷、よこみちより家ともに、

右彼讓狀之旨にまかせて、きやうだいの中において、いらんさまたげあるべからず候、仍爲<sub>二</sub>後日之狀<sub>一</sub>如<sub>レ</sub>件。

光家 (花押)

一所 岩松ノ中田壹反、是は八幡宮の霜月申田也

おとこせニ

一所 田、河向のまちじり

おとこせニ

天授四年戊午十月八日

光家 (花押)

一八幡官棟札寫

(中) 上棟、八幡宮一字再興建立、仰冀、願主津島越前守越智朝臣通孝、

(右) 大日本與宇津島岩藤郷、天長地久諸願圓滿皆令満足、

(左) 奉<sub>二</sub>建立<sub>一</sub> 正和<sub>二</sub>癸丑九月二十日、于<sub>レ</sub>今二百三十一年再興建立、

(右) 皇風永扇帝國遐昌、佛日增<sub>レ</sub>輝、法輪常轉、



(左) 社門鎮靜内外威安、當鄉安全万民快樂、

(右) 定役藤左衛門尉能宗、公文西左近將監俊尙、同名孫右衛門通繁、

(左) 當職式會根神左衛門尉通元、普請奉行國松土佐守俊次、勸進施主檀越各々、

(中) 先 公門受<sub>レ</sub>祐、内外威安、民屋賈餘、男女行樂、

願 張<sub>三</sub>社舞、李四村歌、結<sub>三</sub>鷺峰緣、待<sub>三</sub>龍華會、

(下) 鍛冶播磨助能常、大工藤原藏助能秀、仕手大工因幡守次吉、

小工藤原能登守能繼、金細工林勘解由左衛門忠直、當社太夫平氏三郎大夫

元家、 天文十三<sub>甲辰</sub> 朧月二十日 謹 封

○此棟札、長四尺一寸、中六寸、厚四分、現存

.....

(中) 上棟、再興、大日本國、豫州路、宇和郡、津島、願主大檀那越智朝臣彌三郎通顯、

(右) 皇風永扇、帝道遐昌、佛日增輝、法輪常轉、

(左) 天靜地寧、國豐安穩、諸願圓成、皆令滿足、

(右) 先 家門鎮肅、内外忻慶、子孫繁昌、兵革不<sub>レ</sub>起、民物締<sub>レ</sub>歡、如<sub>レ</sub>意吉祥、

(左) 願 大張<sub>三</sub>般若真燈、普照<sub>三</sub>六凡之暗、親嘗<sub>三</sub>總持妙藥、迴埃<sub>三</sub>龍華之春、

(右) 定役岩藤與右衛門尉繁昌、公文西新藏人入道、大施入大方花山大姉、

(左) 當職式會根近江入道通之、奉行上高田善介通宗、勸進施主檀越各々、

(中) 鍛冶久兵衛秀久、同善左衛門尉吉長、大工四郎右衛門尉藤原吉安、小工新

藏人尉藤原安家、仕手大工下總入道秦久次、金細工式部丞秦久貞、當社左

門大夫家安、

(下) 昔天正十年<sub>壬午</sub>十二月廿三日 謹 封

○此棟札、材料檜板、長四尺五寸、幅七寸五分、厚五分

一 松ヶ城とて枝域あり。

一 紫雲山妙泉寺、本尊阿彌陀、禪宗開山不<sub>レ</sub>知。

一 善福寺、本尊地藏不動毘沙門、真言宗、津島殿祈願所之由。



一護國山三寶寺、本尊釋迦、禪宗、開山不知、畑壹段四步無年貢地有り。津島殿御菩提所之由。○天明中改金龍寺

捐館 前藝州大守月秀覺雲居士

覺靈

天正八年戊辰十月廿七日、但し安藝守通繁、後又宗雲とも申よし、此人戒名歟、

掩粧 花山妙榮大姉○之は津島殿夫人の法號ならん

淑靈

岩松村

一池隱山林光寺、本尊彌陀、禪宗、開山不知、古者隣江院と云よし、畑壹段六畝廿六歩の無年貢地あり。○今玉龍山臨江寺と書す

一三島大明神、開基不知、三十年以前に通夜の山伏火を起して宮焼申故、上棟札等も無之由なり。

近家浦

一わらへ城、此城主は但馬守橋朝臣高村と云人の由、享祿年中の人由、式部大夫

孝義と云人も此一家の由なり。

一杖城に聖城、門石城、ひしやごの森城、向城、西の尾城とてあり。

一邦護山妙徳院、本尊釋迦文殊、禪宗、開山不知。

○今妙徳寺と云ふ、此寺に古本大般若經六百卷を有す。

秀松村 (後改増穂村)

一直指山見性寺、本尊觀音、曹洞宗、開山不知、三十年以前迄乾徳寺と云よし、畑貳反貳畝拾九歩無貢地あり。

一三島宮棟札寫

上棟、大日本國、伊豫州、宇和莊、津島、秀松郷、奉再興、當社檀宇、大檀那青光山主嗣同等、及大檀那越智武俊、壽培南山松柏、福注東海波瀾、家無白拈、倉有經腐、親族和睦、眷屬衆多矣、

于時文安五稔戊辰霜月十三日龔誌之。

一上棟、秀松郷、吉井大明神、更祈奉再興、檀越主信、越智駿河守俊盛、並宮壽



于法師、兩了俱、本命元辰、福祿增長之故、天清地泰、以昇平聖君臣賢、三綱五常、而萬吉千祥者乎、

延德四祀壬子菊月十二日 遷宮畢

一上棟、秀松吉井大明神、大檀那津島越前守越智朝臣通孝、並東美作守同氏通良、公門受祐、内外咸安、民屋賈餘、男女行樂、張三社舞、李四村歌、結鷺嶺緣、待龍華會、加之子孫彌繁昌、民俗增快樂、必矣。

昔天文十八稔己酉九月初六日 遷官也

一上棟、厥當社者、往時仰當鄉鎮守、號吉井大明神、佳絕之境地、而圍繞一厖、年久矣、雖然從天文已酉頃、到寬永已巳歲、因傾國之難無志之人民、廢壞者乎、今又伊達遠州大守秀宗公、為當國主君、時幕下士卒、奥州田村郡下内寄産、真柳主馬助藤原朝臣德長、為當所領納主、撰吉辰、以斧于般郢之門、上下民等、與勸者、豈謂山之遠近乎、伐木丁々而海卯流□、而于長于短、勞繩墨去、故成新令興隆之果、然則、無貴無賤、長與少、鎔素共競、而天長耶、地久耶、

默禮之、默祈之、有靈驗、如金錐刮膜也、寔國家金湯也、仰冀、願主檀越、壽山聳、福海深、子葉孫枝益繁茂、公私潤色、武門安寧、災障不侵、皆悉田成、更祈當鄉君臣慶會、日照天臨也、以此純助、無為之化、則百姓彌耕田鑿井、曉作、夕息、必矣、社門鎮靜、無腐敗傾危之難、昭々神德億萬世乎、至祝至禱、再拜々々、敬白。

「裏に」本願主奥州田村郡小濱下之内、真柳主馬助德長内女

維時寛永六、屠維、大荒落、季商、中弦、三冀、

前瑞龍現住、觀藏桃林叟叨誌焉。

一清良記に津島秀松石見守とあり。

岩淵村

一香雲山万願寺、本尊藥師、真言宗、開基不知と雖も、四國遍路の札所なれば、八百年餘になるべし、昔は津島殿祈願所にて七堂伽藍のよし、畑壹反拾四步無年貢地あり。



○四國八十八ヶ所にあらず、瀨願寺可ならん、今臨濟宗に屬す、庭前に二重柿あり。  
一鏡のうらに

奉懸醫王如來御寶前、專祈且那庚午本命元辰星計

文明十七年乙巳八月廿二日

願主越智市僧如藤原能世

○異本に月日下願主越智、市僧如、藤原能世、と三行に書しあり。

一關岸山瑞光寺、本尊文殊、禪宗、畑壹畝壹歩無年貢地あり。

一山崎城とて古城あり。

一權現堂棟札寫

上棟檀宇、奉三再興、大且那越智朝臣津島安藝守通繁、法名宗雲、願主權大僧都  
覺存法印、

大工兵頭四郎左衛門吉安

天正三年巳亥二月下旬吉日

小工 下 湊 新 藏

小工 兵頭 善 助

鍛冶八郎左衛門滿繁

施入衆俵七宗雲、

○俵七とは米七俵と云ふ意か

三百文 祝藏院、

壹貫貳百文 横川慶壽、

三百文 善藏主、

五百文 岩淵丹波、

六百文 本田原、重近、名本、

百文 左馬助、

野井村

一和泉が城とて古城あり、此城には曾禰近江と云人被居のよし、ある夜近江川狩に被し出し時、化生婆と云所にて、容顏美麗なる女にあへり、汝なに者ぞといひもあへず、取ておさへ、既に害せんとせし所に、彼の女の答に、我は此川の主た



り、内にやごる所の子あり、産せんとして此岩にあがれり、命をたすけて給はれ  
さあらんに於ては、おろし子にしてあたへん、家の系圖に載せよと云、其時近江  
必ず約たがへじとて一命をたすく、其後彼のおろし子近江にあたへたると云、又  
近江早く果たるとも云へり、此近江は高田八幡宮棟札に、當職式會禰近江入道通  
之とあり、此人の事たるべし、彼化生婆と云は、野井村より下邊村へ渡る川下な  
り、飛鳥川にはあらねども、淵は瀬となるためしにや。

風部村

一端應寺とて古寺跡あり、本尊觀音木佛、畑四畝拾壹歩無年貢地有り。此寺に三浦  
修理爲國の墓あり、此地を開きたる人の由、寛永三年死去、墓側に一丈四五尺ま  
はりの大杉あり。

一 下邊村源右衛門手前に有兵法卷物奥書

真得流

摩利支天夢想太刀代々系圖

源朝臣石卷藤三道勝 (判)

天正十二年三月十九日

平朝臣今城梅南軒三益

平朝臣木村波助忠良

藤原朝臣藥師寺仁助 (判)

山財村

一万福山瑞應寺、本尊觀音、開山玄關徹公禪師、應永六年二月一日辭世と有り。

一 岩林山報恩寺、本尊觀音、禪宗、開山不知、無年貢地畑廿四歩あり。

一 此寺に後醍醐天皇の御位牌あり、長三尺計の唐木のよし、

晏駕 後醍醐天皇尊位

一 常正寺、當正寺とて古寺跡有、本尊地藏觀音也、禪宗の由。

一 御手洗城とて古城あり、城主不知。

御内村

一 龍岡山桂輪寺、本尊藥師、開山不知、禪宗、畑五畝廿六歩無年貢地あり。



檳川村

- 一 石清山小林寺、本尊阿彌陀、開山不知、禪宗、畑壹畝拾貳步無年貢地あり。
- 一 貴光菴とて古寺の跡あり、本尊觀音、少林寺へ移す。
- 一 檳川村に若太夫とて、笹權現の太夫あり、米麥取納の時分、宇和郡内兩度づつ勸進に出、住山のつつけとす、然る所に寛文中より代官請合にて、兩度分合して銀にて上る故、若太夫仕合なりと云へり。
- 一 同所に笹付とて、田壹反四畝六步有、先年より付來るよし。
- 一 檳川村庄屋笹山論の節、正木村庄屋と共に江戸に下り、歸國後芳原と云ふ沼を新田に被<sub>レ</sub>下、依て芳原村を開く由、正木村庄屋へは其村の内大駄場といふ處を新田に被<sub>レ</sub>下由也。

下畑地村

大慈山觀音寺、本尊觀音、虚空藏、曹洞宗、畑壹畝六步の無年貢地有り。

上島地村

- 一 鶴之城とて古城あり、城主不知。
- 一 長妙山禪藏寺、本尊藥師、觀音、禪宗、開山不知、畑壹反貳畝無年貢地有り。
- 一 此寺に大般若經有、奥書に、

應永十八年辛卯、霜月十二日、大願主沙彌明專、再興願主高田越智俊義、以後依<sub>二</sub>此經破損<sub>一</sub>、豊州山庵了外九代柳室叟再興<sub>レ</sub>之、

慶長六辛丑三月成就畢○今此經なし

一同所三島宮棟札寫、

一、上棟伊與御子御寶殿、右意趣者、爲<sub>二</sub>金輪聖皇天長地久<sub>一</sub>、殊爲<sub>二</sub>當郷本主所願成就同万民快樂安隱太平<sub>一</sub>故也。

應永十二年乙酉十二月廿五日

越智彌三郎俊義

大工秦兵衛尉盛家、神主秦孫兵衛尉盛經、宮太夫和家兼家、小工橋大夫九郎家兼、



上棟伊與御子御寶殿、右同文故除之、

文安三年丙寅十一月廿五日

越智彌三郎民部尉綱俊、

神主秦孫左衛門盛久、宮太夫和家兼正、大工越智若狹守家信、小工秦太郎右衛門盛正。

.....

一上棟伊豫御子御寶殿再興之所、天長地久、金輪聖皇、諸願成就、皆令滿足、昔享祿三曆龍集庚寅九月九日記之。

專祈大檀越越智朝臣彌太郎實俊、壽山彌高聳、福海增圓滿矣、斯故子孫繁昌、而繼<sub>三</sub>万代之家邦、民俗增康、樂<sub>三</sub>御億劫之忠實<sub>一</sub>決矣、神主秦孫左衛門盛能、鍛冶八郎太郎惟宗兼久、大工藤原甲斐助能定、小工志摩助藤原能延、當役所源左衛門尉、宮太夫式部太夫兼綱、

以<sub>レ</sub>茲一天和睦、四海泰平、國郡安寧、家邦粵盛、四時八節、十二時中、吉祥万幸安全處。

一上棟當社三島宮、奉<sub>三</sub>上葺<sub>一</sub>再興旨趣、專祈大檀那越智朝臣安藝守入道通繁、法名覺雲居士、身心堅固、息災延命、智惠增長、殊者子葉孫枝繁榮、衆病悉除、福壽增圓滿如意矣、加<sub>レ</sub>之運<sub>三</sub>籌帷幄之內<sub>一</sub>決<sub>三</sub>勝千里之外<sub>一</sub>、故干戈不<sub>レ</sub>起、武運勝利者乎、一天和睦、四海泰平、壽山彌高聳、至<sub>三</sub>于地頭領家他人百姓家中<sub>一</sub>安穩、國家豐饒、萬民快樂、天下太平、國土安全、村里平安、無事消<sub>三</sub>諸病難<sub>一</sub>、守<sub>三</sub>統五常<sub>一</sub>者也。

神主秦三郎左衛門盛續、鍛治丹後助氏惟宗兼久、大工藤原四郎左衛門能安、小工藤原新藏人俊家、當役者越智右京助通之、知手大工秦下總助久次、宮太夫式部大輔守門、各々禱<sub>三</sub>上下神祇<sub>一</sub>者乎。

于時永祿十一曆戊辰臘月吉日

一此通繁の一男子早く世を去り給ひて、歎き泪の乾かざる内、はや七とせとなりければ、一如と云ふ僧一詩を綴りて侍りぬとて、彼寺にあり、寫<sub>レ</sub>之、  
原夫、津島通繁公者、守<sub>三</sub>五德之旨<sub>一</sub>、籌回<sub>三</sub>四海之内<sub>一</sub>、弄<sub>レ</sub>於<sub>レ</sub>文用<sub>レ</sub>於<sub>レ</sub>武、希<sub>三</sub>望



天下國家安靜焉、表於賞、裡於罰、匡正鄉黨隣里是非焉、政業無苛政、信道有誠信、而兵猶可爲天下雄兵乎、民獲無稱名處、仰之尊之、不謂可而已、于有家風連續之一男子、然者其命脆事露置草葉耶、命在草葉乎、不幸短命、而死亡矣、恢秀而不實謂乎、竊以、南閻菩提不定世界、在目前、老備長壽亦終者、石火電光似向風滅却、幼稚幼命、忽槿花朝露如傾日消盡、人生之榮辱、世間興衰、難逃者哉、寔四生變化、七種往還、都無止時、稍露木滴有誰可殘留乎、嗚呼悲哉、夢耶非夢、亡魂自離別以來、茲年永祿六曆、到於七秋頃、今日今日、爲七周忌、忝茲母互恩親、就于三寶精舍、營齋以供養佛菩薩等、剩施與白足緇徒、其功薰豈非无量乎、漸々積功德、如合掌即今覺仙公、衆罪如霜露惠日能消滅之、月隱重山時、舉扇喻之、風休大虛時動樹教之不逮指示、依方便力無心靈光、頓悟圓成、作應座心之念、念之心、桂月清照、松風自吹、孤明歷々分明也、好箇時節、三寶主盟、語予曰、不可有無言句、予亦老耄之余、姿似梟鳩蝙蝠、才如樗材瓦礫、而廢學年久、舉不足數、

雖然、公命難默止、俄携文芳四友、叨任老吟賦伽佗一篇、書而以奉手向飯眞覺仙禪定門眞前云、則付與丙丁、童子輒可燒香煙者也、慙汗々々、一如作、

往事今朝指屈伸、星移物換七年辰、

覺仙忽自入圓覺、本地靈光月一輪。

一 津島彌三郎通顯殿、御子無之に付、御庄殿一家新城に被居人之子を養子に被致候、通顯殿被相果候て以後は、法花津殿より城代を番持に三年被遣候由、是は御一家たる故之由なり、予不審有、御庄殿一家養子に被參候はば、養親死後は御庄殿より諸事支配可有之處に、法花津殿よりの支配は、養子方より近き親類か、又彼の養子と法花津殿と一家故の事歟。

一 御庄殿と、津島殿とは聳舅と申傳候、いつの時代の事とも不知、下灘の沖に御庄落と申はへ有、是は御庄に鮑螺無之、不自由の由しにて、彼縁家になられ候より、被付し故御庄落と申よし、鮑螺澤山なる所か、又一説には、北灘の入



口にしやうの島と云島有、嶋の廻り貳町の内あり、木などは生せず、此島を御庄の守護人へ被遣の由、依之彼島に鮑螺海草まで無之由なり、此島の近所にはなるほど澤山に鮑螺海草も有之所のよし、是鮑螺無之所の御庄の守護人の島になりたる故かと、今に至りて不思議に地下人申よしなり。

下灘浦

一下灘浦寺數

- 西願寺 曾根浦、畑壹畝拾歩、
- 光圓寺 同、古は道場と云、畑貳畝拾九歩、
- 吉祥庵 脇浦、畑參畝拾六歩、
- 海藏寺 田嵐、庵とも云、畑壹畝廿四歩、
- 長泉寺 坪井、畑參畝六歩、
- 圓通寺 弓立浦、畑七畝拾七歩、
- 泉流院 ねやなき鼠啼、畑五畝四歩、

乗智寺 横浦、畑貳畝廿六歩、

瑞泉庵 嵐浦、畑壹畝拾歩、

興徳庵 はり木、畑拾六歩、

圓福寺 うらじり、畑壹畝廿貳歩、

海藏寺 塩定浦、畑壹畝拾歩、

永樂寺 かきの浦、畑廿八歩、

御免地畑合三段三畝廿八歩、

一此所に櫻有、必正月十二三日の頃は花ざかりなり、世に珍らしきとて此枝を取つてつぎ求むといへども、外にては常の櫻の如し。まげの浦と云所の百姓の家の後にあり、火難にあふ時、此櫻も半分は焼けぬ、  
○松山十六日櫻  
と同種なるか。

東三浦

一奉ニ修理ニ當社早鷹天神、天長地久、御願圓滿處、大檀那、橘朝臣伊勢守清元、息



駿河守清之、息毘沙丸、大工藤原出雲助氏次、敬白。

維時永正二年乙丑仲春廿一日、

○一本朝臣の下「癸亥」と書し、其下「己亥壬戌」と併記あり、三人の生年なるべし、清元は嘉吉三年の生にして年六十三、其子清之は文明十一年生にして年二十七、其子毘沙丸は文龜二年の生にして年四なるべし。

一上棟早鷹天神社壇再興處專祈

大檀那、津島安藝守越智朝臣通繁、壽域寬廣、保龜鶴之年、同幼子德波汪洋、致鳳鸞之瑞、武運亨通、福祿增長、子孫繁昌、眷屬無難。

皆天文十八年己酉九月廿九日遷宮、

來村郷三浦、天長地久、皇都鎮護、神宇大成、諸願圓滿、惟德昭々、惟功浩々、奉行下野守俊久、大工右衛門尉藤原能直、小工志摩助同氏能安。

一上棟早鷹天神宮再興、本願主善林、大檀越鳥屋清助藤原朝臣、大塚彌兵衛尉、右於當社、勵功力、雖爲破損修理成就畢、

皆元和四年戊午三月廿七日嘉祥、

大工喜多代彌太夫、小工勝七郎、鍛冶是右衛門尉、

一奉寄進、鰐口一面、年號月日前に同じき故除之、

鳥屋甚三郎、井出仁兵衛、夏秋源右衛門、深浦善助、弓立助兵衛、小網太郎左衛門、名切太左衛門善七、落浦善右衛門、相籠女源次郎。

一清泰山光明寺、本尊阿彌陀、禪宗、開山不知、畑八畝廿一步無年貢地あり。

一嶽權現、是は喜多灘下波三浦へかかる大山にあり、世に是を三浦の嶽と云ふ。

當山梨嶽山明星寺中新建立旨、龔權現御寶殿御本地彌陀藥師觀音也、先願時清道泰、君聖臣賢、百穀豐登、萬民快樂、專冀、助成大且那、武運長久、獵漁澤山、德大引、希處、湛七香水、爲福海、東五須彌作壽山、不驚不崩不增不減、倉稟盈溢、火盜潛消、家門永安、内外和合、擯病難於千里之外、集吉祥於一門之中者也。

奉三上棟、天長地久、御願圓滿、一切諸願、皆令滿足。



于時明曆參龍集丁酉終春撰吉祥辰

鍛冶藤原朝臣長助尉平安、大工伊勢國産宮崎清右衛門尉是家、小工仁右衛門、豫州宇和島來村郷梨浦内、梨嶽山明星吉院是納言明存、加賀城次郎右衛門尉正清、御代川新太郎盛高、大塚宇兵衛尉盛繁、渡邊忠左衛門尉定利、清家八太夫尉吉家、清家孫三郎橘朝臣、藥師寺太郎左衛門尉村重、紀州藤代住佐々木九左衛門、是者御内殿奉<sub>ニ</sub>御寄進<sub>一</sub>者也、

筆者 樂邦現住宗泉叟

## 板島殿之事

板 島

○今の  
宇和島

一板島丸串城主は、西園寺公廣卿御連枝宣久公也、菩提所來村來應寺、門前に御墓所あり、名木の櫻ありて、春ごとに諸人群をなせし所なりしが、今は名のみ計りのしほがまの跡とはなりぬ。

一高六千六百石餘、板島郷來村郷の内にて知行す。

一此宣久公、伊勢參宮の時海陸の記あり、口は切れて、鞆より有り爰に記す。

大崎にかかり、其路十二里、卯ノ時に大崎を出て、鞆に乗船する、十三里なり、丑ノ刻に鞆に着、宿は塩崎宗兵衛の所、鞆と大崎の間にあぶと口と云所にて、

世の中はあぶとの沖を漕舟の、うきぬ沈みぬ鞆にゆくかな。

かの浦に六月十四日子剋に着、さて十五日より大雨降、言語道斷、十七日迄逗留



する、六月十七日に鞆を出船して、一里ばかり沖に其夜を明すなり、藝州警固五十艘計り上る、其時又鞆に上りて、八日彼所に滞留する、鞆助安に一禮を宣る、警固大將は井上又右衛門尉、又兵衛、宗兵衛、其外數々也、廿一日鞆を乗船して眞鍋にかかる、塩飽の沖下津井と云所へ二里少汐かかりをして、又廿一日の夜大雨降る、廿二日塩飽を出船して、其夜下津井にかかる、又大雨降て言語道斷、通行船中無是非、菅丞相一夜白髪とやらんもかくやらんと思ふ、其時の歌に

雨はふり船はせばくてもみじか夜を、あかしかねたる波の上かな。

又下津井より比々へ三里なり、比々に一夜明す、たち宿は大圓坊に一剋休、又濱の長右衛門の所に少し休息して、同清左衛門に一宿する、其時夕立する、發句に  
ゆふだちの花ふりいづる宿りかな。

又順禮を狂歌に

しぶ紙のやぶれぶすまのすぢかひに、腰に付つつまはる順禮。

又々

いかに跡の母と兄との思ふらん、旅くたびれに瘦る順禮。

又比々より牛窓へ七里、彼所におゐて、

鳥の羽に似たる鳥とぶ牛窓を、明るに出るあまの釣舟。

又鞆助安と同船に行、藝州警固近頃見事なる同心の時に、六月廿三日  
ゆくも涼しあけの小船の波のうへ。

從<sub>二</sub>牛窓<sub>一</sub>室へ十里、廿四日子剋に室に着、宿は彌七郎二宿する、

播磨湯室の泊りに旅寢して、むすばぬ夢も夢に明行く。

於<sub>レ</sub>室六月廿五日夜大雨降、又明神へ參詣して、

行末を祈る心や室の津の、神にたのみをかくるゆふして。

廿六日の未剋に、室を乗船してあが迄行、彼の所に三宿なり、宿は鼓屋源十郎、又井の口休兵衛尉、あがと三木の間中作人也、使は清加と云、於<sub>二</sub>阿加<sub>一</sub>六月盡に

夏の日のながれてはやく河風に、御稜も清し夕波の聲。

あがに四日滞留して、彼の所より十八丁ちやうの坪と云用害有り、小寺與三郎、



又姫路の用害小寺官兵衛尉城主なり、播磨のこふなり、惣社に少休、又官兵衛尉  
しかまこと云所まで案内者を添る、黒瀬市兵衛と云者也、しかまの塚殿迄引合をす  
る、あがより三木まで十一里、其路に六神荒神と云所あり、山賊あり、三日前に  
山伏と喧嘩して双方相果す、以の外の心氣遣なる悪所なり、其路二里計也、三木  
迄は十一里也、宿は丹波屋、從三本三本松まで五里、彼所に於て、

音にきく三本松は二たもとに、成てちとせのかげや經ぬらん。

一本はなし、二本あり、三本松より東は攝津の國有間郡也、湯へは三本松より五  
十丁、又舟阪となませと云所の中に、大なる川瀧あり遠さ二里あり、於其川、  
舟阪となませの間に馬の沓の、石よりおほき大多田の川。

從三本なま瀬へ十里なり、宿は名間瀬次良左衛門、彼所より大田まで六里、大  
田より山崎へ三里也、又攝津國於池田、

津の國の池田の沼はあせはてて、いたみにあらし風や立らん。

又蓑原と云所にて、

蓑の原の宿をすぐれば村雨に、笠さへなくて濡る計ぞ。

大田中の所に立宿、七月二日酉剋に山崎に着、山城の内也、一宿する、亭主津田  
宗次郎、山崎より下京まで四里、四條綾小路山崎屋を宿として、七月四日に五條  
の橋を渡り、三十三間堂を一見して、東福寺、清水寺、南禪寺、祇園へ參り、金  
藏坊に一宿して、同五日に大裏様尊拜して、一條より下京へ下る、祇園の後眞葛  
が原に於て、七月五日に、

秋きては眞葛が原の夕風に、何をうらみんわが心かな。

又祇園の壹万句に、楚仙聖人發句所望の時、

花に出て月にかりねの都かな。

宣玖

是は斟酌ながら、能因が歌に都をば霞と共にの心か、

洛中當時郡代は村井長門守也、又於下京二番の宿長刀鋒の丁、粟津屋與三左衛  
門二宿、七月七日に、北野と紫野寺誓願寺一見して、同八日夜本所様へ掛御目、  
御宿は妙見寺也、法花宗の本寺、同九日に、從祇園金藏坊所立て、近江の瀬田



橋まで五里、草津まで七里、彼の所に一宿する、鵜の野二郎兵衛尉、草津より石邊へ三里なり、近江の大江にて、

大津よりむかひを見れば唐崎の、松は霞みてひとり立けり。

於近江くさつ水うみのほとりにて、

鵜にほの海のほとりを行けばくるる日に、山田やば瀬の舟よぼふ聲。

瀬田の橋において

世の中をわたる心は近江なる、瀬田の橋さへかぎりもぞある。

石邊より水口へ三里、たち宿は塘式部少輔氏政と云、水口より土山へ三里、彼所にて口事あり、土山より猪ノ鼻へ一里、猪鼻三郎太夫に一宿、彼所より鈴鹿を越伊勢の國也、彼の所にて、

吉あしもみなふりすてよ鈴鹿川、八十瀬の浪の清き流れに。

ゐのはなより棕原まで四里、棕原より姉津まで四里、七月十一日に姉津に着、十二日に彼の津を立、少頸まで四里、大水屋立宿、たまるまで四里、同大水屋二所

に有、たまるより山田へ一里、七月十二日酉時に西河原足代民部丞所へ着、於彼亭七月十二日、

幾假寝今宵ぞ萩か花の宿。

同十三日巳刻に參宮して、天の岩戸を拜み、西河原へ下向す、則神樂有、大神樂と云、巫十八人、太夫十三人、合して三十一人か、同十四日に橋村へ一禮して則歸る、其夜西河原にて囃有、江口を一番はやす、十五日卯時西河原を立、諸願成就、皆令満足、伊勢の山田よりあふかへ四里、柘榴屋立宿、みかきへ五里也、甲屋に二宿、前の國司小石と云所におはすなり、たけをば飽給ふと云、當時の國司茶筌殿、城は田丸に有、みがきに三日滞留する、七月十六日七日大雨、晝夜三日なり、彼の所を立、やがてひつ阪を越て、たきへ二里計り、たけより貝阪を越るやがてまた三本松と云所あり、大和と伊賀伊勢境なり、又菅野と云所へ六里、於彼所、

降雨に笠さへなくて菅の原、誰いつはりを今に云ふらん。



菅野より田口へ四里、宿は筒屋なり、十八日田口を立、初瀬迄四里半、又初瀬越と云阪あり、於初瀬堂、七月十八日に、

祈れ只ちかひもふかき初瀬山、尾の上の鐘もよそに聞えて。

初瀬より奈良へ未剋に着、其道七里、初瀬を二里ほど下れば三輪の明神なり、折節村雨ふる、里をとへば三輪が崎と云ふ、

雨はふる立寄るかたも古へを、思へば家もなき三輪が崎。

十八日に奈良へ着なり、十九日に春日へ社參申神樂あり、亂調子踏、同八幡へ參る、青葉の柑子八幡の御所に有り、東大寺へ參る、放火して其跡計なり、興福寺見物して、猿澤池を見る、人丸の歌にわきも子がを思いだす、采女絹かけたる柳今に有、三日奈良に逗留する、宿はわくだ屋なり、七月廿日奈良を立て、京の八幡迄七里、八幡より天神馬場へ三里なり、彼の所より大田中所迄一里半、一宿する、同廿一日大田を立て、名間瀬迄六里、彼所より湯山へ三里なり、酉剋に着、湯治をする、宿は若狹屋、於湯山、

生藥秋も甲斐ある出湯かな。

又世中を狂歌に、

世の中はただ米錢のあつかひに、打かたぶけることのはもなし。

また

うへは見ごと下はこゝろのきたなさよ、只旅こふの入につけつゝ。

七月廿一日より湯山に逗留する、廿五日にしかた迄立なり、十二里、宿は尾頸宗兵衛尉、廿六日にあが迄、立宿又鼓屋所なり、其日彼津を乗船して室へ亥剋に着其夜彼所に逗留して、廿七日に出船する、輒まで三十里、八月一日に着、從甘崎河内守迎船被渡、金山孫三郎來る、甘崎に一夜逗留する、輒にて有宿をゆがみぬる二かいに居れば下よりも、焼ふすべられ狸にぞなる、

八月五日に甘崎を出船して堀江に下る、同六日に彼所を出船する、亥剋計に山崎の濱にかゝる、難風吹、又其夜興居島へ吹もござる、又鳥の時分に出船して、荒追手に只二剋計にいづみの濱へ着、扱松葉黒瀬まで夜半程に參着する、同八月九



日丸串に歸宿する者なり、路中記笑事取交候也、

よしあしをかきあつめぬるみづぐきを、見る人からに心をへてよ。

○宣久參宮紀行は文章簡潔にして頗る要を得、當時の事情を知るべき好材料なり、しかし前章の缺失せるは遺憾なり、左に少許解説を試みて讀者の一樂に供す

一紀行の内容に依て考ふるに、此旅行は天正四年とおぼゆ、

一伊勢の前の國司とあるは北畠氏具教なり、永祿十二年信長と和し、信雄を養子とす事を約す、天正四年十月疾を内山の里に養ふ、雄利に攻められて自殺す、茶釜とは信雄のこゝなり、具教の女と婚し北畠氏を稱す、元龜二年五月成婚す、大河内城に居る、三年十月元服し具豊と號し、三助と稱し、後信雄に改む、天正三年十二月信雄國司となり、田邊城に居る。

一京都滞在中の記事に、七月八日夜御本所様へ御目に掛るゝあるは、其御本家西園寺（今の公爵家）主人に謁見したるの意か、

一攝津國を通過したる状況を見るに、有馬の邊り舟坂、なま瀬、池田、蓑の原、大田中を経て山崎に出て京都に行きたり、歸路も亦此線路を経たるもの、如し、而して今の繁華の中心たる大阪は一顧だもせざりしなり、案するに今の大阪は蒼茫たる一帯の葦原にてありしならん。

一七月十八日東大寺へ參る、放火して其跡ばかりなりとあり、東大寺は永祿十年十月松永久秀之を焼きた

るまゝにて、荒涼を極め凄慘の狀想見すべし、

一八月一日甘崎河内守より迎船渡さるゝあり、甘崎は大三島の甘崎城なるべく、河内守は村上氏なるべし

一八月七日雞鳴比、興居島を出帆していづみ浦に着し、夫より日土五反田島越を経て、夜半松葉町の黒瀬館に投宿し、八日滞在、九日板島丸串の館（今の宇和島）へ歸着せしなり、而して歸途順路を取らずして迂回したるは不審なり、普通は長濱に上陸し島坂峠を越ゆべきを、かく迂路を取りしは何か理由なるべからず、案するに當時宇和と郡内とは矛盾せしにつき、其危険を避けしものにやあらん。

一宣久は和歌を能くし、發句を作り、詩を賦し、連歌をも物したる風流人なりしが如し。

一宣久は「ノブヒサ」とよむを常とすれども、發句等に署名する時は「センキウ」と音讀し、時に瑣玖と書きしもの、如し。

一板島を宇和島と改めたるは、文祿四年なり

一此宣久公不幸短命にして世を早くさり給ふ、其辭世の歌二首、

朝な夕な何に心を盡してや、いたづら事に今日とこそなれ。

世の中は皆偽りの其内に、此一言のまことなりけり。

一法名、後西園寺殿永桃道宗大居士、



天正八庚辰五月十八日

宣久公とあり。

一追悼詩あり

後西園寺殿羽林郎將永桃道宗大居士、天正八庚辰夏仲、俄觸<sub>ニ</sub>乎微患、於<sub>ニ</sub>于斯、者亦失<sub>ニ</sub>其術、扁亦拱<sub>レ</sub>手、吁々不幸短命而化去、今也迷<sub>ニ</sub>歌鞠之道、群臣倒<sub>ニ</sub>武略之巷、擲<sub>レ</sub>揄曰、庭前夏菊廢其英、池邊杜若失其色者乎、

茲斤昭鑒

祖 雲

臨時殺活有<sub>ニ</sub>桃前、万事人間追悼權、月亦失<sub>レ</sub>光花莫<sub>レ</sub>色、哀烟悲霧鎖<sub>ニ</sub>青天。

又三回忌に

威 光

預献<sub>ニ</sub>香花<sub>ニ</sub>杜宇前、忌辰過去已三年、尊靈至德以<sub>レ</sub>何比、舜紫堯紅周武天。欽後西園寺殿羽林郎將、及<sub>ニ</sub>于天、三過去迄、能鑑<sub>ニ</sub>國家、威風振<sub>レ</sub>代、仁德施<sub>レ</sub>秦、弃葉光<sub>ニ</sub>于万春、子孫榮<sub>ニ</sub>于世、至<sub>ニ</sub>于今、一内領袖、九族人々、無<sub>レ</sub>不<sub>ニ</sub>嘆嗟<sub>ニ</sub>矣、予亦有<sub>レ</sub>詩有<sub>レ</sub>喝、見<sub>レ</sub>之、而奉<sub>レ</sub>和<sub>ニ</sub>尊韵<sub>ニ</sub>云、爾靈昭

洞 雲

又 壯藥紅花暮月前、數枝開處大祥年、臨行一句不<sub>ニ</sub>靈暗、喝下挽回春日天。

蘆 泊

杏園佳色顯<sub>ニ</sub>春前、微笑紅迦在<sub>ニ</sub>此年、這箇元來真面目、雪山悟道落星天、

來 村

一真正山來應寺、本尊藥師觀音、禪宗、

開基は至徳二乙丑年也、宮方は元中二年と號、開山仁百年忌天正十二年甲申二月十三日相當ることあり。

開山首宗賢禪師大和尚とあり、首宗賢和尚は、三間萬泉寺の開山なり、

天文廿四年改元して弘治元乙卯年也、此時客殿も河原淵の薇生より買寄せられ宣久公造營となり。

天正十五年丁亥八月より、豫州宇和郡來村郷も上家になり、其時明室和尚も來應寺退院なり、

天正八年庚辰、殊更當菴五十年、本寺之直以而其以來、戊辰年御飯城、同斯刻大



機菴、從<sub>二</sub>御上意、直請取、庵主桃林良湖中興、於<sub>二</sub>向後<sub>一</sub>可<sub>レ</sub>弔。關白様之豫州を御掟、丁亥歳より初る、明る子年當寺を丸串與左衛門打破候、此時より桃林老只一人勤行申計也。

謹天正十八曆庚寅二月彼岸之日、大喜桃林良湖七十五歳筆<sub>レ</sub>之。

右之書付來應寺古位牌のうらにあり○丁亥天正十五年、子年は十六年か

一來村三島宮神鏡の裏書、

來村三島大明神

橘 忠重

永仁五年歲次丁酉八月廿二日癸丑日

一奉納大乘妙典陸拾六部

三十番神

十羅刹女

宇和郡鎮守、右爲當所大旦那各々本命元辰吉凶星計、大日本國、伊勢大神宮、右八幡大菩薩、左春日大明神、別而當所神宮三島大明神、諸大權現、諸大明神、擁護之所、萬民快樂、

本願眞鏡守倫、伏願以<sub>二</sub>有想善根<sub>一</sub>、證<sub>二</sub>無漏大果<sub>一</sub>、依諸願成就皆令滿足故也、

後西園寺藤原公廣 西藏西蓮

于時永正十五天戌寅彌生仲六日修之筆者南立書年六十歳

.....

公廣御城衆

中村播磨守藤原永時

上村修理之進平氏利信

梅之尾辨心平氏宗信

三善治部左衛門丞平氏重知

宇都宮越前之介

宇都宮左近之丞

戸川衆

藥師寺傳左衛門尉平氏親賴

板島殿之事



山崎助太郎藤原道國

藥師寺五郎三郎源氏正知

松浦四郎左衛門尉平氏親光

宇都宮善左衛門尉藤原綱重

渡邊兵右衛門藤原綱定

松浦右衛門佐平氏正吉

鎌井彌藤次郎藤原重利

大富海次郎重之

公文太郎兵衛親宗

岡崎太郎右衛門清利

松元彌五助

松田宇右衛門

關 大助

土橋彌五太郎

井上兵吉郎

小島又五郎

三浦五郎八

真田兵八

松浦善介

有馬十助

御公人七人衆、三島御氏下之事並座之次弟

岡田越中守

猪股五郎右衛門

赤松肥前守

清家仁右衛門

大森日向介

板島殿之事



田原德右衛門

宇都宮越後介

川股兵之助

市川右衛門尉

大田市兵衛

板島志摩守

小關織部介

勸修寺左馬頭

日根野五介

左座、日振、戸島、蔭淵、西三浦、祝之森、

右座、來村、九島、北灘、上波、下波、東三浦、

御庄中不<sub>レ</sub>殘、津島組、下灘、並御城より南氏神

但南は、小山、中之川切、西は柏、摺木、永月、左右水、沖ノ島、(母島、

古矢、久保、三ヶ浦、) 鶴來嶋共

供田三島神田八反三畝、宮の前上田貳段五畝六步、永代

郷中小神七百二神

播磨守判

修理之進判

治部判

祝師神主左近大夫、年中二度づつ郷中廻り可<sub>レ</sub>申候、並賄可<sub>レ</sub>申候。

筆者北村次郎太郎年十五

一奉<sub>レ</sub>納三島宮 諸願成就所

來村郷並御城より南の御氏神、

今度御神力にて、大森にて土州大將上杉新田平野仲打、

後西園寺藤原公廣内、願主豫州北郡中村住人宇都宮越前介、和州奈良住人中村播

磨介、



于時天正六戊寅年三月五日

筆者越前内信田吉兵衛

うらに君邊夢と云字計りありするは見へず。

來村の内宮の下

一龜淵城、劔の城、をこげの城とてあり。

此城には薬師寺傳左衛門尉親頼と云人被<sub>レ</sub>居由○親頼は一書に親範とあり

來村の内坂下津浦

一上棟三島宮、奉<sub>三</sub>再興<sub>二</sub>意趣者、天長地久、御願圓滿、殊者、大旦越、壽山泰高、福海彌深、願主各息災延命、摠而國家無難、萬民快樂專祈、社門鎮靜、火盜双銷諸縁吉利、

于時明應三甲寅年十一月初六日

大檀那藤原朝臣公久、願主各々修理介、中村因幡介永信、小願主沙彌淨祐、大工下野介武宗、並大藏助、新兵衛佐、出雲介、武次大夫、  
一奉<sub>二</sub>勸請<sub>一</sub>馬越三島大明神、上葺再興、本願旦那、宮下記兵衛、坂下津太郎左衛門、

石引彌太郎、與次郎柱壹本、宮内大夫柱壹本、八郎右衛門、新右衛門兩人柱壹本  
又三郎柱壹本、宗右衛門柱壹本、又七郎柱壹本、薬師寺善助綴五十合力、大工右衛門尉次重、小工修理助、右馬丞、

番匠遣造作二日に十人役 宮下記兵衛

同 四日に廿五人役 坂下津太郎左衛門

寔天正十一曆癸未霜月十五日成就

筆者桃林良朔欽言

一奉<sub>二</sub>勸請<sub>一</sub>、右昔者三島大明神、馬越在<sub>三</sub>御座<sub>一</sub>、唯今當浦の安座、兩村君本願仕候、此意趣者、天長地久、御願圓滿、當浦往來之釣舟、晝夜無<sub>レ</sub>界大小得物無<sub>レ</sub>恙出來之所、大檀那尾張國戸田民部少輔御代、肆時無<sub>二</sub>壹點之災<sub>一</sub>、捌節有<sub>二</sub>大來之慶<sub>一</sub>。

于時文祿肆年乙未正月廿日

筆者桃林七十八歳

祝士彌兵衛、來村勸進役神主宮下松浦久兵衛吉次、其時肝煎、三善治部右衛門、松浦四郎兵衛、岡尾清藏、松本彌助、山崎助太夫、本願當浦八郎左衛門、新左衛門宿大力也、米五斗道心、粃五斗妙敦、坂下津村君小左衛門、源助、公文衆喜兵



衛、太郎右衛門、與三右衛門、彌六郎、七郎兵衛、

來村の内國應

一堂崎棟札

西光寺本堂一字、建立意趣者、天長地久、御願圓滿、殊者、大檀那本命元辰、爰  
文安五年戊辰時尅到來而火災出來、同己巳歲春建立、施主檀那、來應寺住持厚藝  
叟、同比丘尼見貞、造營之旨者、心信現當祈處已、專皇風永扇、帝道遐昌、佛日  
增輝、食輪法輪常轉、諸人願望悉成就耳、

大日觀世音菩薩祈念、山門鎮護、中人咸安堵、大檀那本命元辰、

皆文安六己巳歲卯月廿九日記之

大工 藤原美濃助  
願主 比丘敬白

○此寺に建久七年の銘ある觀音像あり

來村の内寄松

一石引谷白玉棟札寫

上蓋造作旨、天長地久、御願圓滿、殊者、當所五穀豐饒萬民樂業專祈、大檀越來  
應住侶比丘等云々。

時于康正元乙亥年霜月吉良辰

某謹白、大工藤原兵衛九郎。

○棟札現存す、文言字和記と大に違ふ、原本に依り、茲に要旨を掲ぐるのみ。

一上棟白玉權現

明應九禩上章沼灘春王下泮吉日良辰

願主來應寺比丘、大工藤原下野守武宗、

○棟札現存、長二尺四寸四分、巾三寸餘、厚四分、檜材。

一福之森城、赤烏帽子城とて有り、城主不<sub>レ</sub>知。

來村の内稗田○今は保田と云

一安信城、長松寺城とて有り、城主不<sub>レ</sub>知。

祝の森村

一かひの森城、龜城、たつのを城、城主不<sub>レ</sub>知。

板島殿之事



一秀松城、城主秀松石見守、麓に石碑と跡に大杉あり。

一圓覺山普門寺、本尊釋迦、禪宗、開山不知、畑貳畝歩無年貢地有り。

一福來谷往來の川端に津島殿の弟金龍寺住持文寂西堂和尚の塔あり、天正三年此處にて討死の由。

一救苦山西方寺、本尊阿彌陀、禪宗、開山不知。

一祇園社棟札寫

上棟夫新田大明神者、菩薩化儀、如來垂迹、而鎮護國家焉、仍寄蹤於斯縣、助貴賤願望、如方圓器隨水、寔靈驗新者、誰豈不瞻仰乎、厥廟及敗破、而缺經營、暑去寒來、幾干乎於此、外護大且越、清花的々、後西園寺殿藤氏公廣公、併内護願主、津島彌三郎越智氏通顯、皆天正十有二年甲申仲春日、卜大吉辰、借郵人手、勞繩墨、運斤斧、則造功已成、解脫簷、真空柱、盡善盡美焉、故皇風佛日、用扇用輝、且又右記兩且越積善餘慶乎、手不把不祥兵、飯四海於掌握裏、剩福壽海無量、而子葉蕃、孫枝茂矣、加之上下萬民等、打塊歌堯舜之風、置枕於泰山安、此皆非神惠耶、奇哉々々、神亦調簫笛笙、薦蘋蘩、

致精誠、則社門長除梁棟傾危之難、必到龍華三會之春也、是又非人敬乎、神也、人也、增威、添運、不亦宜乎、稽首再拜々々、

昔天正十有二年甲申三月初九日

來村來應津島三寶兩兼住、關山十三世法孫、明室良徹老衲、於真山文室燒香謹筆矣、

うらに

郷職式并普請奉行、曾禰作州入道越智朝臣通武、普請中茶堂驪龍住守善藏主假中專道、左衛門尉、鍛治久兵衛尉安宗、大工四郎右衛門尉藤原能安、小工新藏人助藤原安家、仕手大工善助藤原吉正、神主太郎左衛門尉、祝師新藏人助、小太夫、左衛門太夫勝秀、

右惣合四拾八貫五百文、從二月十二日新始、到三月八日造畢之。

一〇〇檀那西園寺公久後胤熊若越智氏〇〇彌太郎身軀安泰、壽山綿延〇〇社門鎮靜中外安縁内應外〇〇檀信歸崇吉祥萬年〇〇明應三禩〇〇

〇棟札存するも文字見えず



一上棟祇園拜殿

靈壇古跡鎮<sub>ニ</sub>山河、梓里祈求感應多、聖德昂藏垂<sub>ニ</sub>福<sup>社カ</sup>祈<sub>ニ</sub>威風顯著珍<sub>ニ</sub>妖魔、資陪景  
祝飯<sub>ニ</sub>三寶、報答恩休伏<sub>ニ</sub>六和一、從<sub>レ</sub>此鄉閭常怙泰、人人壽嶽聳巍峨。

一來村に權現の森とて高山有、此頂上に權現の御堂有、風烈しく堂も度々破損せし  
故、油屋彌助と云もの信心深ゆへ、現世安穩後生善處の爲とて、石の堂建立すと  
いへり。

一奉<sub>ニ</sub>上棟、石之堂一尊、山高權現、本地藥師如來、天長地久、國家安穩、諸願成  
就、皆令満足攸、

維時明曆二丙申天二月如意吉祥日

東光寺中興現住嬾芝代

來村川内藥師谷

一東光寺、本尊藥師、開基不<sub>レ</sub>如、禪宗、山號不<sub>レ</sub>知、○今は移轉し  
て川下に在り

城 下 ○毛山村  
を含む

一大師堂

遍照山願成寺、九嶋鯨浦に御立有<sub>レ</sub>之所に、邊路渡海之不自由を思やり給ひ、是  
に札をかけよとて、弘法大師馬目木の枝を被<sub>ニ</sub>立置<sub>ニ</sub>候由、其木根ざし、葉しげり  
て今に有、いつの頃にや有けん、此所にて髪をそり道心堅固の身となるもの有、  
彼の剃たる髪を元結にて此馬目木に結付置よし、夫より此所を元結掛<sub>もこゆひき</sub>と申を、所  
の名としてつとひ木と云傳るよしなり。

○此大師堂も願成寺と云ふ、維新の際廢せらる。

一愛宕山棟札寫

奉<sub>ニ</sub>建立、愛宕山大權現堂一字、金輪聖皇、天長地久、御願圓滿所、大願主伊達  
侍從藤原朝臣秀宗公、御武運長久、國家安全、

于<sub>レ</sub>時元和元龍集乙卯年仲冬大吉日 當山開山法印權大僧都清意敬白。

奉行人、生國勢州住人川原吉右衛門家久、大工山城宇多木郡水井住人、藤原上松  
但馬守宗次、小工都六條住人、辰巳右衛門尉定次、鍛冶當國住人、平氏高田左兵



衛尉重久、

一奉<sub>二</sub>造立<sub>一</sub>、愛宕山拜殿、金輪聖皇、天長地久、御願圓滿所、信心大檀那、奥州伊達藤原朝臣秀宗公、

于<sub>レ</sub>時元和八年庚戌文月上旬

權大僧都清意敬白、

奉行、奥州忍之郡、武田監物成長、遠藤三右衛門定吉、大工奥州出羽内長江郡鶴屋次郎右衛門藤原勝吉、小工土州幡多郡平田村住人岡松理左衛門藤原康綱、鍛冶豫州宇和島住人吉田左次兵衛重久、棟ノ槌豫州間崎住人小島與市郎藤原勝吉、柱本ノ槌紀州なぎさの郡そのへ庄松井村住人大黒屋甚兵衛。

一太郎坊

奉<sub>二</sub>建立<sub>一</sub>、愛宕山太郎坊堂一字、金輪聖皇、天長地久、御願圓滿所、信心大檀那奥州伊達侍從藤原朝臣秀宗公、

年號月日住持奉行人大工小工鍛冶右同故除<sub>レ</sub>之、棟の槌攝津國大阪住人松屋新兵衛藤原宗次、柱本ノ槌土州幡多郡平田村住人岡松理左衛門藤原康次、

一鳥居

奉<sub>二</sub>建立<sub>一</sub>、愛宕山鳥居、金輪聖皇、天長地久、御願圓滿如意處、願主奥州伊達侍從遠江守藤原朝臣秀宗公、

于<sub>レ</sub>時元和九癸亥年卯月吉祥日

住持權大僧都清意敬白、

奉行人武田監物、大工鶴屋二郎右衛門、小工小嶋與一郎、岡松理左衛門、鍛冶吉田左兵衛國房、

此額は寛永五年六月廿四日にかゝる、筆者五井禪久なり、富永閑齋彫<sub>レ</sub>之也。

一鰐口銘

奉<sub>二</sub>寄進<sub>一</sub>、愛宕山御寶殿鰐口壹箇、

陸奥大守伊達政宗公之嫡男、秀宗公之門士、生國奥州伊達郡川俣、今也屬<sub>二</sub>秀宗公<sub>一</sub>、豫州宇和島居住、櫻田立蕃助藤原元親、一箇之大器、掛在<sub>二</sub>于高樓<sub>一</sub>、形如<sub>二</sub>鰐魚口<sub>一</sub>、勢似<sub>二</sub>龍蛇頭<sub>一</sub>、動則驚<sub>二</sub>五岳<sub>一</sub>、鳴則響<sub>二</sub>九州<sub>一</sub>、武運續<sub>二</sub>萬世<sub>一</sub>、壽域保<sub>二</sub>千秋<sub>一</sub>。

元和七辛酉五月吉日

光天叟書



一右之堂拜殿、度々再興有之候へども、就中寛文年中之修理は新造營ほどの儀なり、記之、

一權現堂、拜殿、太郎坊、石鳥居、棟札寫

大檀主從四位下行侍從臣兼遠江守伊達氏藤原朝臣宗利公、

于時寛文七丁未年八月吉慶日、

奉行人生國備中松山住淺尾十郎兵衛藤原光次、横目城州住人森田市左衛門橋清重  
當所住人鈴木儀左衛門藤原勝重、

一鳥居の額は、江戸住佐々木玄龍書、前のは社内に納めらる。

一愛宕山麓に、地藏院延命寺と云祈願所有り、此開山法印清意は、生國武州秩父郡の人なり、剃髮染衣の身と成て、後江戸へ被レ出、秀宗公へ奉公の由、然共女犯肉食堅禁戒之由、被レ爲及聞食候て、或時御前へ被レ召出、肉食可レ仕候由、若違背においては一命あやうかるべしとて、きびしく被レ仰付といへ共、更に不任其意之處、殊勝に被レ思食、當國拜地入部之時、勝軍地藏堂建立被レ遊に付、

開山に御居被レ成候由なり。

一一宮棟札寫、但先年は丸串城天守の臺に社有之由、藤堂泉州之時、今の所へ奉レ移レ之由。

奉ニ上棟、本地十一面觀音、一宮大明神一字、金輪聖皇、天長地久、御願圓滿處、大檀那、奥州之生國伊達侍從遠江守藤原朝臣秀宗公、建立之、本願生國奥州住二宮次郎右衛門藤原重次、

于時寛永九壬申歲十二月吉日 敬白、

爲ニ御合力ニ 銀百目藤堂大學殿、米貳俵金田壹岐、銀壹枚桑折中務、瓦千五百枚櫻田孫助、當所氏子、壹紙半錢助成有之、神主水間左兵衛、大工田邊與惣左衛門、小工美作印の莊安井茂助。

一此宮も破壊しぬ、又慶安元子年より宮建立之企有て、同二年に成就したり、神輿等迄中結構す、九月九日祭禮の時は、大守公よりも警固の勇士に、弓鏑神馬を出せり、十七町の氏子共は、思ひくの出で立にて供奉し奉りぬ、御旅所は須賀